一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

中　間　市

水　巻　町

岡　垣　町

芦　屋　町

遠　賀　町

遠賀・中間地域広域行政事務組合

令和５年３月

目　　次

第１章　計画に関する基本的事項･･･････ 1
　第１節　計画改定の趣旨・目的･･･････ 1
　第２節　計画の位置づけ･･･････ 2
　第３節　計画の期間・目標年度･･･････ 3
　第４節　計画の範囲･･･････ 3
　第５節　持続可能な開発目標(SDGs)について･･･････ 4

第２章　地域の概要と将来構想･･･････ 5
　第１節　地域の概要･･･････ 5
　第２節　地域の基本構想･･･････ 11

第３章　ごみ処理・処分の現状と課題･･･････ 14
　第１節　ごみ処理行政の動向･･･････ 14
　第２節　ごみ処理・処分の現状･･･････ 19
　第３節　ごみ処理・処分の課題･･･････ 59

第４章　人口及びごみ排出量等の将来予測･･･････ 60
　第１節　人口の将来予測･･･････ 60
　第２節　ごみ排出量の将来予測･･･････ 61

第５章　ごみ減量化等の数値目標･･･････ 62
　第１節　国・県等の一般廃棄物減量化目標･･･････ 62
　第２節　組合地域における数値目標･･･････ 63

第６章　一般廃棄物（ごみ）処理基本計画･･･････ 70
　第１節　基本方針･･･････ 70
　第２節　ごみの計画処理区域と処理主体･･･････ 71
　第３節　排出抑制・再資源化計画･･･････ 72
　第４節　収集・運搬計画･･･････ 75
　第５節　中間処理計画･･･････ 77
　第６節　最終処分計画･･･････ 79
　第７節　災害廃棄物処理計画について･･･････ 81
　第８節　計画の進行管理･･･････ 81

第１章　計画に関する基本的事項

第１節　計画改定の趣旨・目的

これまでの廃棄物処理は、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境を保全し公衆衛生の向上を図ることに主眼を置いてきました。しかし、私たちが生活の豊かさを求める結果、ごみは質的に多様化し、その排出量は増加しつづけ、ごみの適正処理の困難性や最終処分場の確保難、市町村財政のひっ迫など地域レベルの問題が深刻化するとともに、資源の枯渇や温暖化など地球規模での環境問題にも影響を及ぼすこととなっています。そこで、これらの問題を解決するため、私たちのライフスタイルや経済活動の見直しなど資源を大切にする循環型社会への転換を目指す動きが活発になってきているところです。さらに、近年は排出抑制や再使用に重点を置いた循環型社会のあり方や再生可能エネルギーの確保を目指すようになっているほか、多発する自然災害により生じる廃棄物の処理・処分も考慮した対応が切実な問題となっています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされています。

一般廃棄物処理計画は、①長期的かつ総合的な視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）、②これに基づき年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されています（廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定）。

遠賀・中間地域広域行政事務組合（以下、組合という。）を構成する1市4町（中間市、水巻町、岡垣町、芦屋町、遠賀町）及び組合では、平成29年度に一般廃棄物（ごみ）について適正に処理・処分することを目的として「ごみ処理基本計画」を策定していますが、現行計画の策定から5年を経過したことから今回、改定を行うものです。（以下、平成29年度策定の計画を「現行計画」、今回改定を行う計画を「本計画」という。また、組合を構成する各市町を指す場合は「構成市町」、構成市町を含めた組合の地域全体を指す場合は「組合地域」という。）

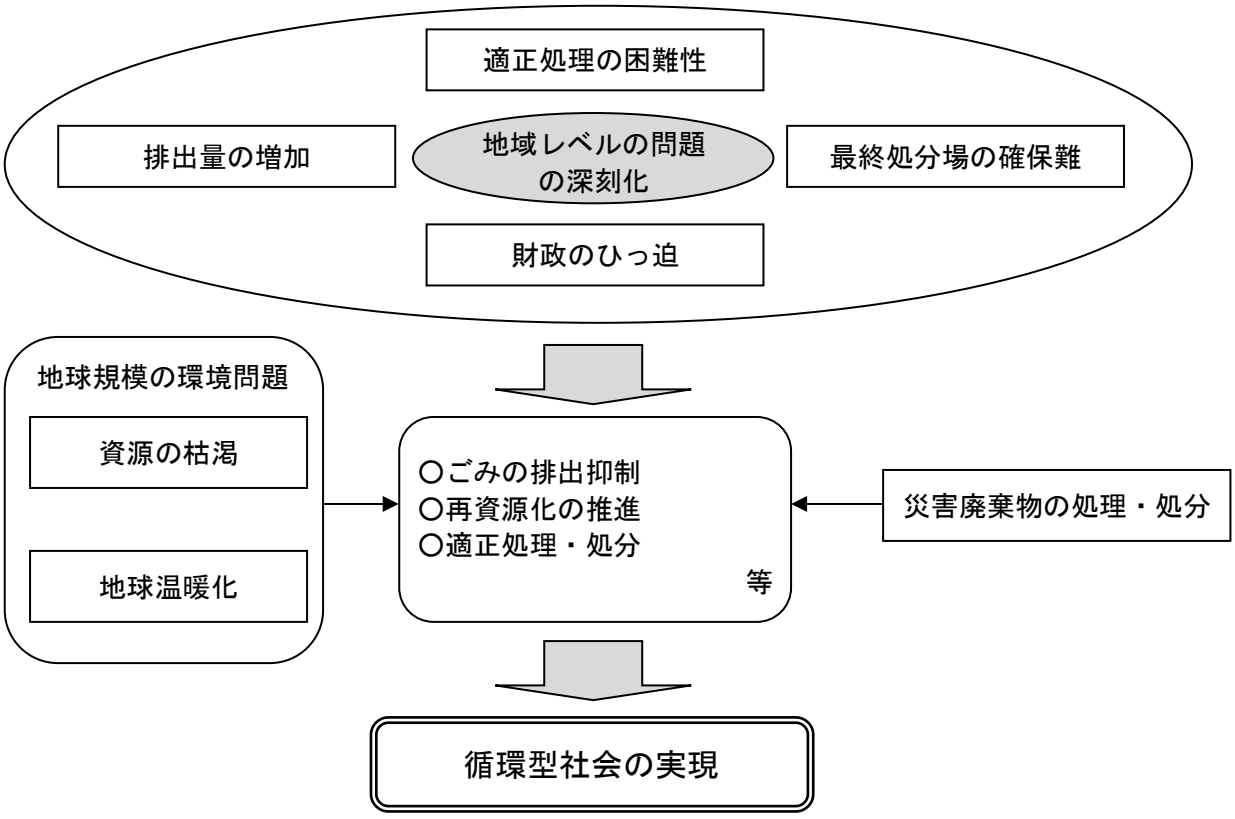

第２節　計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法第6条第1項」の規定に基づき策定されたものであり、1市4町及び組合における一般廃棄物（ごみ）処理事業の最上位計画とします。

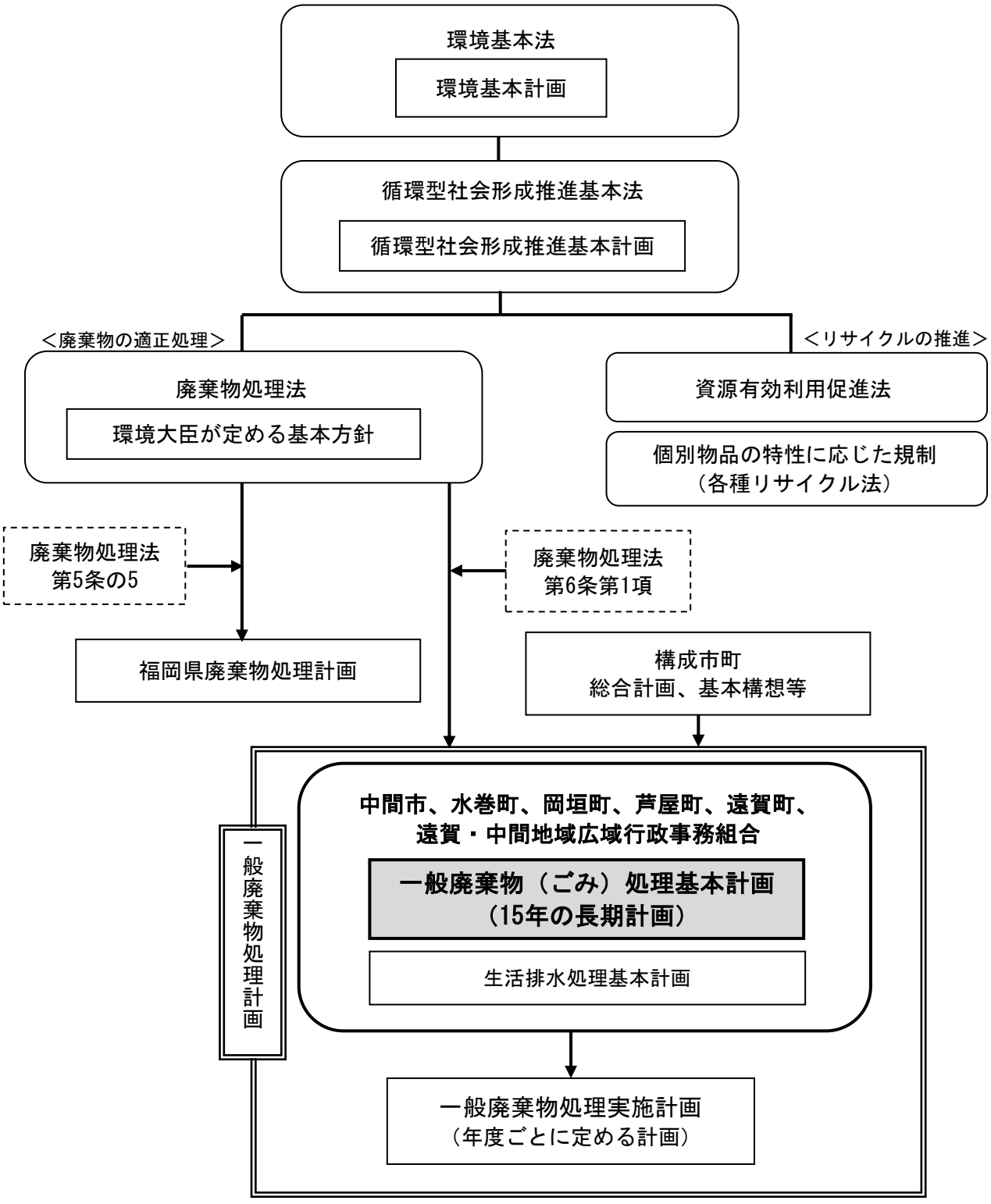

図１－１　一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ

第３節　計画の期間・目標年度

本計画では、平成29年度を初年度とし、目標年度を令和13年度とした15年間を計画期間とします。また、概ね5年ごとに中間目標年度を設定し、計画の進捗状況の評価を行い、計画を見直します。本計画は、令和3年度に中間目標年度を迎えたことから目標達成状況の確認とともに改定を行うものです。なお、一般廃棄物処理・処分等に関わる諸条件に大きな変動があった場合なども、必要に応じて見直すものとします。

表１－１　計画の期間・目標年度

区分＼年度		H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
本計画	策定年度	●					●（見直し）					○（見直し）				
	計画の期間	←	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	→
	計画目標年度															○
	中間目標年度					●					○					

第４節　計画の範囲

本計画では、市町村の処理責任に位置付けられている一般廃棄物のうち、「ごみ」を対象とします。

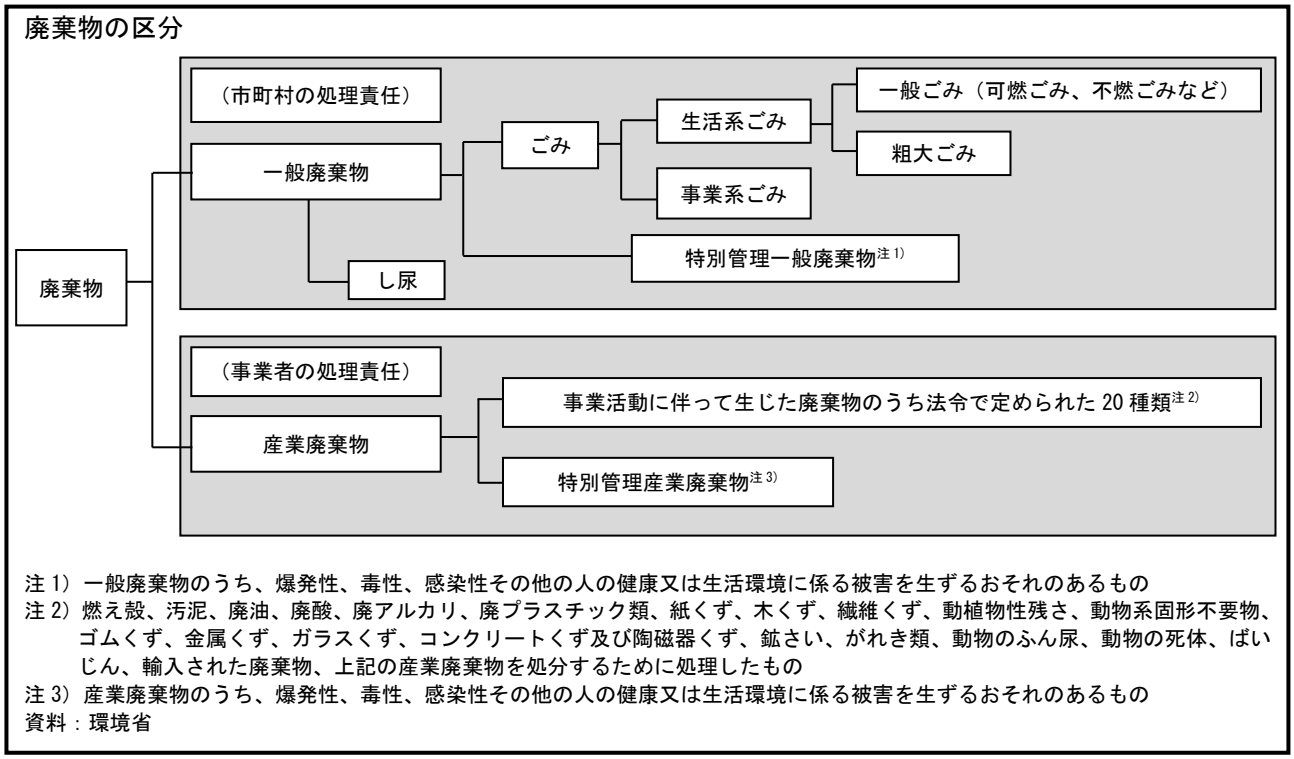

注 1）一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
注 2）燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの
注 3）産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
資料：環境省

図１－２　計画対象の廃棄物

第５節　持続可能な開発目標（SDGs）について

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

廃棄物対策は持続可能な社会づくりの実現に密接な関わりがあり、本計画を通じて SDGs の実現に向けて様々な取り組みを推進していきます。

本計画においては、SDGs の次のような目標と関連があると考えられ、第６章第１節において、ごみ処理に関する基本方針と関連すると考えられる SDGs の目標を併記しています。

目標４［質の高い教育をみんなに］
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する

目標９［産業と技術革新の基盤を作ろう］
強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

目標１１［住み続けられるまちづくりを］
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する

目標１２［つくる責任、つかう責任］
持続可能な生産消費形態を確保する

目標１３［気候変動に具体的な対策を］
気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる

目標１４［海の豊かさを守ろう］
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

目標１５［陸の豊かさも守ろう］
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する活性化する

目標１７［パートナーシップで目標を達成しよう］
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第２章　地域の概要と将来構想

第１節　地域の概要

１．位置及び地勢

遠賀・中間地域広域行政事務組合は、1市4町（中間市、水巻町、岡垣町、芦屋町、遠賀町）の全域を対象として、ごみの収集運搬とし尿の収集運搬及び一般廃棄物処理施設（ごみ中継施設、リサイクルプラザ、し尿処理施設）の管理・運営を行っています。

構成市町の概要は次の通りです。

【中間市】

中間市は、福岡県の北部に位置し、北九州市と遠賀郡、鞍手郡に接しています。市域は東西に 6.98km、南北に 4.45km で面積は 15.96km^2 となっています。市の中央をちょうど南北に一級河川の遠賀川が流れていることから、市域は通称「川東（かわひがし）」と「川西（かわにし）」に分かれています。北九州市側となる川東には、なだらかな丘陵を背景に閑静な住宅地と商業地などを形成し、市の人口の 9 割が集中しています。川西の広々とした平野部には、美しくのどかな田園風景が広がり、市の振興方針による工場団地が立地しています。

【水巻町】

水巻町は、福岡県の北部に位置し、面積は 11.01km^2 となっています。東は北九州市に隣接し、西は遠賀川に挟まれた南北に細長い町です。町の中央部に標高 100m の小高い丘陵地があり、周囲は平坦で低湿な沖積地で、平野の中央を曲川（まがりがわ）が流れています。一帯の土地は海岸線が近く、遠賀川の氾濫（はんらん）によって沖積土が厚く堆積し、地味肥よくで、そのうえ気候も温暖なために米・野菜の栽培に適しています。遠賀川のほとりでは、秋には紅・ピンク・白のコスモスが咲き誇り、私たちの心を和ませてくれます。

【岡垣町】

岡垣町は、福岡県の北部で北九州市と福岡市の中間に位置しています。町域は東西に 10.4km、南北に 8.6km で面積は 48.64km^2 となっています。北部は響灘に面し、12km もの松林が続く三里松原が美しい海岸を形成されていて、昭和 31 年、玄海国定公園に指定されました。南西部の宗像市との境界には 300～400m 級の山々が連なり、町の豊かな水源となっています。中央部には汐入川、東部には矢矧川が流れ、両河川の流域は農産物の産地になっています。西部・中部・東部は平野で、田園と住宅地域が広がっています。中心部には国道 3 号と JR 鹿児島本線が通り、北九州市と福岡市を結ぶ町の主要な交通網となっています。

【芦屋町】

芦屋町は、東を北九州市に隣接し、響灘を望む遠賀川の河口に広がる町です。町域は東西に 4.4km、南北に 5.3km で面積は 11.58km^2 となっています。町の中央部を流れる遠賀川を挟んで両極端な海岸線は、東側は奇岩景勝の磯を形成し、西側は白砂青松のなだらかな海岸となっています。いずれも多くの観光客を集め、北九州都市圏の海洋レジャータウンとなっています。

【遠賀町】

遠賀町は、面積は 22.15km^2 で、遠賀平野の中心に位置し、古くから農耕文化が栄え、現在でも稲作を中心にイチゴやフキなど施設園芸も行なわれています。町の中心部を JR 鹿児島本線や国道 3 号線が通り、町北部の国道 495 号線や鞍手インター・若宮インターからのアクセスも良いため、人や物量の重要な交差点になっています。

出典：中間市ホームページ　位置と面積
水巻町ホームページ　地勢
芦屋町ホームページ　地勢・位置
岡垣町第 3 次環境ビジョン　第 1 章策定の背景
遠賀町ホームページ　地勢
より一部加筆

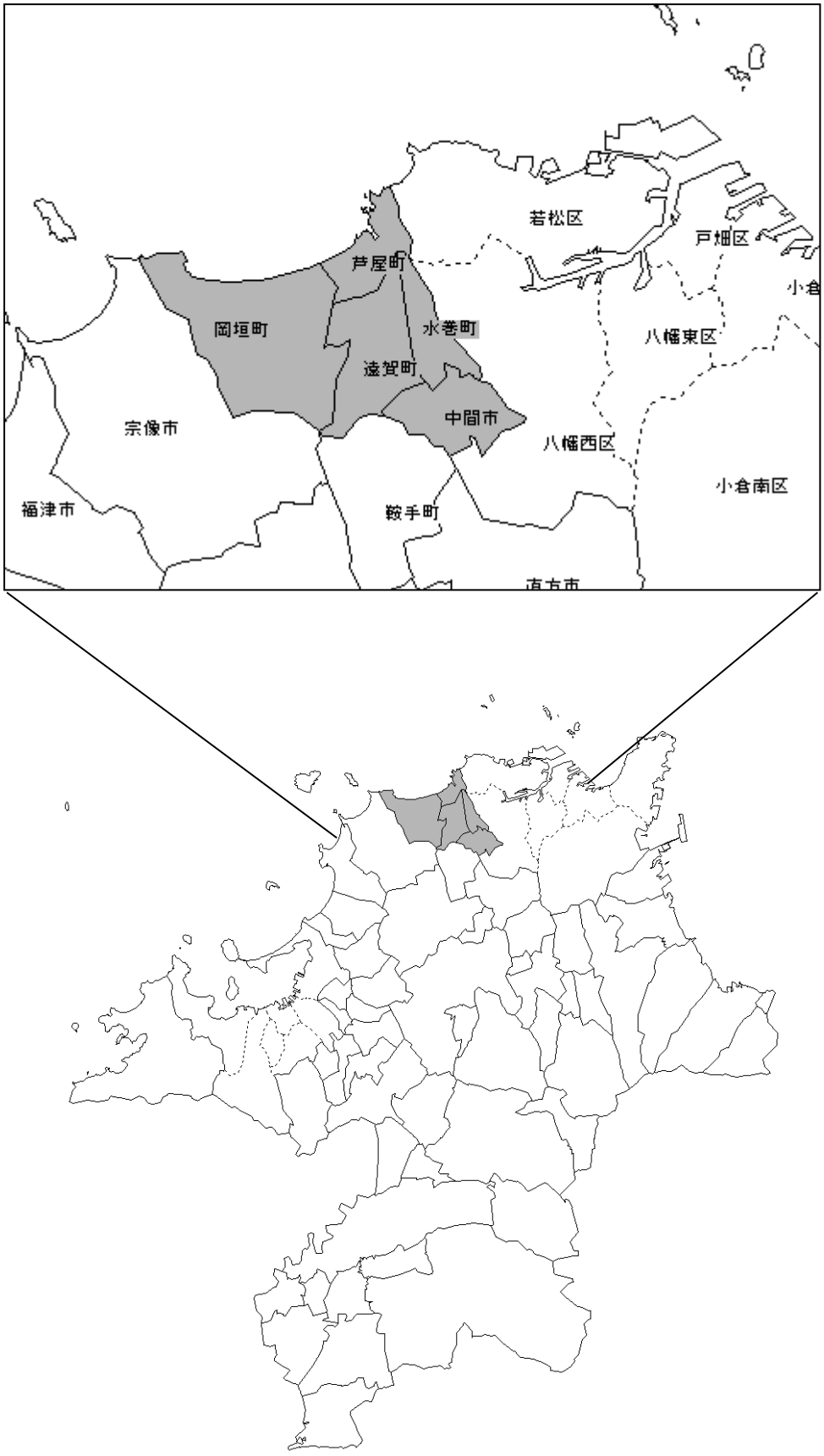

図２－１　組合を構成する１市４町の位置

２．人口動態

構成市町の行政区域内人口の推移は表２－１のとおりであり、いずれの市町も緩やかな減少傾向にあります。令和3年度は中間市で40,478人、水巻町で27,893人、岡垣町で31,598人、芦屋町で13,500人、遠賀町で19,238人、地域全体で132,707人となっています。

また、年代別人口は表２－２のとおりであり、地域全体では15歳未満人口が16,044人（内訳は中間市：4,405人、水巻町：3,502人、岡垣町：4,102人、芦屋町：1,645人、遠賀町：2,390人）、15～64歳人口が69,714人（内訳は中間市：20,738人、水巻町：15,272人、岡垣町：16,346人、芦屋町：7,533人、遠賀町：9,825人）、65歳以上人口が45,993人（内訳は中間市：15,219人、水巻町：9,340人、岡垣町：10,559人、芦屋町：4,367人、遠賀町：6,508人）となっています。

年代別人口の割合でみると表２－３のとおりであり、地域全体では15歳未満が12.2%、15～64歳が52.9%、65歳以上が34.9%となっており、福岡県全体の値（15歳未満：13.0%、15～64歳：59.1%、65歳以上：27.9%）と比較すると、65歳以上の高齢者の割合が高くなっています。

表２－１　行政区域内人口の推移

（単位：人）

市町名	行政区域内人口				
	H29	H30	R1	R2	R3
中間市	42,563	41,785	41,574	41,161	40,478
水巻町	28,898	28,612	28,205	28,030	27,893
岡垣町	32,049	31,805	31,699	31,644	31,598
芦屋町	14,260	14,064	13,905	13,752	13,500
遠賀町	19,320	19,324	19,364	19,176	19,238
合計	137,090	135,590	134,747	133,763	132,707

出典：組合資料(R3 実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2 実績)

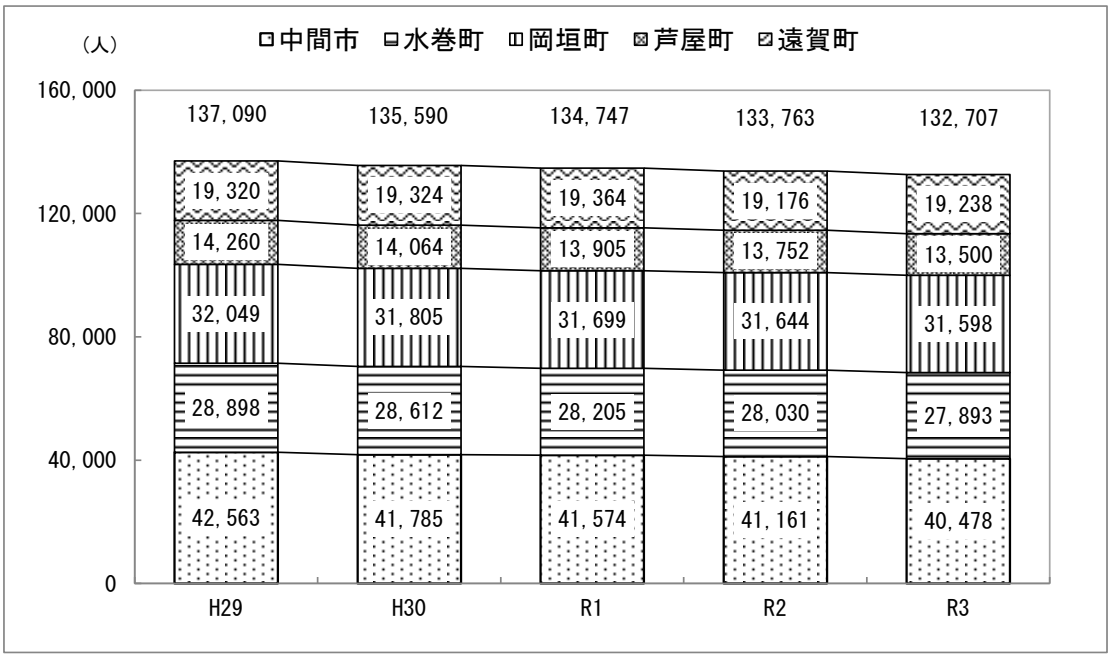

図２－２　行政区域内人口の推移

表２－２　年代別人口数

（単位：人）

市町名	15歳未満	15～64歳	65歳以上
中間市	4,405	20,738	15,219
水巻町	3,502	15,272	9,340
岡垣町	4,102	16,346	10,559
芦屋町	1,645	7,533	4,367
遠賀町	2,390	9,825	6,508
合計	16,044	69,714	45,993
福岡県	667,107	3,035,328	1,432,779

出典：令和2年国勢調査　人口等基本集計

表２－３　年代別人口割合

（単位：%）

市町名	15歳未満	15～64歳	65歳以上
中間市	10.9	51.4	37.7
水巻町	12.5	54.3	33.2
岡垣町	13.2	52.7	34.1
芦屋町	12.1	55.6	32.2
遠賀町	12.8	52.5	34.8
合計	12.2	52.9	34.9
福岡県	13.0	59.1	27.9

出典：令和2年国勢調査　人口等基本集計

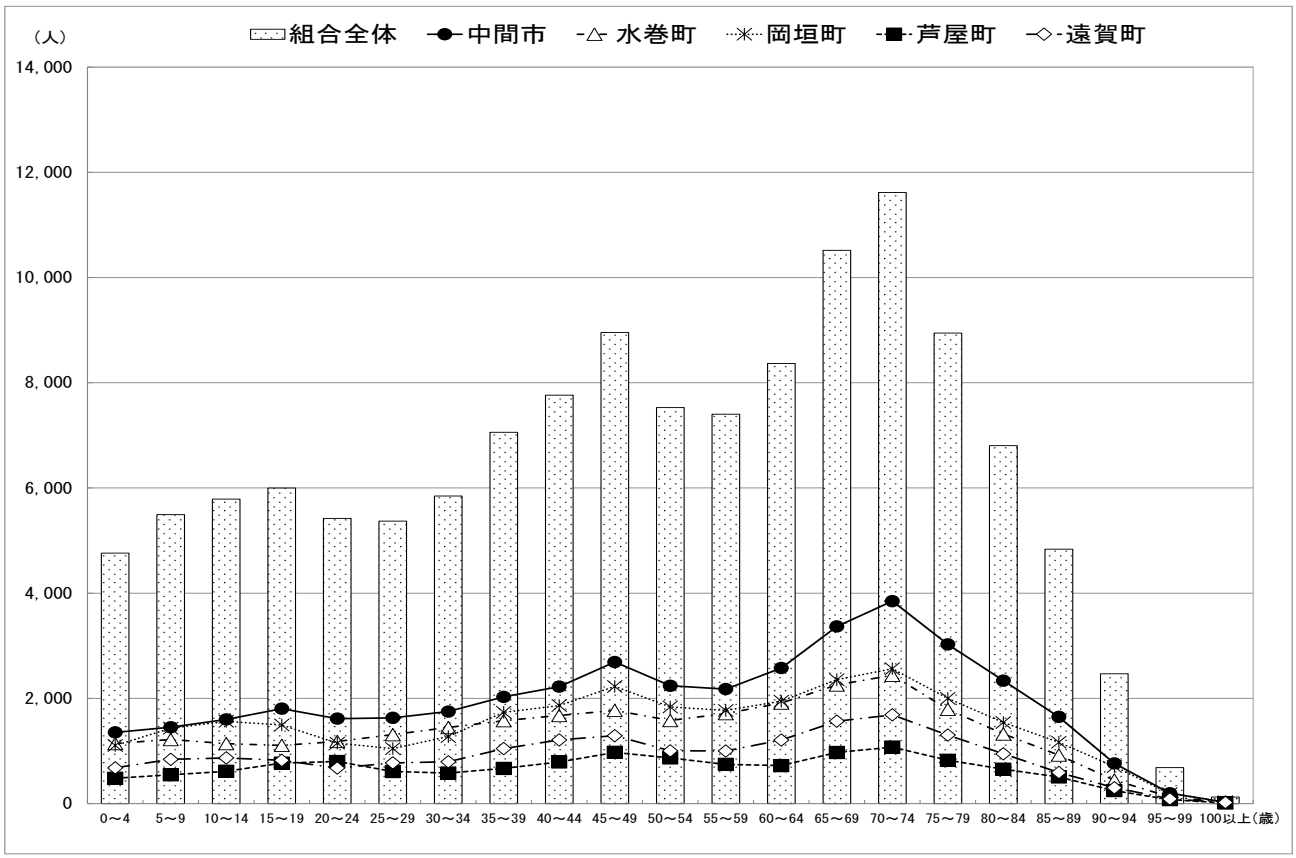

出典：令和2年国勢調査　人口等基本集計

図２－３　年代別人口数（組合全体）

３．産業

組合地域の産業構造を就業者数構成でみると、全体の就業者数60,424人に対し、第3次産業が70.2%と3分の2以上を占めており、次いで第2次産業（27.9%）、第1次産業（1.9%）の順となっています。福岡県全体の値（第1次産業：2.4%、第2次産業：19.9%、第3次産業：77.7%）と比較すると、第2次産業の割合が高くなっています。

構成市町別にみると、第1次産業（就業者割合）は岡垣町、芦屋町、遠賀町、第2次産業（就業者割合）は中間市、水巻町、第3次産業（就業者割合）は岡垣町、芦屋町でそれぞれ相対的に高くなっています。

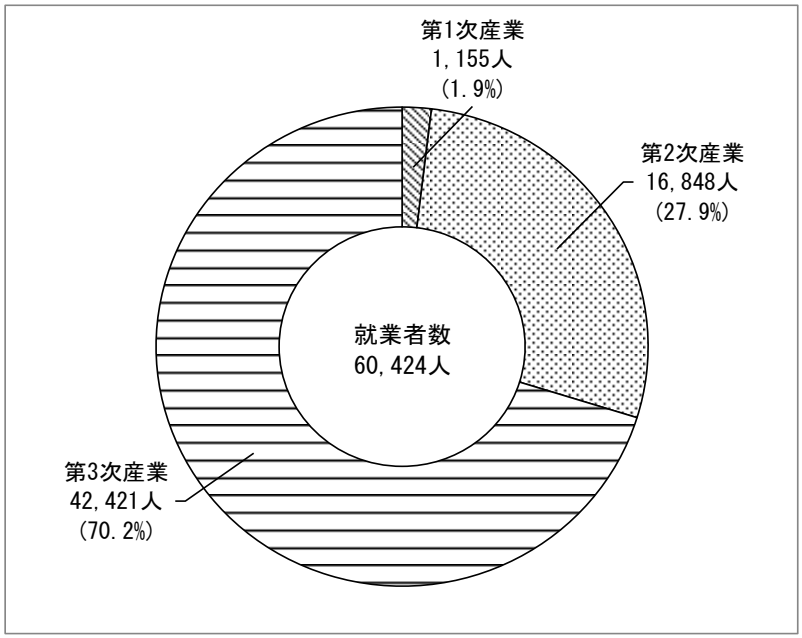

出典：令和2年国勢調査 就業状態等基本集計

図２－４　産業３部門別就業者数（割合）

表２－４　市町別産業３部門別就業者割合

（単位：%）

市町名	就業者割合		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業
中間市	0.9	30.8	68.3
水巻町	1.0	30.1	68.9
岡垣町	3.1	24.8	72.1
芦屋町	2.5	22.9	74.6
遠賀町	2.9	27.6	69.6
組合全体	1.9	27.9	70.2
福岡県	2.4	19.9	77.7

出典：令和2年国勢調査 就業状態等基本集計

第1次産業　農業、林業、漁業

第2次産業　鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第3次産業　電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務

※四捨五入の関係上、個々の計と合計が一致しない場合がある。

事業所数は、平成26年度の4,698箇所（内訳は中間市：1,512箇所、水巻町：926箇所、岡垣町：896箇所、芦屋町：529箇所、遠賀町：835箇所）に対し、令和元年度では5,132箇所（内訳は中間市：1,741箇所、水巻町：907箇所、岡垣町：989箇所、芦屋町：523箇所、遠賀町：972箇所）と、地域全体ではやや増加しています。

表２－５　事業所数の推移

（単位：箇所）

市町名	平成21年度	平成26年度	令和元年度
中間市	1,600	1,512	1,741
水巻町	934	926	907
岡垣町	898	896	989
芦屋町	558	529	523
遠賀町	844	835	972
組合全体	4,834	4,698	5,132

出典：総務省統計局　平成21年経済センサス-基礎調査 甲調査（民営事業所）（平成21年度）
平成26年経済センサス-基礎調査 甲調査（民営事業所）（平成26年度）
令和元年経済センサス-基礎調査 甲調査（民営事業所）（令和元年度）

４．土地利用状況

組合地域の土地利用状況は、森林が33.24km^{2}と最も多く、次いで宅地20.95km^2、耕地16.99km^{2}の順となっています。

構成市町別にみると、中間市、水巻町では宅地が最も多く、中間市は次いで耕地、森林の順、水巻町は耕地と森林が同じ面積となっています。岡垣町は全体が48.64km^{2}と構成市町の中で最も広く、そのうち森林が約半数を占め最も多く、次いで耕地、宅地の順となっています。遠賀町は構成市町の中で2番目に広く、そのうち耕地が3割程度を占め最も多く、次いで宅地、森林の順となっています。芦屋町は構成市町の中で4番目に広く、そのうち森林が2割程度を占め最も多く、次いで宅地、耕地の順となっています。

表２－６　令和3年地目別土地利用状況（市町村地目別面積）

市町名	総面積	耕地		宅地		森林	
	(km^2)	(km^2)	対総面積(%)	(km^2)	対総面積(%)	(km^2)	対総面積(%)
中間市	15.96	2.72	17.0	6.16	38.6	0.77	4.8
水巻町	11.01	1.06	9.6	3.45	31.3	1.06	9.6
岡垣町	48.64	5.62	11.6	5.46	11.2	25.17	51.7
芦屋町	11.58	0.83	7.2	2.13	18.4	2.60	22.5
遠賀町	22.15	6.76	30.5	3.75	16.9	3.64	16.4
組合全体	109.34	16.99	15.5	20.95	19.2	33.24	30.4

出典：福岡県市町村要覧（令和4年12月）

第２節　地域の基本構想

構成市町及び組合の総合計画等に定められた主な施策の中から、廃棄物処理関係の内容を抜粋すると、次のとおりであり、いずれの市町及び組合においても、ごみの減量化や資源化の推進などが主要施策に位置づけられています。

表２－７　構成市町及び組合の総合計画等に定められた廃棄物処理関係の主要施策等（１）

中間市	【主要施策】 １．やっちゃれエコライフ啓発事業 ・全国環境月間中である 6 月の第 2 日曜日をエコライフデーと定め、当日省エネなど実践したことをあらかじめ配布されたチェックシートにチェックをする。このことにより自分のライフスタイルを見直し、多くの市民が参加することにより環境にやさしいライフスタイルの普及啓発を行う。 ２．3R 推進事業 ・3R（Reduce＝ごみを出さない、Reuse＝繰り返し使う、Recycle＝再利用する）を推進するため、市民の意識改革や実践活動を促進する。廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物を資源として再利用、再生利用し、資源循環型社会を構築する。 ３．地球温暖化対策実行計画（事務事業編）個別事業 ・平成 29 年 2 月に策定した地球温暖化対策実行計画で掲げた目標である、平成 33 年度までの中間市所管施設の二酸化炭素排出量を 10%削減を達成するため、LED 化及び各施設の老朽化設備を更新する。 ４．環境保全活動団体提案型事業補助金制度 ・平成 27 年度に策定した中間市第 2 次環境基本計画及び平成 21 年に策定した中間市市民協働のまちづくり基本方針に基づき、公益的な環境保全活動を行う団体が提案し、かつ、実施する事業を対象に補助金を交付する。	中間市第 4 次総合計画 実施計画（抜粋） （計画期間：令和元年度～令和 3 年度）
水巻町	【主要施策】 １．4R（3R+1R[Refuse=廃棄物の発生回避]）の推進 ・エコバックの使用を推進する。 ・食品ロスの出ない生活様式を推進する。 ・簡易包装、資源ごみ回収等を推進する。 ・使い捨て商品から再使用・詰め替え型商品への移行を推進する。 ・給食により排出される生ごみのリサイクルを行う。 ２．食品ロスの削減 ・食品ロス削減の取組について、情報の収集・提供を行う。 ・未利用食品を提供するための活動の支援等を行う。 ・生ごみ処理容器･生ごみ処理機活用による食品残渣の削減への取組を行う。 ３．ごみの分別の促進 ・資源ごみの集団回収を促進する。 ４．適切な回収体制の確立 ・一般廃棄物の拠点回収場所での回収を重点的に進める。 ５．ポイ捨てや不法投棄等の防止 ・不法投棄や散乱ごみのないまちを目指し、啓発活動を促進する。 ６．環境美化活動の推進 ・環境美化推進員やボランティア団体の活動を支援する。	第 2 期水巻町環境基本計画 （抜粋） （計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度）

表２－７　構成市町及び組合の総合計画等に定められた廃棄物処理関係の主要施策等（２）

岡垣町	【主要施策】 １．ごみの減量化と再資源化を支援し、新たな資源化に向けた研究に取り組む。 ・減量化や資源物回収の活動を支援し、補助金を交付する。 ・地域や企業と連携し、生ごみの減量化に向けた取り組みを行う。 ２．資源物回収を利用しやすい環境整備に努める。 ・資源物回収団体と連携し、より多くの人が資源物回収を利用できる環境づくりを進める。 ３．リユース（再利用）の機会を提供する。 ・フリーマーケットの開催を支援し、資源の再利用に努める。 ４．ごみ出しが困難な世帯のごみ出し方法を検討 ・ごみ出しが困難な高齢者世帯などに対するごみ出しのあり方を検討する。 ５．ごみの減量化・再資源化の意識啓発を進める。 ・広報おかがきや町公式ホームページで情報を発信、分別ガイドブックを作成し配布する。また、講演会などを開催し、意識啓発に努める。 ６．ごみの不法投棄を防止する。 ・パトロールの実施・啓発看板などを設置し、監視の目を光らせる。また、地域が行う清掃活動を支援する。	岡垣町第３次環境ビジョン （抜粋） （計画期間：令和３年度～令和 12 年度）
芦屋町	【主要施策】 １．環境の保全と美化 ・「芦屋町地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス削減に取り組む。 ・環境美化のため、不法投棄防止活動や啓発活動、地域住民による河川敷や海岸地域、町内居住区域の清掃に取り組む。 ・遠賀川などから流出するごみ対策や不法係留船対策について、関係機関に働きかける。 ２．循環型社会の推進 ・ごみ減量化・資源化を一層推進するため、生ごみ処理容器等購入補助金や資源物回収活動奨励金の活用を図るとともに、資源物拠点回収、エコバッグの携帯などの取り組みを推進する。 ・ごみの減量化・資源化に関する住民啓発に取り組む。	第６次芦屋町総合振興計画 （抜粋） （計画期間：令和３年度～令和 12 年度）
遠賀町	【主要施策】 １．自然環境の保全 ・「遠賀町環境基本計画」に基づき、環境保全に関する施策を計画的に推進する。 ・ボランティアとの連携による環境美化運動を継続し、活動の充実を図る。 ・不法投棄抑制に向けた巡回パトロールの実施や、適切なリサイクルに向けた啓発活動を進める。 ２．循環型社会の推進 ・3R に向けた意識を啓発し、適切な資源リサイクルを促進 ・生ごみ処理機やダンボールコンポストの購入補助の継続、食品ロス対策など、燃えるごみの減量化に向けた活動を推進する。	第６次遠賀町総合計画 前期基本計画（抜粋） （計画期間：令和４年度～令和８年度）

表２－７　構成市町及び組合の総合計画等に定められた廃棄物処理関係の主要施策等（３）

組合	【主要施策】 １．ごみ処理施設での一般廃棄物（ごみ）の処理、資源化 ①遠賀・中間リレーセンター ・「不燃ごみ・粗大ごみ」は、破砕処理した後に金属回収を行い、民間業者へ売却を通じて資源化を行う。 ※「可燃ごみ（不燃ごみ、粗大ごみの中間処理により発生する破砕可燃残渣を含む）」は、「遠賀・中間地域広域行政事務組合構成市町内から発生する一般廃棄物の処理に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という。）」に基づき北九州市に処理委託している。 ・「新聞紙、雑誌、段ボール等」は、可能な限り選別し、民間業者への売却を通じて資源化を行う。 ・「草、木くず」は、可能な限り選別し、処理許可業者への処理（チップ化、堆肥化）委託を行う。 ・「使用済小型電子機器等」は、可能な限り選別し、認定事業者での資源化を行う。 ②中間・遠賀リサイクルプラザ ・「ビン・カン」のうちカンは、選別処理した後に民間業者への売却を通じて資源化を行う。 ・「ビン・カン」のうちビン、「プラスチック製容器包装」、「ペットボトル」、「食品トレイ」は、容器包装リサイクル法に基づき資源化を行う。 ・「紙パック」は、選別処理した後に北九州市の製紙会社によって、トイレットペーパーへのリサイクルを行う。 ・遠賀・中間リレーセンターに持ち込まれた再生利用可能な「家具類」を中間・遠賀リサイクルプラザで修理し「再生品家具類」として展示販売を行う。 ③最終処分場での埋め立て処理 ・遠賀・中間リレーセンター、中間・遠賀リサイクルプラザから出るリサイクルできない不燃残渣の埋め立て処理を行う。 ２．ごみ処理施設の長寿命化 ・長寿命化総合計画に基づき、「遠賀・中間リレーセンター」、「中間・遠賀リサイクルプラザ」、「最終処分場」の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策等、施設の機能を維持する補修計画の立案と実施により、施設の長寿命化、財政支出の節減を図る。 ３．環境教育・啓発活動の充実 ①廃棄物に関する意識の高揚 ・ごみ減量、リサイクル推進のため、施設の見学などあらゆる機会を通じ、住民、事業者に対し、ごみ処理の現状に関する認識を深めてもらう。 ②ごみの適切な出し方に関する啓発 ・広報誌、分別ガイドブックにより、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。	組合財政計画（抜粋） （計画期間：令和 5 年度～令和 14 年度） 第 10 期分別収集計画（抜粋） （計画期間：令和 5 年度～令和 9 年度） 長寿命化総合計画（抜粋） （計画期間：施設共用開始～40 年間）

第３章　ごみ処理・処分の現状と課題

第１節　ごみ処理行政の動向

１．循環型社会形成推進基本法・循環型社会形成推進基本計画

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成 12 年 6 月に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、平成 13 年 1 月に施行されました。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図ること、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図ること、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現するとされています。

また、同法では、政府において、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画を策定することを規定しています。この計画は、循環型社会の形成に関する政策の総合的、計画的な推進を図るための中心的な仕組みとなるものであり、循環型社会のあるべき姿についてのイメージを示し、循環型社会形成のための数値目標を設定するとともに、国及びその他の主体の取組の方向性が示されています。平成 30 年 6 月に閣議決定した第四次の循環型社会形成推進基本計画では、国の取組の基本的な方向や一般廃棄物の減量化に関する数値目標を次のとおりとしています。

■第四次循環型社会形成推進基本計画における基本的方向（抜粋）

●持続可能な社会づくりとの統合的取組

【将来像】

- **誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界**
- **環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上**

●多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

【将来像】

- **循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等**
- **災害に強い地域でコンパクトで強靭なまちづくり**

●ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

【将来像】

- **第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う**

●適正処理の更なる推進と環境衛生

【将来像】

- **廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会**
- **海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会**
- **東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生**

●万全な災害廃棄物処理体制の構築

【将来像】

- **自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靭化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会**

●適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

【将来像】

- **適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界**

●循環分野における基盤整備
【将来像】
・情報基盤が整備・更新され、必要な技術の開発が継続的に行われ、人材が育成され、多様な主体が高い意識を持って、行動する社会

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日　閣議決定)、環境省

■第四次循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の減量化目標

指　標			令和 7 年度目標
一般廃棄物の減量化		１人１日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）	約 850g/人・日
	１人１日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭からの１人１日当たりごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除く）	約 440g/人・日
	事業系ごみ排出量	事業系ごみの総量	約 1,100 万トン

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日　閣議決定)、環境省

２．廃棄物処理法の基本方針

平成 13 年 5 月に環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（基本方針）を決定し公表しました。その基本的な方向としては、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保すること、災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保することとしています。

平成 28 年 1 月に改正された基本方針では、令和 2 年度を目標とした一般廃棄物の減量化の目標を設定していました。

なお、令和 2 年 3 月 16 日事務連絡「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改定について（事務連絡)」において、目標年度である令和 2 年度には基本方針の改定を行わないこととしており、令和 2 年度以降については、第四次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして施策を進めていくこととしています。

■廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の減量化の目標

指　標	令和 7 年度目標値
１人１日当たり家庭系ごみ※排出量	440g/人･日
再生利用率	約 28%に増加
最終処分量	320 万トン

※生活系ごみから資源ごみ量、集団回収量を除いた量
資料：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改定について（事務連絡）令和 2 年 3 月 16 日通知

３．循環型社会形成推進交付金

市町村等が行う、地域の生活基盤を支えるための社会インフラである一般廃棄物処理施設の整備を支援する制度として「循環型社会形成推進交付金」があります。

この交付金制度は、平成 17 年度に従来の補助金制度に代えて創設されたものであり、市町村等が循環型社会推進のための目標とそれを実現するために必要な事業等を記載した「循環型社会形成推進地域計画」を作成し、国は地域計画が廃棄物処理法の基本方針に適合している場合に、年度ごとに交付金を交付するものです。

４．廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物処理法第 5 条の 3 に基づき、5 年ごとに策定されるものです。

平成 30 年 6 月 19 日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」（計画期間：2018 年度～2022 年度の 5 ヶ年）は、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、従来から取り組んできた 3R の推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靭な廃棄物処理システムの確保を進めることとしています。

■廃棄物処理施設整備計画

基本的理念
①基本原則に基づいた 3R の推進 ②気候変動や災害に対して強靭かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 ③地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理システムの方向性
① 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3R の推進 ② 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 ③ 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 ④ 廃棄物系バイオマスの利活用の推進 ⑤ 災害対策の強化 ⑥ 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 ⑦ 地域住民等の理解と協力の確保 ⑧ 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

目標及び指標（抜粋）	
目標	指標
ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。	ごみのリサイクル率 21%（2017 年度見込み） →27%（2022 年度）
	一般廃棄物最終処分場の残余年数 2017 年度の水準（20 年分）を維持する。
焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する。	期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 19%（2017 年度見込み） →21%（2022 年度）
	廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合 40%（2017 年度見込み） →46%（2022 年度）

出典：廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月 19 日　閣議決定）、環境省

５．各種リサイクル法

個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が制定されており、概要は次のとおりです。

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制（リデュース）、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目指す。

出典：環境省ホームページ「各種リサイクル法」より（以下、同）

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

家庭から排出されるごみの重量の約 2～3 割、容積で約 6 割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図る。この法律では、容器（商品を入れるもの）、包装（商品を包むもの）のうち、中身商品が消費されたり、中身商品と分離された際に不要になるものを「容器包装」と定義して、リサイクルの対象としている。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた法律。この法律では、家庭用エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の家電 4 品目について、小売業者による引取り及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化等（リサイクル）が義務付けられ、消費者（排出者）には、家電 4 品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなど、それぞれの役割分担を定めている。

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する法律。

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付ける法律。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付ける法律。

小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

使用済小型電子機器等に含まれる金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。この法律では、市町村が回収を行い、認定を受けた事業者が再資源化を行うなど、それぞれの役割分担を定めている。

食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくとともに、できるだけ食品として活用することを推進する法律。

プラスチック資源循環法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）
海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることを受け、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じる法律。

以上の関係法令、計画、方針等に基づく循環型社会形成推進のための法体系は、次のとおりです。

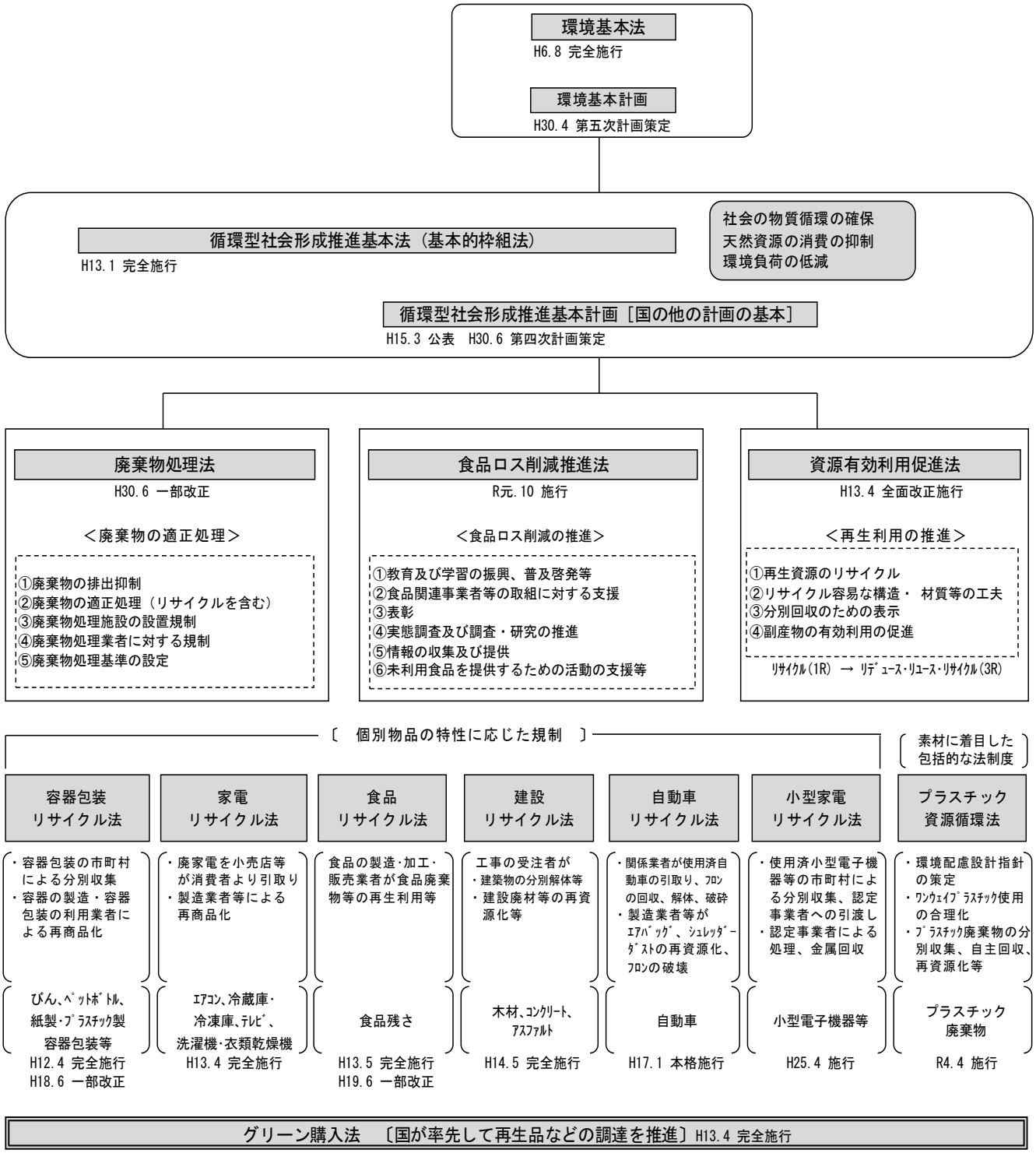

出典：環境白書（環境省）※添付図に一部加筆

図３－１　循環型社会形成のための法体系

第２節　ごみ処理・処分の現状

１．管理・運営体制

組合地域における、ごみ処理に関する管理・運営体制は次のとおりです。

収集・運搬は組合が主体となって実施しています（運営形態は許可及び委託)。

中間処理のうち、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの破砕・選別・圧縮及びこれらの中間処理により発生する不燃残渣、埋立残渣の最終処分は組合が実施しています。

一方、可燃ごみは、基本協定書に基づき北九州市へ焼却処理及び焼却残渣の最終処分を委託しており、組合では中継施設における圧縮・積み替えを実施しています。

表３－１　組合におけるごみ処理に関する管理・運営体制（令和３年度）

区分＼体制		実施主体	運営形態
収集・運搬	可燃ごみ	遠賀・中間地域広域行政事務組合	許可及び委託
	不燃ごみ		
	粗大ごみ		
	資源ごみ		
中間処理 最終処分	可燃ごみ	遠賀・中間地域広域行政事務組合	基本協定書に基づき北九州市へ委託
	不燃ごみ	遠賀・中間地域広域行政事務組合	直営
	粗大ごみ		
	資源ごみ		

２．収集・運搬状況

組合地域における収集・運搬の状況は次のとおりです。収集・運搬は組合が実施しており、分別の種類等は構成市町で同一となっています。

表３－２　収集・運搬体制

<table>
<tr><th colspan="3">種類</th><th>収集主体</th><th>収集区域</th><th>収集回数</th><th>収集容器</th><th>収集方法</th></tr>
<tr><td rowspan="9">生活系ごみ</td><td colspan="2">可燃ごみ</td><td rowspan="9">組合</td><td rowspan="9">管内全域</td><td>週２回</td><td rowspan="4">指定袋</td><td rowspan="4">ステーション</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td><td>月１回</td></tr>
<tr><td colspan="2">ビン・カン</td><td>月２回</td></tr>
<tr><td colspan="2">プラスチック製
容器包装</td><td>月２回</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>月１回</td><td>指定シール</td><td>戸別収集</td></tr>
<tr><td rowspan="3">拠点回収
資源物</td><td>ペットボトル</td><td rowspan="3">随時</td><td rowspan="3">回収
ボックス</td><td rowspan="3">拠点回収</td></tr>
<tr><td>紙パック</td></tr>
<tr><td>食品トレイ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業系ごみ</td><td colspan="2">可燃ごみ</td><td rowspan="3">許可業者</td><td rowspan="3">管内全域
（業者毎
指定区域）</td><td rowspan="3">許可業者との
収集契約</td><td rowspan="3">指定袋</td><td rowspan="3">許可業者との
収集契約</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">ビン・カン</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自己搬入</td><td colspan="2">可燃ごみ</td><td rowspan="3">排出者</td><td rowspan="3">管内全域</td><td rowspan="3">必要の都度</td><td rowspan="3">飛散・流出
しない方法</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td></tr>
</table>

３．ごみ処理・処分体制

現在のごみ処理・処分体制は、次のとおりです。

組合地域において発生する可燃ごみは、遠賀・中間リレーセンターへ搬入し、圧縮・積み替えを行い、焼却処理（溶融処理を含む）及び焼却残渣の最終処分については基本協定書に基づき北九州市へ委託しています。なお、新聞紙・雑誌・段ボールは民間業者へ売却し、木材・草・剪定枝については民間許可業者への処理委託を通じて資源化を行っています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、遠賀・中間リレーセンターへ搬入し、破砕・剪断・圧縮等の中間処理を行い、鉄・アルミ等の資源物を回収後、可燃残渣については可燃ごみとともに北九州市へ搬出し、不燃残渣については、組合最終処分場にて最終処分を行っています。なお、回収した資源物（使用済小型家電・鉄・アルミ・乾電池・蛍光灯・水銀体温計等）については民間業者への売却や処理委託を通じて資源化を行っています。

資源ごみ（集団回収を除く）については、中間・遠賀リサイクルプラザへ搬入し選別・圧縮・再生処理等の中間処理を行い、資源化できるものは可能な限り資源化を行っています。発生する可燃残渣及び不燃残渣は遠賀・中間リレーセンターへ搬出し、同施設で発生する残渣と同様の処理を行っています。また、埋立残渣は組合最終処分場にて最終処分を行っています。

４．ごみ処理施設の概要

組合が所管するごみ処理施設の概要は、次のとおりです。

表３－３　ごみ処理施設の概要

施設名	遠賀・中間リレーセンター
所在地	遠賀郡岡垣町大字糠塚 103 番地の 1
敷地面積	土地　　25,725 ㎡ 建物　9,817.71 ㎡
供用開始年月	平成 19 年 4 月 1 日
処理方式	コンパクタ方式
処理能力	可燃ごみ中継処理施設　199t/日 不燃・粗大ごみ資源化処理施設　24t/日
運転管理体制	直営及び委託

施設名	中間・遠賀リサイクルプラザ
所在地	中間市大字垣生 1300 番地
敷地面積	土地 29,679 ㎡ 建物 6,028.07 ㎡
供用開始年月	平成 13 年 4 月 1 日
処理能力	ビン・カン選別ライン　19t/日 ペットボトル・紙パック選別ライン　3t/日 白色トレイ貯留ヤード　1t/日 その他プラスチックストックヤード　4.6t/日
運転管理体制	直営及び委託

施設名	最終処分場
所在地	遠賀郡岡垣町大字戸切 1711 番地
敷地面積	最終処分場（埋め立て地）　29,058 ㎡ 浸出液処理施設　195.65 ㎡
供用開始年月	平成元年 4 月 1 日
処理能力	110 ㎥/日（浸出液処理施設）
運転管理体制	直営及び委託

５．排出抑制・再資源化への取り組み状況

排出抑制・再資源化に関する取り組みについて整理すると、次のとおりです。

表３－４　排出抑制・再資源化への取り組み状況

内容【主体】		概要
生活系ごみ	【組合】 家庭系ごみの指定袋制度 （可燃、不燃、ビン・カン、プラスチック製容器包装、粗大）	家庭系ごみの有料指定袋制度により、分別の徹底による資源化の促進、排出の抑制を図るとともに、排出段階での手数料負担等廃棄物処理に対する意識の啓発を図る。
	【構成市町】 厨芥類の排出抑制・資源化	厨芥類処理容器、機器等への助成制度により、排出抑制と資源化を促進する。 また、水切りによる減量化の促進のため広報誌等による住民周知を徹底する。
	【構成市町】 集団資源回収事業	各種団体の資源回収に対する助成制度により、排出抑制と資源化を促進する。 ※回収品目は新聞紙・雑誌類・段ボール・雑紙・古布・ビン・カン
	【組合】 容器包装廃棄物の回収・資源化	プラスチック製容器包装の指定袋による分別収集、ペットボトル・紙パック・食品トレイの拠点回収により、資源化を推進する。
事業系ごみ	【組合】 事業系ごみの指定袋制度 （可燃、不燃、ビン、カン）	事業系ごみの有料指定袋制度により、分別の徹底による資源化の促進、排出の抑制を図るとともに、排出事業者の処理責任に基づく料金負担等により廃棄物処理に対する意識の啓発を図る。
	【構成市町・組合】 搬入制限、資源化の誘導	事業系ごみ（自己搬入含む）のうち排出抑制、資源化が可能なものについて、搬入の制限、資源化業者への誘導等により、処理量の削減を図る。
その他	【組合】 施設処理による資源化	【遠賀・中間リレーセンター】 〇不燃ごみ、粗大ごみ：破砕処理後に金属回収を行い、民間業者への売却を通じて資源化を行う。 〇新聞紙・雑誌類・段ボール等：可能な限り選別し、民間業者への売却を通じて資源化を行う。 〇草、剪定枝、木材、竹等：可能な限り選別し、処理許可業者への資源化処理（チップ化、堆肥化）委託を行う。 〇使用済小型電子機器等：可能な限り選別し、認定事業者での資源化を行う。 〇古着：可能な限り選別し、民間業者へ引き渡し資源化を行う。 〇再生可能な家具類：中間・遠賀リサイクルプラザに搬送し、再生品家具類として展示販売を行う。 【中間・遠賀リサイクルプラザ】 〇カン：選別処理後に民間業者への売却を通じて資源化を行う。 〇ビン、プラスチック製容器包装、ペットボトル、食品トレイ：容器包装リサイクル法に基づき資源化を行う。 〇紙パック：選別処理後に北九州市の製紙会社によってトイレットペーパーへのリサイクルを行う。 〇再生品家具類：展示販売を行うことによりリユース、リサイクルの取り組みを促進する。
	【構成市町・組合】 ごみ排出抑制・資源化促進のための啓発活動	〇リサイクル啓発事業の実施 〇リサイクルプラザ、リレーセンターの施設見学の受入 〇住民、諸団体、事業所に対する減量化・資源化指導 〇その他広報活動や情報提供

６．処理・処分状況

１）ごみ処理・処分フロー

組合全体及び構成市町における令和３年度のごみ処理の流れをフロー図で示すと、次のとおりです。

（１）組合全体

ごみ排出量 41,001t に対して、集団回収量 2,523t を除いた 38,478t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 35,044t が北九州市で焼却処理され、その後 4,162t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、再生利用量は、集団回収量、民間の一般廃棄物処理施設で処理されている木くず等（以下、「木くず等資源化量」という。）及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 28.3%に当たる 12,840t となっています。また、組合の最終処分場における最終処分量は 1,222t となっています。

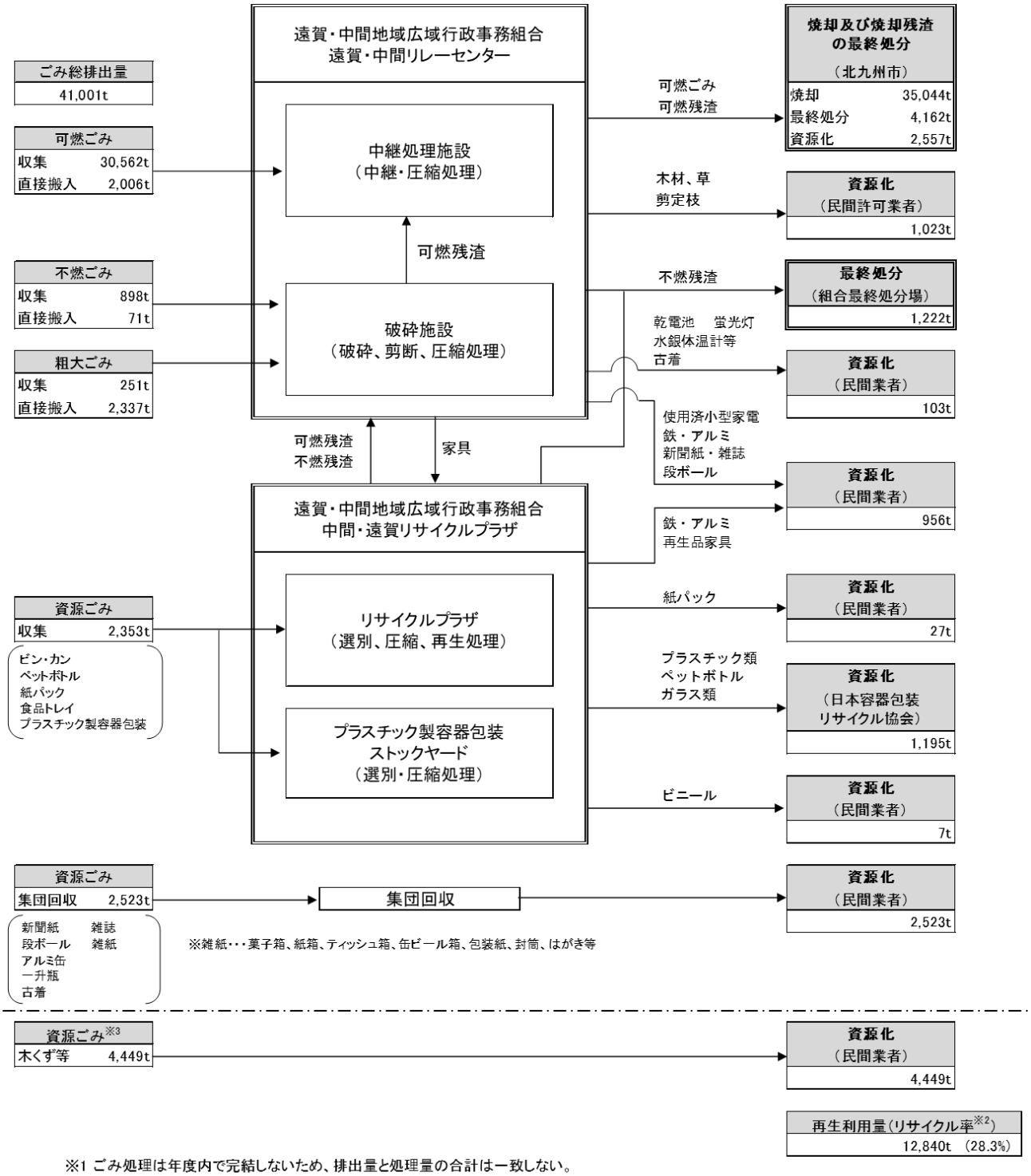

※1 ごみ処理は年度内で完結しないため、排出量と処理量の合計は一致しない。
※2 リサイクル率＝再生利用量÷{ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）＋木くず等資源化量}×100
※3 資源ごみ（木くず等）の量は、ごみ総排出量には含まれない。

図３－２－１　ごみ処理・処分フロー（組合全体：令和３年度）

（2）中間市

ごみ排出量 12,322t に対して、集団回収量 839t を除いた 11,483t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 10,538t が北九州市で焼却処理され、その後 1,251t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、再生利用量は、集団回収量、木くず等資源化量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 26.5%に当たる 3,518t となっています。また、組合最終処分場における最終処分量は 368t となっています。

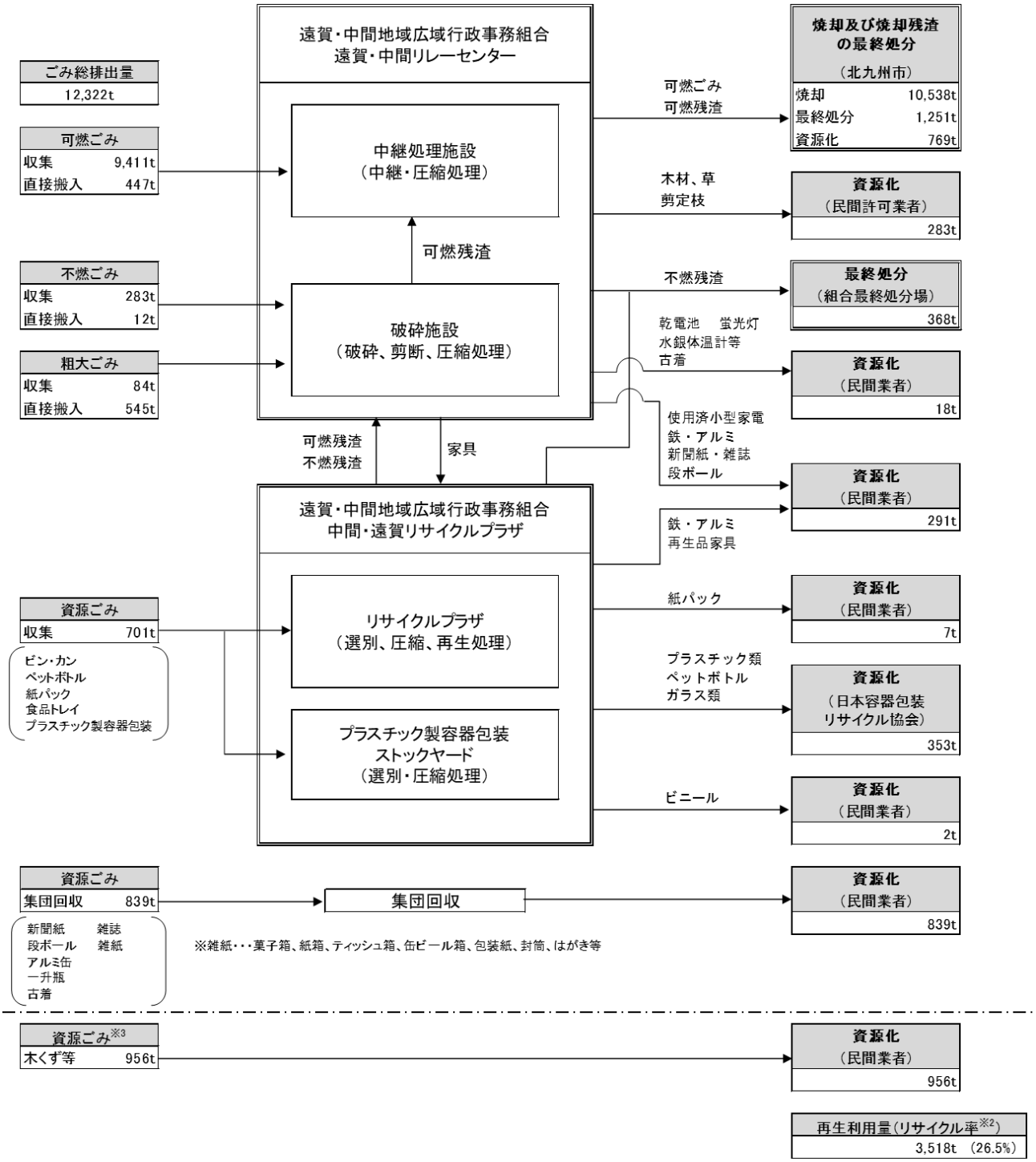

※1 ごみ処理は年度内で完結しないため、排出量と処理量の合計は一致しない。
※2 リサイクル率＝再生利用量÷｛ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）＋木くず等資源化量｝×100
※3 資源ごみ（木くず等）の量は、ごみ総排出量には含まれない。

図３－２－２　ごみ処理・処分フロー（中間市：令和３年度）

（3）水巻町

ごみ排出量 8,908t に対して、集団回収量 395t を除いた 8,513t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 7,810t が北九州市で焼却処理され、その後 928t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、再生利用量は、集団回収量、木くず等資源化量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 25.8%に当たる 2,511t となっています。また、組合最終処分場における最終処分量は 259t となっています。

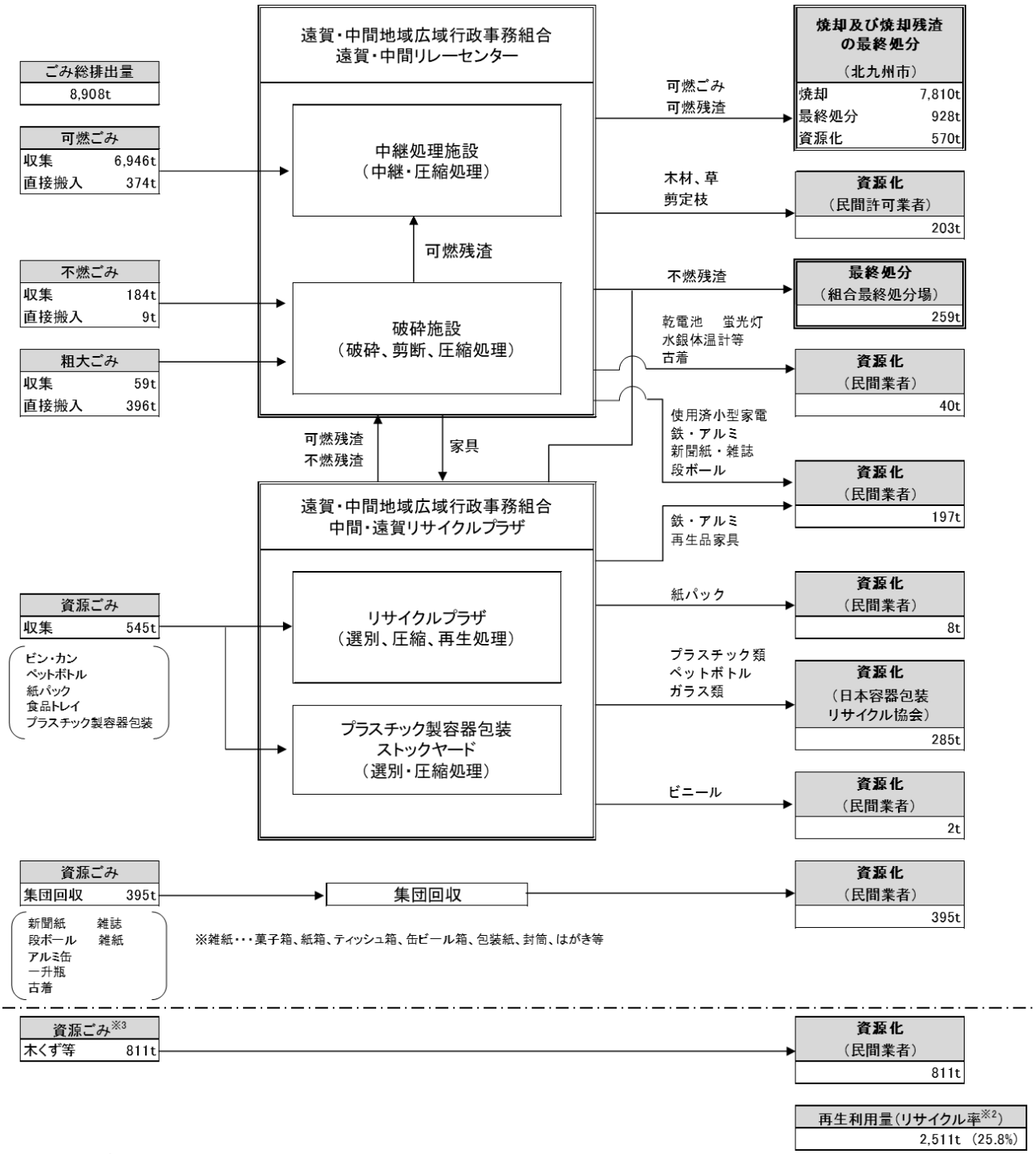

※1 ごみ処理は年度内で完結しないため、排出量と処理量の合計は一致しない。

※2 リサイクル率＝再生利用量÷{ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）＋木くず等資源化量} ×100

※3 資源ごみ（木くず等）の量は、ごみ総排出量には含まれない。

図３－２－３　ごみ処理・処分フロー（水巻町：令和３年度）

（４）岡垣町

ごみ排出量 9,451t に対して、集団回収量 627t を除いた 8,824t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 7,946t が北九州市で焼却処理され、その後 944t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、再生利用量は、集団回収量、木くず等資源化量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 26.5%に当たる 2,688t となっています。また、組合最終処分場における最終処分量は 285t となっています。

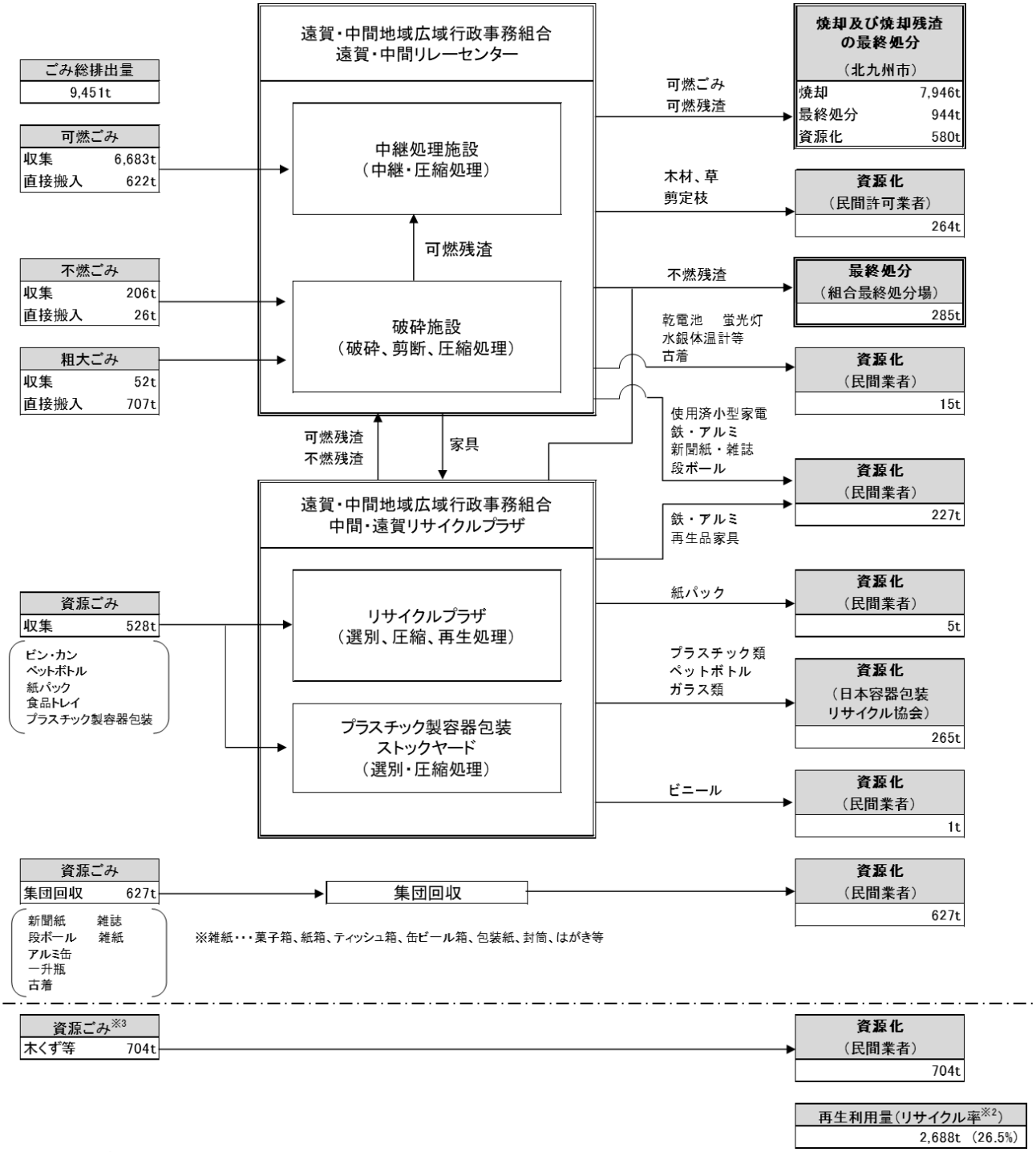

※1 ごみ処理は年度内で完結しないため、排出量と処理量の合計は一致しない。

※2 リサイクル率＝再生利用量÷{ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）＋木くず等資源化量} ×100

※3 資源ごみ（木くず等）の量は、ごみ総排出量には含まれない。

図３－２－４　ごみ処理・処分フロー（岡垣町：令和３年度）

（５）芦屋町

ごみ排出量 3,977t に対して、集団回収量 261t を除いた 3,716t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 3,367t が北九州市で焼却処理され、その後 400t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、再生利用量は、集団回収量、木くず等資源化量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 35.1%に当たる 1,694t となっています。また、組合最終処分場における最終処分量は 129t となっています。

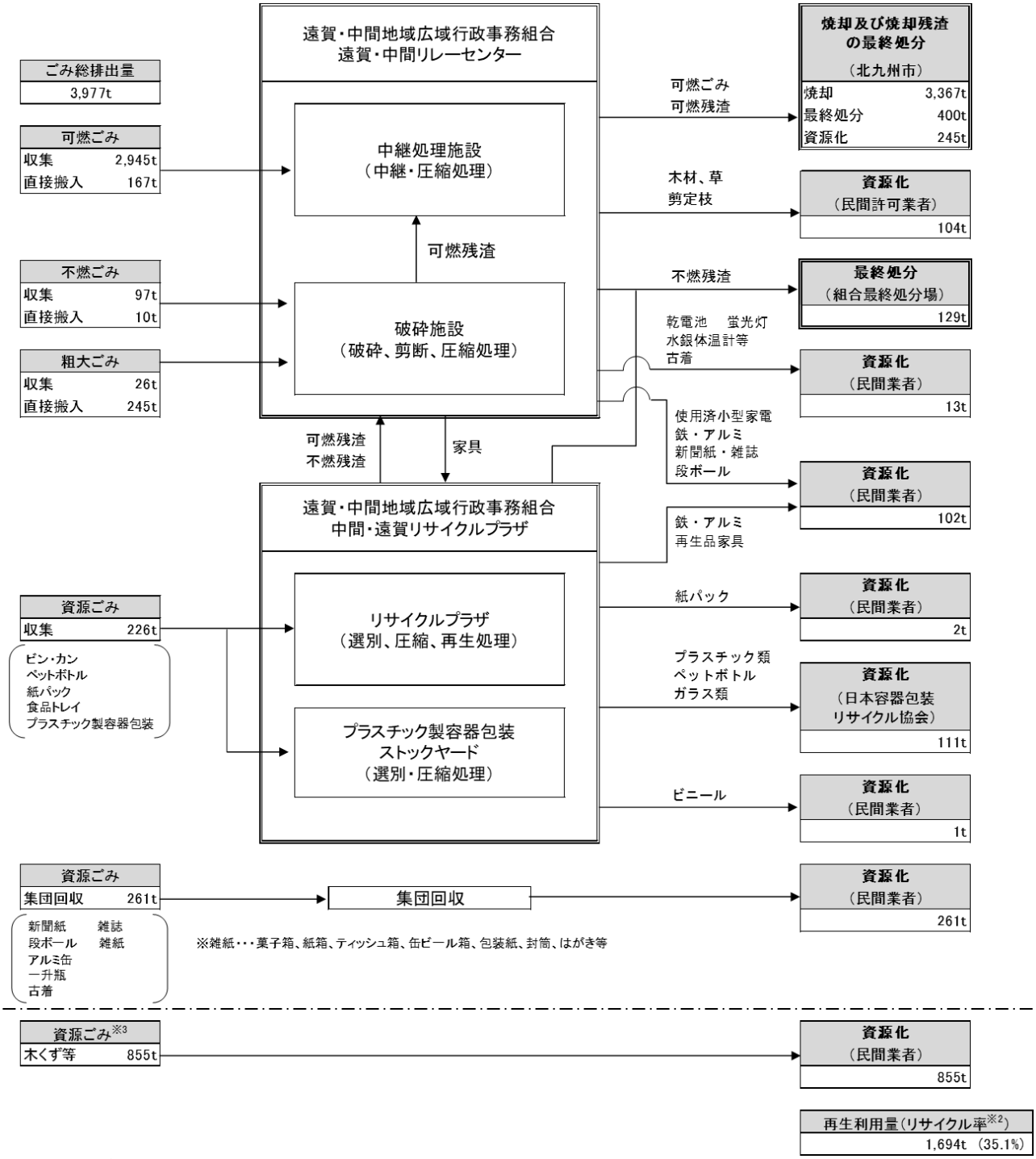

※1 ごみ処理は年度内で完結しないため、排出量と処理量の合計は一致しない。

※2 リサイクル率＝再生利用量÷{ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）＋木くず等資源化量} ×100

※3 資源ごみ（木くず等）の量は、ごみ総排出量には含まれない。

図３－２－５　ごみ処理・処分フロー（芦屋町：令和３年度）

（6）遠賀町

ごみ排出量 6,343t に対して、集団回収量 401t を除いた 5,942t が中間処理されており、このうち基本協定書に基づき 5,383t が北九州市で焼却処理され、その後 639t が焼却残渣として最終処分されています。

一方、組合では不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについて資源化等の中間処理を行っており、再生利用量は、集団回収量、木くず等資源化量及び北九州市における焼却処理後の資源化量を含め、排出量の約 32.5%に当たる 2,429t となっています。また、組合最終処分場における最終処分量は 181t となっています。

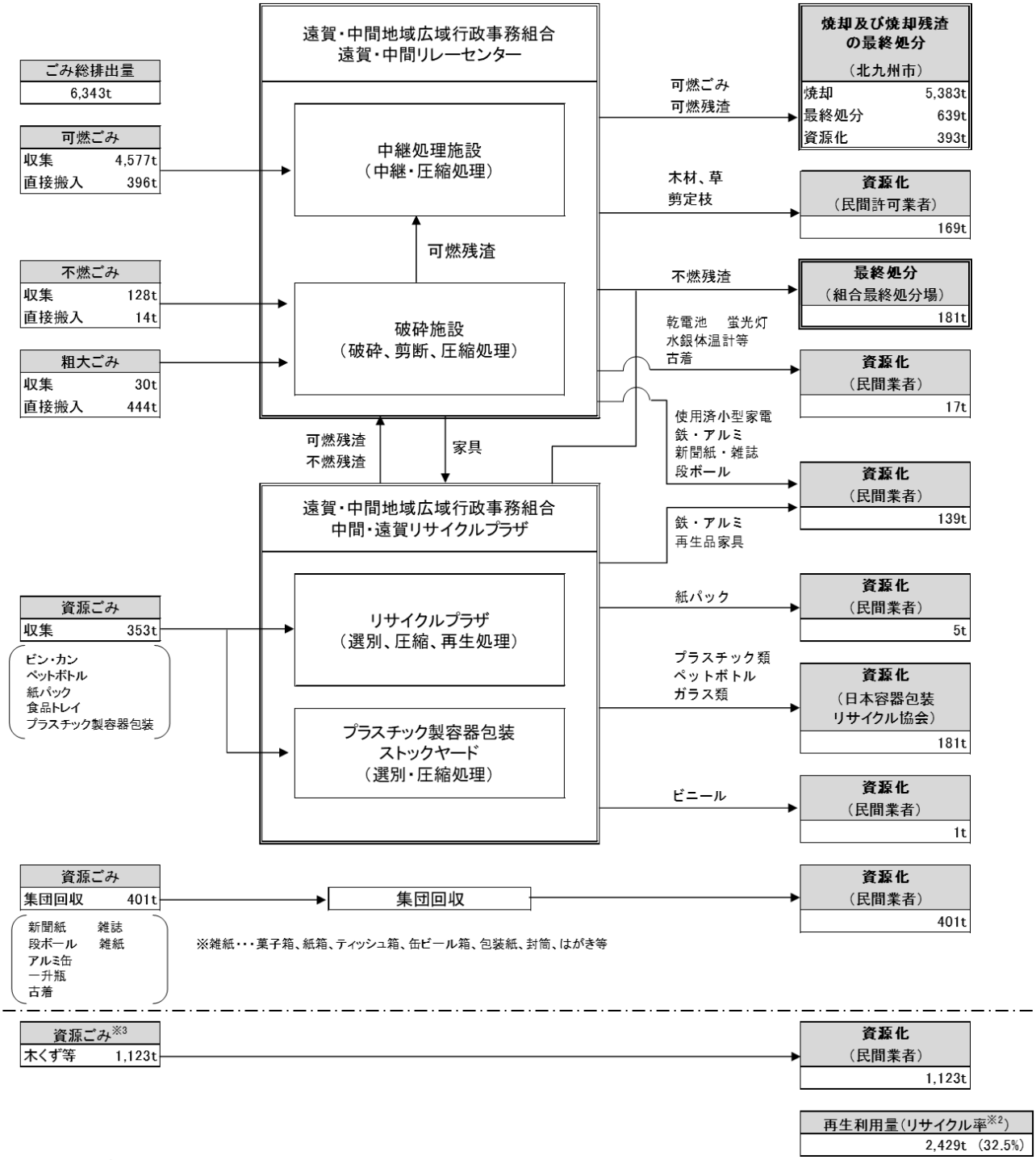

※1 ごみ処理は年度内で完結しないため、排出量と処理量の合計は一致しない。

※2 リサイクル率＝再生利用量÷{ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）＋木くず等資源化量} ×100

※3 資源ごみ（木くず等）の量は、ごみ総排出量には含まれない。

図３－２－６　ごみ処理・処分フロー（遠賀町：令和３年度）

2）ごみ総排出量

組合全体及び構成市町におけるごみ排出量の推移は、次のとおりです。

（1）組合全体

組合全体におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、概ね横ばいで推移しています。

令和3年度では41,001ｔのごみが排出されており、1人1日当たりに換算すると、846g/人･日のごみが排出されたことになります。また、全国平均値の901g/人･日（令和2年度実績）と比較すると、6%程度少なくなっています。

表３－５－１　ごみ排出量の推移（組合全体）

区分			H29	H30	R1	R2	R3
総人口			137,090	135,590	134,747	133,763	132,707
（人）	計画収集人口		137,090	135,590	134,747	133,763	132,707
	自家処理人口		0	0	0	0	0
ごみ総排出量（t/年）	計画収集		34,943	34,745	35,181	34,832	34,064
	直接搬入		3,708	4,064	4,244	4,691	4,414
	集団回収		3,413	3,150	2,980	2,475	2,523
	計		42,064	41,959	42,405	41,998	41,001
		生活系ごみ	30,580	30,000	30,594	30,966	29,648
		事業系ごみ	11,484	11,959	11,811	11,032	11,353
種類別（t/年）	可燃ごみ		33,636	33,411	33,865	33,331	32,568
	不燃ごみ		939	974	959	1,060	969
	粗大ごみ		1,761	2,115	2,258	2,761	2,588
	資源ごみ		2,315	2,309	2,343	2,371	2,353
	集団回収		3,413	3,150	2,980	2,475	2,523
1人1日当たりごみ排出量			840	849	860	862	846
(g/人･日)	可燃ごみ		672	675	687	683	672
	不燃ごみ		19	20	19	22	20
	粗大ごみ		35	43	46	57	53
	資源ごみ		46	47	48	49	49
	集団回収		68	64	60	51	52

出典：組合資料(R3 実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2 実績)

備考：1人1日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）÷365(366)日÷計画収集人口×10^6

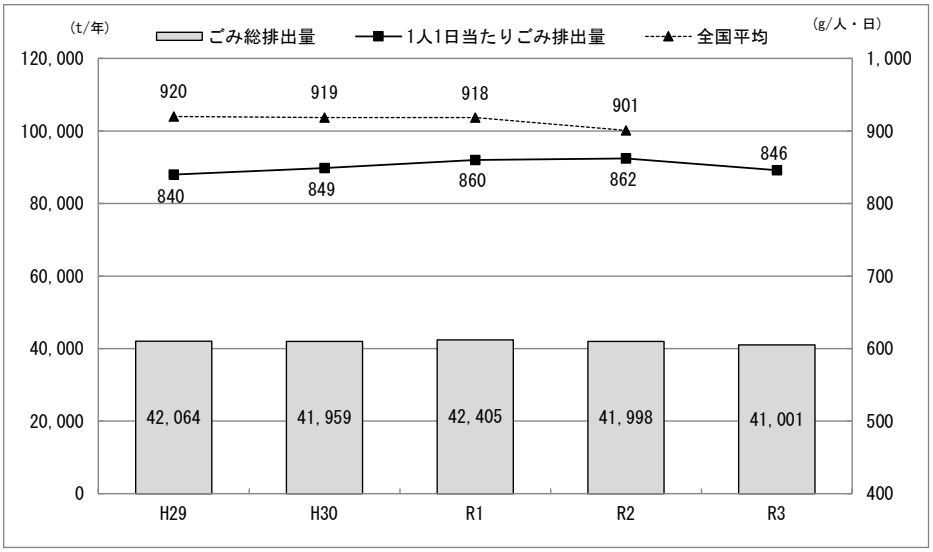

図３－３－１　ごみ排出量の推移（組合全体）

（2）中間市

中間市におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、概ね横ばいで推移しており、令和3年度は12,322ｔのごみが排出されています。1人1日当たりに換算すると、834g/人･日のごみが排出されたことになり、全国平均値の901g/人･日（令和2年度実績）と比較すると、7%程度少なくなっています。

表３－５－２　ごみ排出量の推移（中間市）

区分			H29	H30	R1	R2	R3
総人口			42,563	41,785	41,574	41,161	40,478
（人）	計画収集人口		42,563	41,785	41,574	41,161	40,478
	自家処理人口		0	0	0	0	0
ごみ総排出量（t/年）	計画収集		11,062	10,979	10,964	10,801	10,479
	直接搬入		702	847	925	1,024	1,004
	集団回収		1,160	1,082	1,084	841	839
	計		12,924	12,908	12,973	12,666	12,322
		生活系ごみ	9,627	9,462	9,575	9,538	9,085
		事業系ごみ	3,297	3,446	3,398	3,128	3,237
種類別（t/年）	可燃ごみ		10,360	10,308	10,359	10,150	9,858
	不燃ごみ		277	299	291	318	295
	粗大ごみ		388	485	502	631	629
	資源ごみ		739	734	737	726	701
	集団回収		1,160	1,082	1,084	841	839
1人1日当たりごみ排出量			833	847	852	843	834
(g/人･日)	可燃ごみ		667	676	681	676	667
	不燃ごみ		18	20	19	21	20
	粗大ごみ		25	32	33	42	43
	資源ごみ		48	48	48	48	47
	集団回収		75	71	71	56	57

出典：組合資料(R3実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2実績)
備考：1人1日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）
÷365(366)日÷計画収集人口×10^6

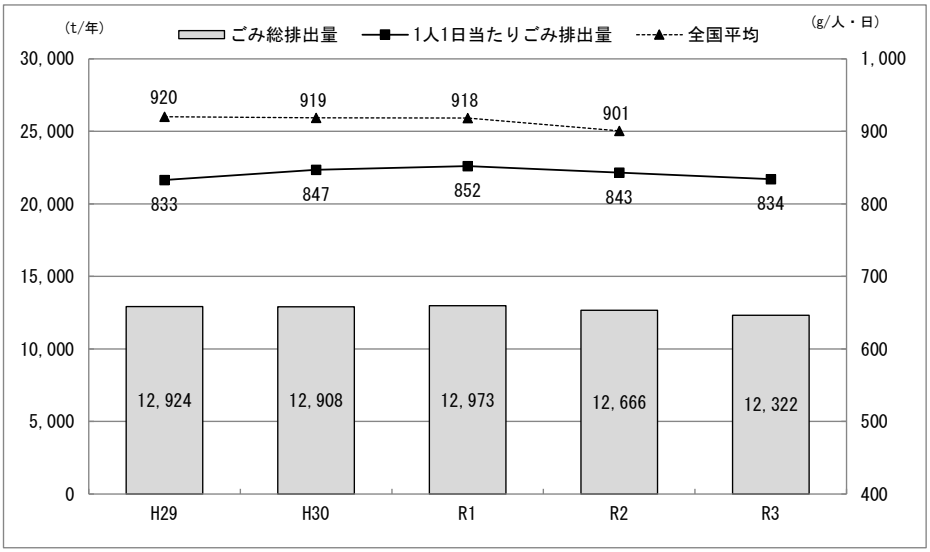

図３－３－２　ごみ排出量の推移（中間市）

（3）水巻町

水巻町におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、概ね横ばいで推移しており、令和3年度は8,908ｔのごみが排出されています。1人1日当たりに換算すると、876g/人･日のごみが排出されたことになり、全国平均値の901g/人･日（令和2年度実績）と比較すると、3%程度少なくなっています。

表３－５－３　ごみ排出量の推移（水巻町）

区分			H29	H30	R1	R2	R3
総人口（人）			28,898	28,612	28,205	28,030	27,893
	計画収集人口		28,898	28,612	28,205	28,030	27,893
	自家処理人口		0	0	0	0	0
ごみ総排出量（t/年）	計画収集		7,688	7,604	7,773	7,877	7,734
	直接搬入		808	877	837	867	779
	集団回収		583	526	468	301	395
	計		9,079	9,007	9,078	9,045	8,908
		生活系ごみ	6,356	6,193	6,370	6,460	6,299
		事業系ごみ	2,723	2,814	2,708	2,585	2,609
種類別（t/年）	可燃ごみ		7,494	7,414	7,519	7,498	7,320
	不燃ごみ		195	204	199	221	193
	粗大ごみ		314	367	381	489	455
	資源ごみ		493	496	511	536	545
	集団回収		583	526	468	301	395
1人1日当たりごみ排出量			860	862	879	884	876
(g/人･日)	可燃ごみ		710	710	728	733	719
	不燃ごみ		18	20	19	22	19
	粗大ごみ		30	35	37	48	45
	資源ごみ		47	47	50	52	54
	集団回収		55	50	45	29	39

出典：組合資料(R3実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2実績)

備考：1人1日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）÷365(366)日÷計画収集人口×10^6

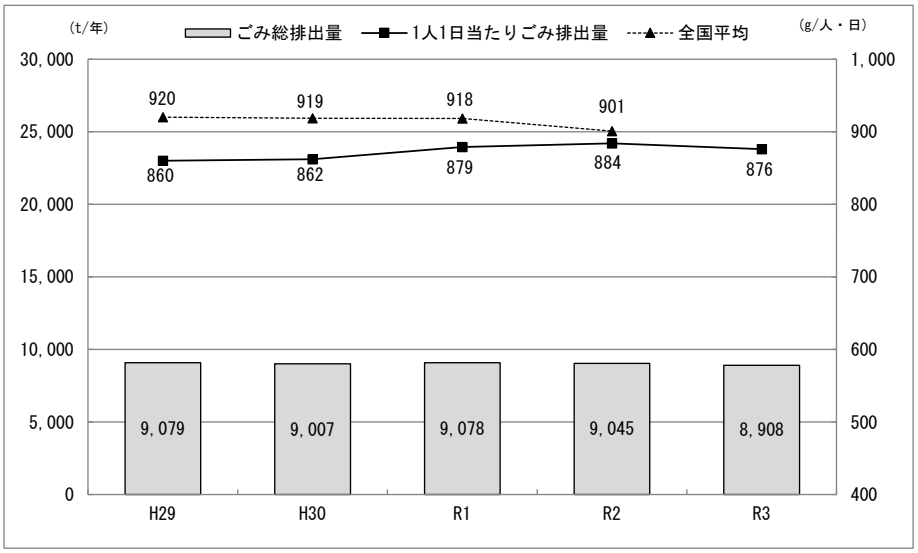

図３－３－３　ごみ排出量の推移（水巻町）

（４）岡垣町

岡垣町におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、概ね横ばいで推移しており、令和３年度は 9,451 ｔのごみが排出されています。１人１日当たりに換算すると、819g/人･日のごみが排出されたことになり、全国平均値の 901g/人･日（令和２年度実績）と比較すると、9%程度少なくなっています。

表３－５－４　ごみ排出量の推移（岡垣町）

区分			H29	H30	R1	R2	R3
総人口			32,049	31,805	31,699	31,644	31,598
（人）	計画収集人口		32,049	31,805	31,699	31,644	31,598
	自家処理人口		0	0	0	0	0
ごみ総排出量（t/年）	計画収集		7,599	7,610	7,772	7,648	7,469
	直接搬入		1,174	1,182	1,258	1,459	1,355
	集団回収		793	719	658	620	627
	計		9,566	9,511	9,688	9,727	9,451
		生活系ごみ	6,904	6,791	6,970	7,129	6,798
		事業系ごみ	2,662	2,720	2,718	2,598	2,653
種類別（t/年）	可燃ごみ		7,487	7,419	7,615	7,507	7,305
	不燃ごみ		219	221	222	246	232
	粗大ごみ		536	626	665	824	759
	資源ごみ		531	526	528	530	528
	集団回収		793	719	658	620	627
1人1日当たりごみ排出量			818	819	835	842	819
(g/人･日)	可燃ごみ		640	639	656	650	633
	不燃ごみ		19	19	19	21	20
	粗大ごみ		46	54	57	71	66
	資源ごみ		45	45	46	46	46
	集団回収		68	62	57	54	54

出典：組合資料(R3 実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2 実績)

備考：１人１日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）÷365(366)日÷計画収集人口×10^6

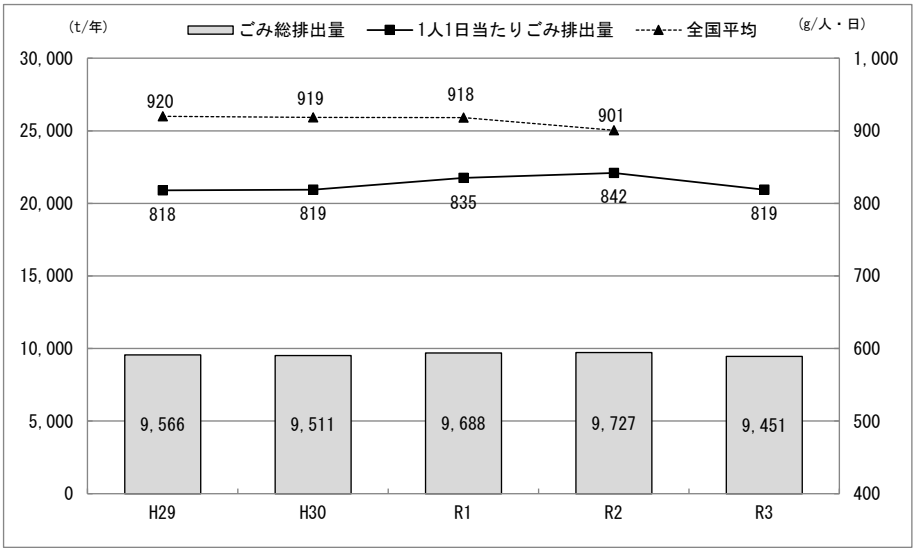

図３－３－４　ごみ排出量の推移（岡垣町）

（５）芦屋町

芦屋町におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、やや減少傾向にあり、令和３年度は 3,977ｔのごみが排出されています。１人１日当たりに換算すると、808g/人･日のごみが排出されたことになり、全国平均値の 901g/人･日（令和２年度実績）と比較すると、10%程度少なくなっています。

表３－５－５　ごみ排出量の推移（芦屋町）

区分			H29	H30	R1	R2	R3
総人口（人）			14,260	14,064	13,905	13,752	13,500
	計画収集人口		14,260	14,064	13,905	13,752	13,500
	自家処理人口		0	0	0	0	0
ごみ総排出量（t/年）	計画収集		3,518	3,459	3,462	3,393	3,294
	直接搬入		334	423	420	438	422
	集団回収		390	354	323	299	261
	計		4,242	4,236	4,205	4,130	3,977
		生活系ごみ	3,113	3,032	3,058	3,101	2,917
		事業系ごみ	1,129	1,204	1,147	1,029	1,060
種類別（t/年）	可燃ごみ		3,343	3,326	3,298	3,204	3,112
	不燃ごみ		103	106	104	120	107
	粗大ごみ		185	230	256	277	271
	資源ごみ		221	220	224	230	226
	集団回収		390	354	323	299	261
1人1日当たりごみ排出量			815	826	825	823	808
(g/人･日)	可燃ごみ		642	648	648	638	632
	不燃ごみ		20	21	20	24	22
	粗大ごみ		36	45	50	55	55
	資源ごみ		42	43	44	46	46
	集団回収		75	69	63	60	53

出典：組合資料(R3 実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2 実績)

備考：１人１日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）÷365(366)日÷計画収集人口×10^6

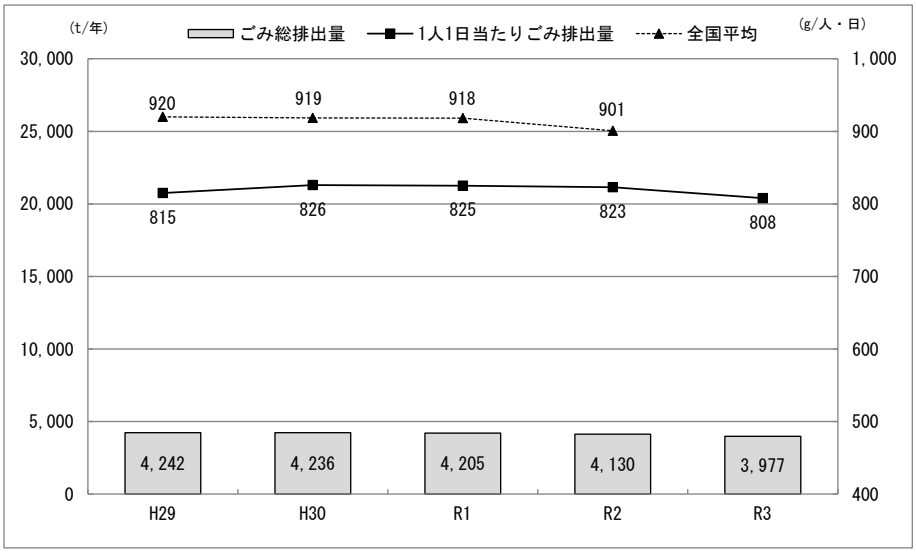

図３－３－５　ごみ排出量の推移（芦屋町）

（６）遠賀町

遠賀町におけるごみの総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、集団回収の合計）は、概ね横ばいで推移しており、令和３年度は6,343ｔのごみが排出されています。１人１日当たりに換算すると、903g/人･日のごみが排出されたことになり、全国平均値の901g/人･日（令和２年度実績）と比較すると、0.2%程度多くなっています。

表３－５－６　ごみ排出量の推移（遠賀町）

区分			H29	H30	R1	R2	R3
総人口			19,320	19,324	19,364	19,176	19,238
（人）	計画収集人口		19,320	19,324	19,364	19,176	19,238
	自家処理人口		0	0	0	0	0
ごみ総排出量（t/年）	計画収集		5,076	5,093	5,210	5,113	5,088
	直接搬入		690	735	804	903	854
	集団回収		487	469	447	414	401
	計		6,253	6,297	6,461	6,430	6,343
		生活系ごみ	4,580	4,522	4,621	4,738	4,549
		事業系ごみ	1,673	1,775	1,840	1,692	1,794
種類別（t/年）	可燃ごみ		4,952	4,944	5,074	4,972	4,973
	不燃ごみ		145	144	143	155	142
	粗大ごみ		338	407	454	540	474
	資源ごみ		331	333	343	349	353
	集団回収		487	469	447	414	401
1人1日当たりごみ排出量			887	892	911	918	903
(g/人･日)	可燃ごみ		702	701	716	710	708
	不燃ごみ		21	20	20	22	20
	粗大ごみ		48	58	64	77	68
	資源ごみ		47	47	48	50	50
	集団回収		69	66	63	59	57

出典：組合資料(R3 実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2 実績)

備考：１人１日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）÷365(366)日÷計画収集人口×10^6

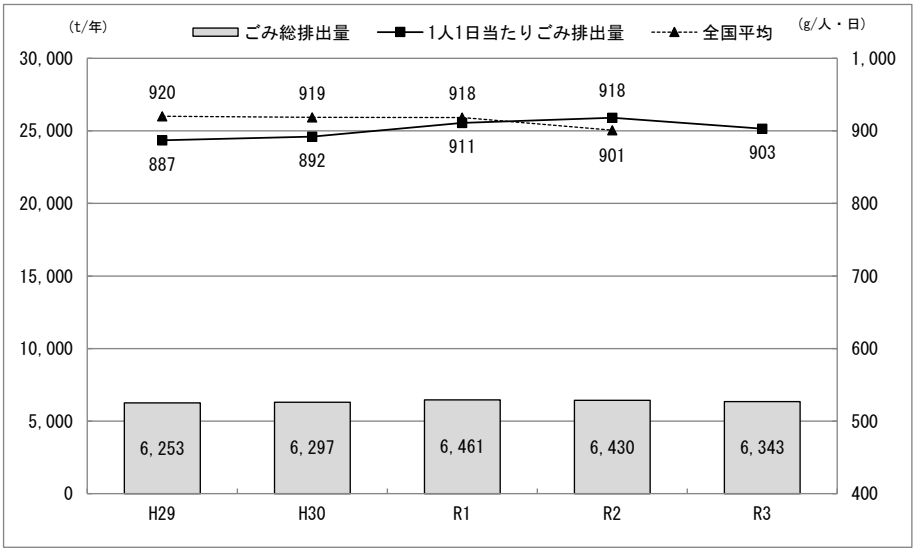

図３－３－６　ごみ排出量の推移（遠賀町）

（７）構成市町別のごみ排出量（令和３年度）

令和３年度のごみ排出量を構成市町別にみると、年間排出量では中間市（12,322t/年）が最も多く、次いで岡垣町（9,451t/年）、水巻町（8,908t/年）、遠賀町（6,343t/年）、芦屋町（3,977t/年）の順となっています。

１人１日当たり排出量では遠賀町（903g/人･日）が最も多く、次いで水巻町（876g/人･日）、中間市（834g/人･日）、岡垣町（819g/人･日）、芦屋町（808g/人･日）の順となっています。

表３－６　構成市町別ごみ排出量及び１人１日当たりごみ排出量（令和３年度）

区分			中間市	水巻町	岡垣町	芦屋町	遠賀町	計
総人口			40,478	27,893	31,598	13,500	19,238	132,707
（人）	計画収集人口		40,478	27,893	31,598	13,500	19,238	132,707
	自家処理人口		0	0	0	0	0	0
ごみ総排出量（t/年）	計画収集		10,479	7,734	7,469	3,294	5,088	34,064
	直接搬入		1,004	779	1,355	422	854	4,414
	集団回収		839	395	627	261	401	2,523
	計		12,322	8,908	9,451	3,977	6,343	41,001
		生活系ごみ	9,085	6,299	6,798	2,917	4,549	29,648
		事業系ごみ	3,237	2,609	2,653	1,060	1,794	11,353
種類別（t/年）	可燃ごみ		9,858	7,320	7,305	3,112	4,973	32,568
	不燃ごみ		295	193	232	107	142	969
	粗大ごみ		629	455	759	271	474	2,588
	資源ごみ		701	545	528	226	353	2,353
	集団回収		839	395	627	261	401	2,523
1人1日当たりごみ排出量			834	876	819	808	903	846
(g/人･日)	可燃ごみ		667	719	633	632	708	672
	不燃ごみ		20	19	20	22	20	20
	粗大ごみ		43	45	66	55	68	53
	資源ごみ		47	54	46	46	50	49
	集団回収		57	39	54	53	57	52

出典：組合資料

備考：１人１日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）÷365(366)日÷計画収集人口×10^6

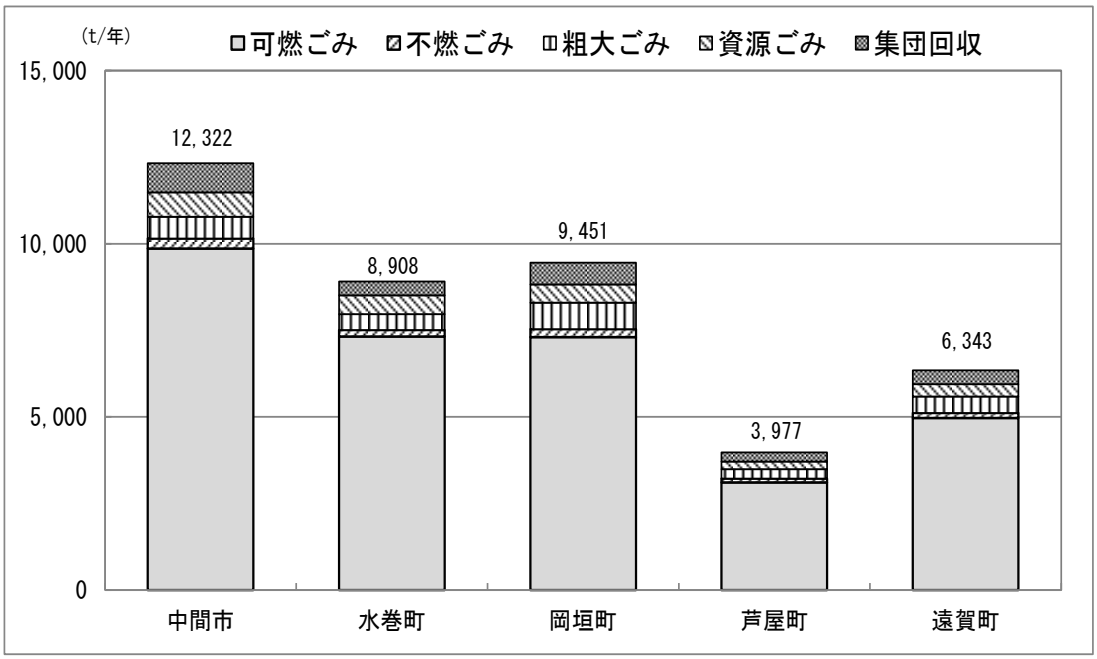

図３－４　構成市町別のごみ排出量（令和３年度）

3）再生利用量・リサイクル率

組合全体及び構成市町における新聞・雑誌・プラスチック製容器包装をはじめとする再生利用量・リサイクル率の推移は、次のとおりです。

（1）組合全体

組合全体における再生利用量・リサイクル率は、いずれの値もやや減少傾向にあります。令和 3 年度の再生利用量は 12,840t/年であり、過去 5 年間で再生利用量が最も多い平成 30 年度実績と比較すると 1,451t 減少しています。

令和 3 年度のリサイクル率は 28.3%であり、過去 5 年間で最も高い平成 29 年度実績（30.2%）から 1.9 ポイント減少しています。なお、全国平均（令和 2 年度：20.0%）と比較すると 8.3 ポイント上回っています。

表３－７－１　再生利用量・リサイクル率の推移（組合全体）

（単位：t/年）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	42,064	41,959	42,405	41,998	41,001
ごみ総排出量＋木くず等資源化量	46,787	47,532	47,545	47,272	45,450
再生利用量	14,131	14,291	13,431	13,584	12,840
紙類（紙パック、紙製容器包装を除く）	3,136	2,892	2,714	2,246	2,271
紙パック	29	27	29	28	28
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	864	908	944	1,020	997
ガラス類	596	568	311	341	321
ペットボトル	248	258	271	275	293
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック（白色トレイを除く）	603	600	603	609	608
プラスチック類（白色トレイ、容器包装プラを除く）	0	0	0	0	0
布類	253	247	252	172	219
肥料	0	0	0	0	0
飼料	0	0	0	0	0
溶融スラグ	2,353	1,775	1,710	2,076	2,270
固形燃料（RDF、RPF）	0	0	0	0	0
燃料（固形燃料を除く）	0	0	0	0	0
焼却灰・飛灰のセメント原料化	295	289	290	294	287
セメント等への直接投入	0	0	0	0	0
飛灰の山元還元	0	0	0	0	0
廃食用油（BDF）	1	6	11	8	8
その他（木くず等資源化量を除く）	1,030	1,148	1,156	1,241	1,089
その他（木くず等資源化量）	4,723	5,573	5,140	5,274	4,449
リサイクル率　（%）	30.2	30.1	28.2	28.7	28.3

出典：組合資料(R3 実績及び各年度木くず等資源化量実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2 実績)

※1 リサイクル率＝再生利用量÷｛ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）＋木くず等資源化量｝×100

※2 木くず等資源化量：民間の一般廃棄物処理施設で処理された再生利用量（木くず等）

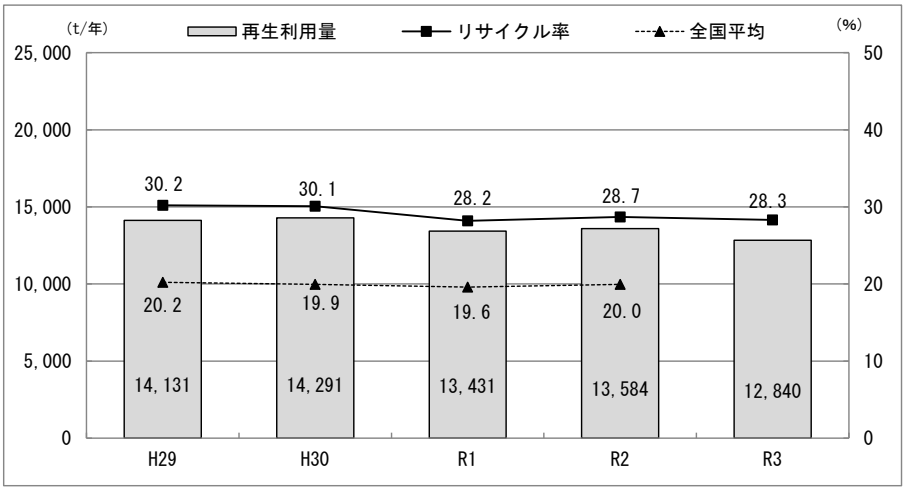

図３－５－１　再生利用量・リサイクル率の推移（組合全体）

（2）中間市

中間市における再生利用量・リサイクル率は、いずれの値も概ね減少傾向にあります。令和3年度の再生利用量は3,518t/年であり、過去5年間で再生利用量が最も多い平成30年度実績と比較すると529t減少しています。

令和3年度のリサイクル率は26.5%であり、過去5年間で最も高い平成29年度実績（28.7%）から2.2ポイント減少しています。なお、全国平均（令和2年度：20.0%）と比較すると6.5ポイント上回っています。

表３－７－２　再生利用量・リサイクル率の推移（中間市）

（単位：t/年）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	12,924	12,908	12,973	12,666	12,322
ごみ総排出量＋木くず等資源化量	13,999	14,216	14,102	13,791	13,278
再生利用量	4,023	4,047	3,765	3,661	3,518
紙類（紙パック、紙製容器包装を除く）	1,073	1,000	990	804	764
紙パック	9	9	11	8	7
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	249	263	267	259	309
ガラス類	183	175	91	101	97
ペットボトル	79	82	87	82	79
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック（白色トレイを除く）	185	184	186	183	181
プラスチック類（白色トレイ、容器包装プラを除く）	0	0	0	0	0
布類	70	65	69	48	54
肥料	0	0	0	0	0
飼料	0	0	0	0	0
溶融スラグ	720	544	519	626	683
固形燃料（RDF、RPF）	0	0	0	0	0
燃料（固形燃料を除く）	0	0	0	0	0
焼却灰・飛灰のセメント原料化	90	88	88	89	86
セメント等への直接投入	0	0	0	0	0
飛灰の山元還元	0	0	0	0	0
廃食用油（BDF）	0	0	4	0	0
その他（木くず等資源化量を除く）	290	329	324	336	302
その他（木くず等資源化量）	1,075	1,308	1,129	1,125	956
リサイクル率　（%）	28.7	28.5	26.7	26.5	26.5

出典：組合資料(R3実績及び各年度木くず等資源化量実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2実績)
※1 リサイクル率＝再生利用量÷｛ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）＋木くず等資源化量｝×100
※2 木くず等資源化量：民間の一般廃棄物処理施設で処理された再生利用量（木くず等）

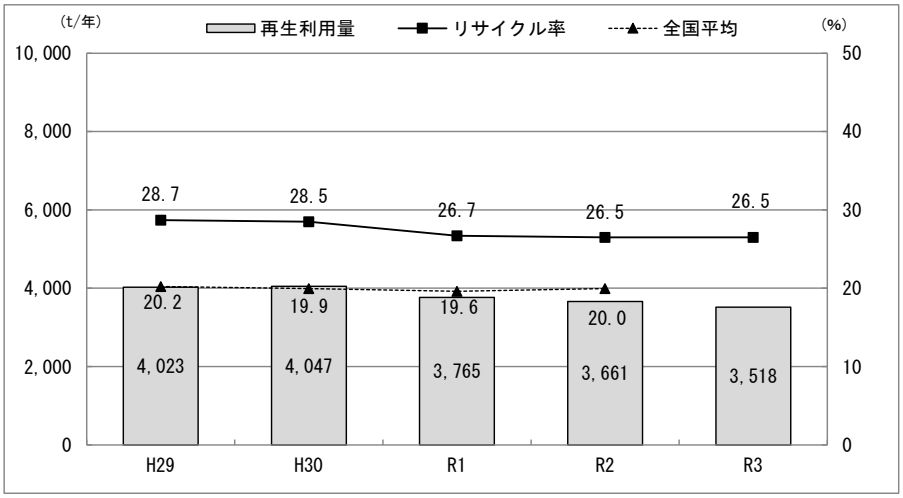

図３－５－２　再生利用量・リサイクル率の推移（中間市）

（3）水巻町

水巻町における再生利用量・リサイクル率は、いずれの値も令和元年度までそれぞれ減少傾向にありましたが、その後は増加しています。令和 3 年度の再生利用量は 2,511t/年であり、過去 5 年間で再生利用量が最も多い平成 30 年度実績と比較すると 222t 減少しています。

令和 3 年度のリサイクル率は 25.8%であり、過去 5 年間で最も高い平成 29 年度実績（27.4%）から 1.6 ポイント減少しています。なお、全国平均（令和 2 年度：20.0%）と比較すると 5.8 ポイント上回っています。

表３－７－３　再生利用量・リサイクル率の推移（水巻町）

（単位：t/年）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	9,079	9,007	9,078	9,045	8,908
ごみ総排出量＋木くず等資源化量	9,905	10,004	9,890	9,974	9,719
再生利用量	2,715	2,733	2,428	2,497	2,511
紙類（紙パック、紙製容器包装を除く）	537	485	430	265	361
紙パック	7	6	6	7	8
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	170	177	180	205	203
ガラス類	124	118	68	75	69
ペットボトル	52	57	60	69	81
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック（白色トレイを除く）	138	137	137	140	138
プラスチック類（白色トレイ、容器包装プラを除く）	0	0	0	0	0
布類	60	65	60	28	53
肥料	0	0	0	0	0
飼料	0	0	0	0	0
溶融スラグ	522	391	377	463	506
固形燃料（RDF、RPF）	0	0	0	0	0
燃料（固形燃料を除く）	0	0	0	0	0
焼却灰・飛灰のセメント原料化	65	64	64	66	64
セメント等への直接投入	0	0	0	0	0
飛灰の山元還元	0	0	0	0	0
廃食用油（BDF）	0	0	0	0	0
その他（木くず等資源化量を除く）	214	236	234	250	217
その他（木くず等資源化量）	826	997	812	929	811
リサイクル率　（%）	27.4	27.3	24.6	25.0	25.8

出典：組合資料(R3 実績及び各年度木くず等資源化量実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2 実績)
※1 リサイクル率＝再生利用量÷｛ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）＋木くず等資源化量｝×100
※2 木くず等資源化量：民間の一般廃棄物処理施設で処理された再生利用量（木くず等）

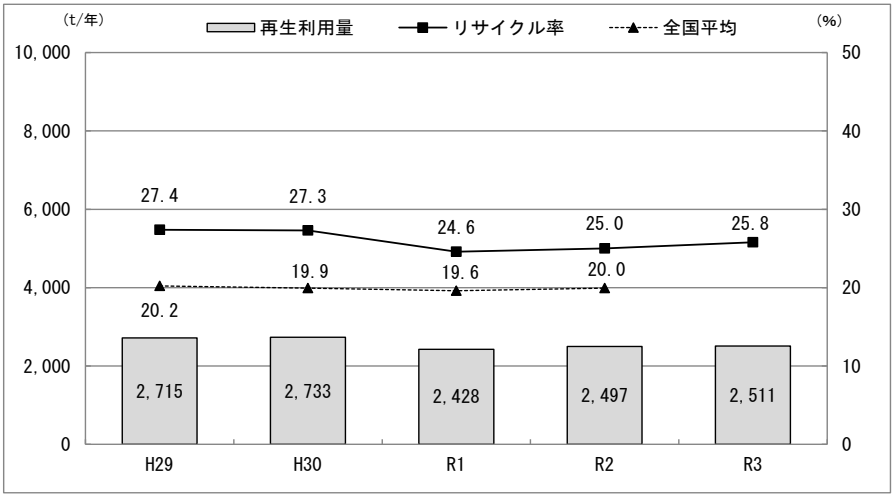

図３－５－３　再生利用量・リサイクル率の推移（水巻町）

（4）岡垣町

岡垣町における再生利用量・リサイクル率は、いずれの値も概ね減少傾向にあります。令和3年度の再生利用量は2,688t/年であり、過去5年間で再生利用量が最も多い平成29、30年度実績と比較すると365t減少しています。

令和3年度のリサイクル率は26.5%であり、過去5年間で最も高い平成29年度実績（29.3%）から2.8ポイント減少しています。なお、全国平均（令和2年度：20.0%）と比較すると6.5ポイント上回っています。

表３－７－４　再生利用量・リサイクル率の推移（岡垣町）

（単位：t/年）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	9,566	9,511	9,688	9,727	9,451
ごみ総排出量＋木くず等資源化量	10,432	10,552	10,574	10,564	10,155
再生利用量	3,053	3,053	2,790	2,845	2,688
紙類（紙パック、紙製容器包装を除く）	712	643	583	542	546
紙パック	6	6	6	6	6
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	223	234	246	279	239
ガラス類	146	138	77	83	77
ペットボトル	55	56	57	56	61
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック（白色トレイを除く）	141	141	142	143	144
プラスチック類（白色トレイ、容器包装プラを除く）	0	0	0	0	0
布類	55	52	54	44	52
肥料	0	0	0	0	0
飼料	0	0	0	0	0
溶融スラグ	528	398	388	473	515
固形燃料（RDF、RPF）	0	0	0	0	0
燃料（固形燃料を除く）	0	0	0	0	0
焼却灰・飛灰のセメント原料化	66	65	66	67	65
セメント等への直接投入	0	0	0	0	0
飛灰の山元還元	0	0	0	0	0
廃食用油（BDF）	0	0	0	0	0
その他（木くず等資源化量を除く）	255	279	285	315	279
その他（木くず等資源化量）	866	1,041	886	837	704
リサイクル率　（%）	29.3	28.9	26.4	26.9	26.5

出典：組合資料(R3実績及び各年度木くず等資源化量実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2実績)
※1 リサイクル率＝再生利用量÷｛ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）＋木くず等資源化量｝×100
※2 木くず等資源化量：民間の一般廃棄物処理施設で処理された再生利用量（木くず等）

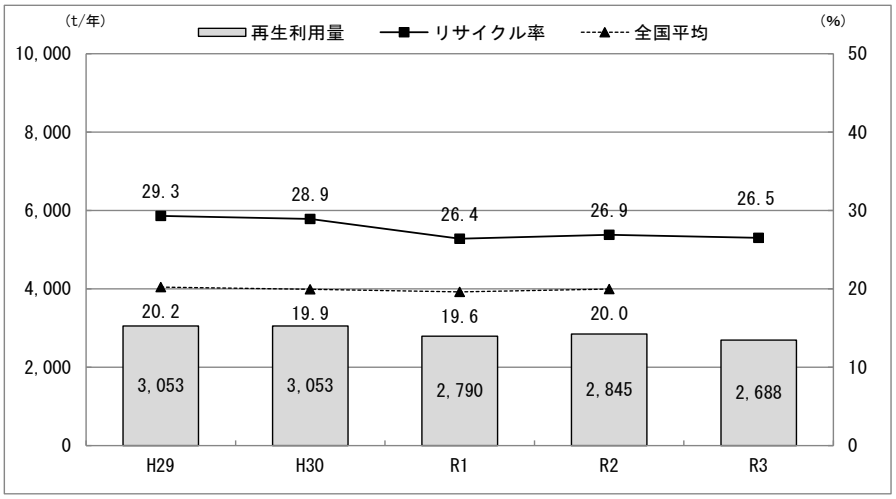

図３－５－４　再生利用量・リサイクル率の推移（岡垣町）

（5）芦屋町

芦屋町における再生利用量・リサイクル率の推移は、いずれの値も令和元年度まで減少傾向にありましたが、その後は増加しています。令和3年度の再生利用量は1,694t/年であり、過去5年間では最も多くなっています。

令和3年度のリサイクル率は35.1%であり、こちらも過去5年間では最も高くなっています。

なお、全国平均（令和2年度：20.0%）と比較すると15.1ポイント上回っています。

表３－７－５　再生利用量・リサイクル率の推移（芦屋町）

（単位：t/年）

区分		H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量		4,242	4,236	4,205	4,130	3,977
ごみ総排出量＋木くず等資源化量		4,854	4,813	4,764	4,814	4,832
再生利用量		1,597	1,489	1,414	1,555	1,694
	紙類（紙パック、紙製容器包装を除く）	364	334	303	267	242
	紙パック	2	2	2	2	2
	紙製容器包装	0	0	0	0	0
	金属類	85	90	95	104	102
	ガラス類	64	61	34	36	33
	ペットボトル	22	21	23	23	23
	白色トレイ	0	0	0	0	0
	容器包装プラスチック（白色トレイを除く）	53	52	51	56	58
	プラスチック類（白色トレイ、容器包装プラを除く）	0	0	0	0	0
	布類	24	26	29	18	21
	肥料	0	0	0	0	0
	飼料	0	0	0	0	0
	溶融スラグ	234	177	168	201	217
	固形燃料（RDF、RPF）	0	0	0	0	0
	燃料（固形燃料を除く）	0	0	0	0	0
	焼却灰・飛灰のセメント原料化	30	29	28	28	28
	セメント等への直接投入	0	0	0	0	0
	飛灰の山元還元	0	0	0	0	0
	廃食用油（BDF）	1	1	1	1	1
	その他（木くず等資源化量を除く）	106	119	121	135	112
	その他（木くず等資源化量）	612	577	559	684	855
リサイクル率　(%)		32.9	30.9	29.7	32.3	35.1

出典：組合資料(R3実績及び各年度木くず等資源化量実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2実績)

※1 リサイクル率＝再生利用量÷｛ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）＋木くず等資源化量｝×100

※2 木くず等資源化量：民間の一般廃棄物処理施設で処理された再生利用量（木くず等）

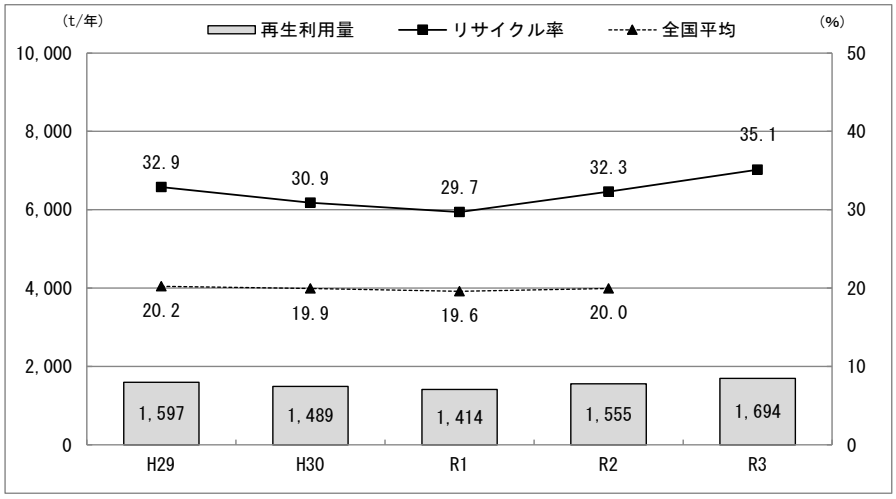

図３－５－５　再生利用量・リサイクル率の推移（芦屋町）

（6）遠賀町

遠賀町における再生利用量・リサイクル率はいずれの値も令和 2 年度まで概ね横ばいでしたが、その後は減少しています。令和 3 年度の再生利用量は 2,429t/年であり、過去 5 年間で再生利用量が最も多い令和元年度実績と比較すると 605t 減少しています。

令和 3 年度のリサイクル率は 32.5%であり、過去 5 年間で最も高い平成 30 年度実績（37.4%）から 4.9 ポイント減少しています。なお、全国平均（令和 2 年度：20.0%）と比較すると 12.5 ポイント上回っています。

表３－７－６　再生利用量・リサイクル率の推移（遠賀町）

（単位：t/年）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	6,253	6,297	6,461	6,430	6,343
ごみ総排出量＋木くず等資源化量	7,597	7,947	8,215	8,129	7,466
再生利用量	2,743	2,969	3,034	3,026	2,429
紙類（紙パック、紙製容器包装を除く）	450	430	408	368	358
紙パック	5	4	4	5	5
紙製容器包装	0	0	0	0	0
金属類	137	144	156	173	144
ガラス類	79	76	41	46	45
ペットボトル	40	42	44	45	49
白色トレイ	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック（白色トレイを除く）	86	86	87	87	87
プラスチック類（白色トレイ、容器包装プラを除く）	0	0	0	0	0
布類	44	39	40	34	39
肥料	0	0	0	0	0
飼料	0	0	0	0	0
溶融スラグ	349	265	258	313	349
固形燃料（RDF、RPF）	0	0	0	0	0
燃料（固形燃料を除く）	0	0	0	0	0
焼却灰・飛灰のセメント原料化	44	43	44	44	44
セメント等への直接投入	0	0	0	0	0
飛灰の山元還元	0	0	0	0	0
廃食用油（BDF）	0	5	6	7	7
その他（木くず等資源化量を除く）	165	185	192	205	179
その他（木くず等資源化量）	1,344	1,650	1,754	1,699	1,123
リサイクル率　（%）	36.1	37.4	36.9	37.2	32.5

出典：組合資料(R3 実績及び各年度木くず等資源化量実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2 実績)
※1 リサイクル率＝再生利用量÷｛ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）＋木くず等資源化量｝×100
※2 木くず等資源化量：民間の一般廃棄物処理施設で処理された再生利用量（木くず等）

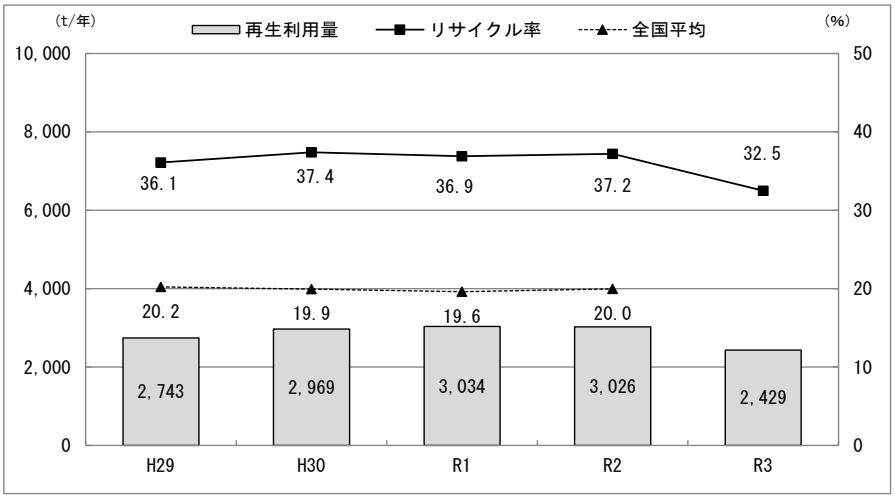

図３－５－６　再生利用量・リサイクル率の推移（遠賀町）

4）最終処分量

組合全体及び構成市町における最終処分の状況は、次のとおりです。

（1）組合全体

組合全体における最終処分量は令和元年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向で推移しています。令和 3 年度における最終処分量は 5,384t であり、最終処分率では 13.1%と、全国平均（令和 2 年度：8.7%）と比較して 4.4 ポイント上回っています。

令和 3 年度の最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 4,162t（77.3%）、中間処理残渣埋立量は 1,222t（22.7%）となっており、約 8 割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合の所管する最終処分場にて最終処分されています。

表３－８－１　最終処分量・最終処分率の推移（組合全体）

区分		H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	t/年	42,064	41,959	42,405	41,998	41,001
直接埋立量	t/年	0	0	0	0	0
焼却残渣埋立量	t/年	4,106	4,331	4,436	4,213	4,162
中間処理残渣埋立量	t/年	1,020	1,055	1,281	1,344	1,222
最終処分量　計	t/年	5,126	5,386	5,717	5,557	5,384
最終処分率	%	12.2	12.8	13.5	13.2	13.1

出典：組合資料(R3 実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2 実績)

備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）×100

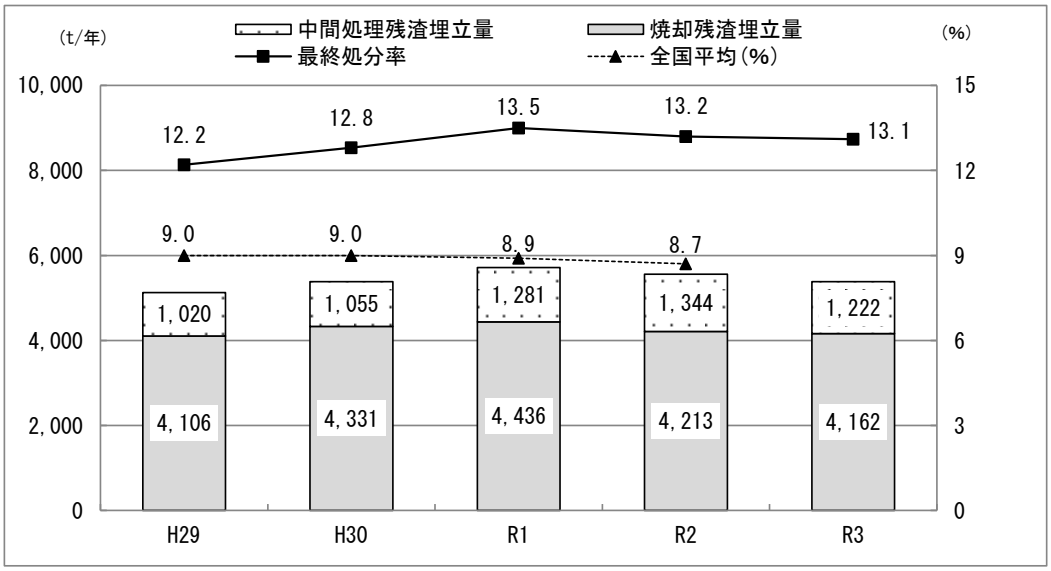

図３－６－１　最終処分量、最終処分率の推移（組合全体）

（2）中間市

中間市における最終処分量は令和元年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向で推移しています。令和3年度における最終処分量は1,619tであり、最終処分率では13.1%と、全国平均（令和2年度：8.7%）と比較して4.4ポイント上回っています。

令和3年度の最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は1,251t（77.3%）、中間処理残渣埋立量は368t（22.7%）となっており、約8割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合の所管する最終処分場にて最終処分されています。

表３－８－２　最終処分量・最終処分率の推移（中間市）

区分		H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	t/年	12,924	12,908	12,973	12,666	12,322
直接埋立量	t/年	0	0	0	0	0
焼却残渣埋立量	t/年	1,256	1,326	1,347	1,272	1,251
中間処理残渣埋立量	t/年	279	289	353	363	368
最終処分量　計	t/年	1,535	1,615	1,700	1,635	1,619
最終処分率	%	11.9	12.5	13.1	12.9	13.1

出典：組合資料(R3実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2実績)
備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）×100

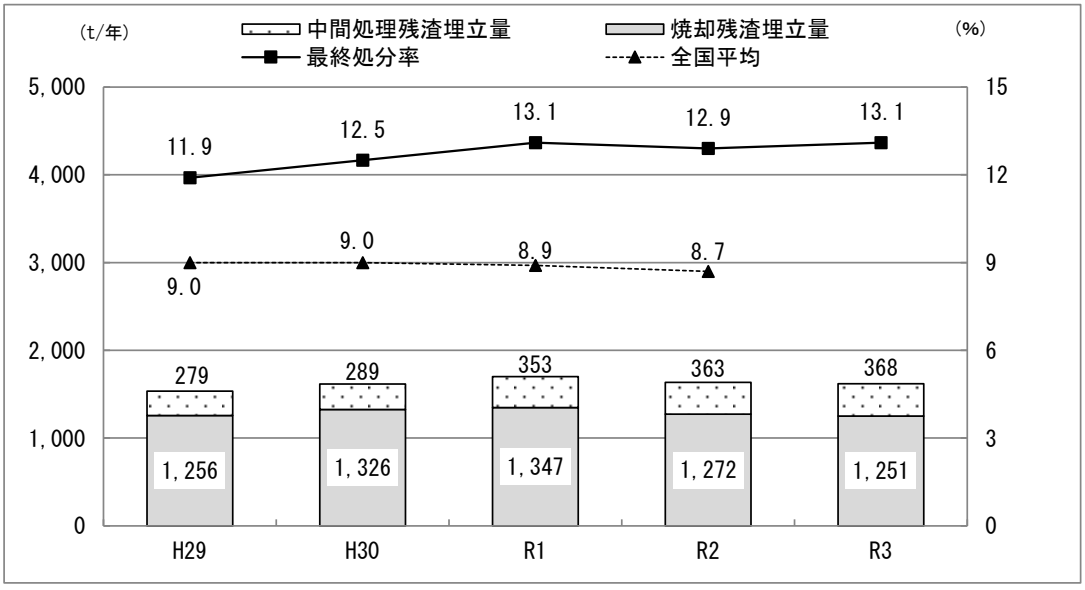

図３－６－２　最終処分量、最終処分率の推移（中間市）

（３）水巻町

水巻町における最終処分量は令和元年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向で推移しています。令和３年度における最終処分量は 1,187t であり、最終処分率では 13.3％と、全国平均（令和２年度：8.7％）と比較して 4.6 ポイント上回っています。

令和３年度の最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 928t（78.2％）、中間処理残渣埋立量は 259t（21.8％）となっており、約８割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

表３－８－３　最終処分量・最終処分率の推移（水巻町）

区分		H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	t/年	9,079	9,007	9,078	9,045	8,908
直接埋立量	t/年	0	0	0	0	0
焼却残渣埋立量	t/年	910	955	977	940	928
中間処理残渣埋立量	t/年	201	205	252	270	259
最終処分量　計	t/年	1,111	1,160	1,229	1,210	1,187
最終処分率	%	12.2	12.9	13.5	13.4	13.3

出典：組合資料(R3 実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2 実績)
備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）×100

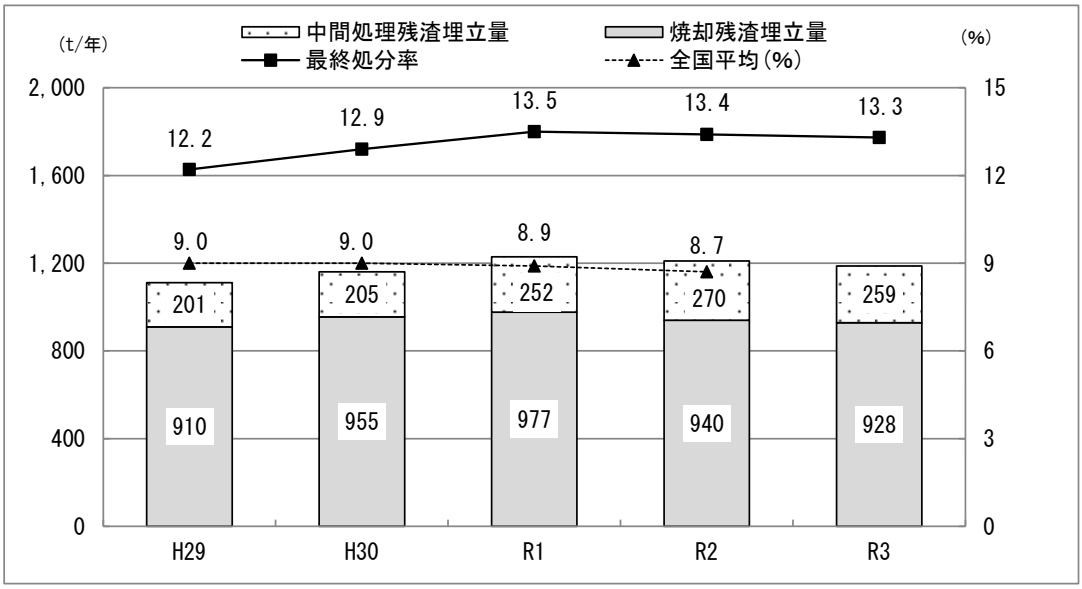

図３－６－３　最終処分量、最終処分率の推移（水巻町）

（４）岡垣町

岡垣町における最終処分量は令和元年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向で推移しています。令和３年度における最終処分量は 1,229t であり、最終処分率では 13.0％と、全国平均（令和２年度：8.7％）と比較して 4.3 ポイント上回っています。

令和３年度の最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 944t（76.8％）、中間処理残渣埋立量は 285t（23.2％）となっており、約８割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

表３－８－４　最終処分量・最終処分率の推移（岡垣町）

区分		H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	t/年	9,566	9,511	9,688	9,727	9,451
直接埋立量	t/年	0	0	0	0	0
焼却残渣埋立量	t/年	922	971	1,006	960	944
中間処理残渣埋立量	t/年	267	274	325	347	285
最終処分量　計	t/年	1,189	1,245	1,331	1,307	1,229
最終処分率	%	12.4	13.1	13.7	13.4	13.0

出典：組合資料(R3 実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2 実績)
備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）×100

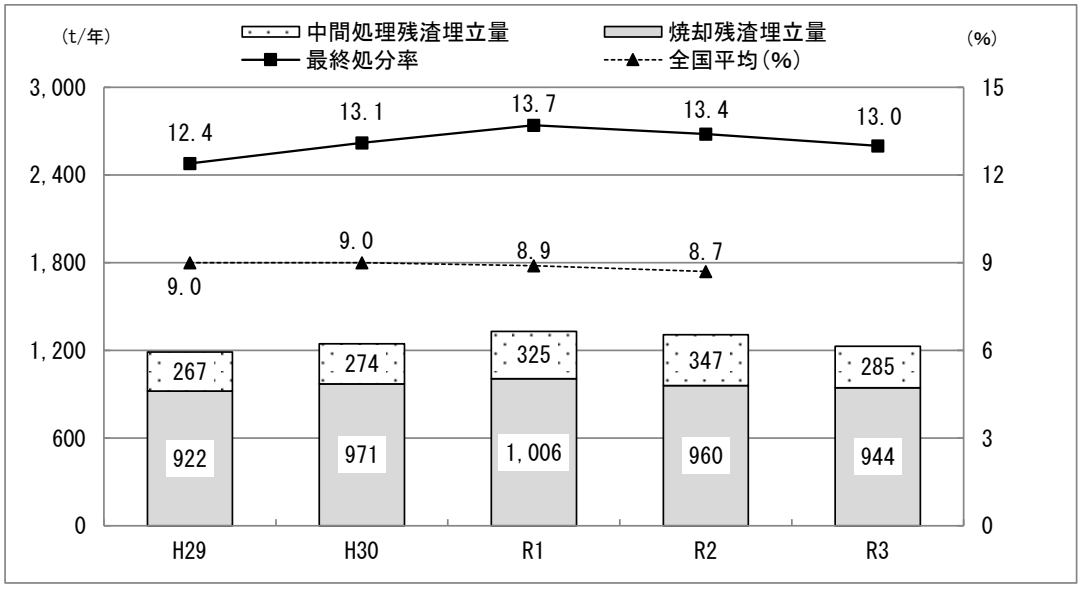

図３－６－４　最終処分量、最終処分率の推移（岡垣町）

（５）芦屋町

芦屋町における最終処分量は令和元年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向で推移しています。令和３年度における最終処分量は 529t であり、最終処分率では 13.3％と、全国平均（令和２年度：8.7％）と比較して 4.6 ポイント上回っています。

令和３年度の最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 400t（75.6％）、中間処理残渣埋立量は 129t（24.4％）となっており、約８割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

表３－８－５　最終処分量・最終処分率の推移（芦屋町）

区分		H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	t/年	4,242	4,236	4,205	4,130	3,977
直接埋立量	t/年	0	0	0	0	0
焼却残渣埋立量	t/年	409	433	435	406	400
中間処理残渣埋立量	t/年	104	110	135	137	129
最終処分量　計	t/年	513	543	570	543	529
最終処分率	%	12.1	12.8	13.6	13.1	13.3

出典：組合資料(R3 実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2 実績)

備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）×100

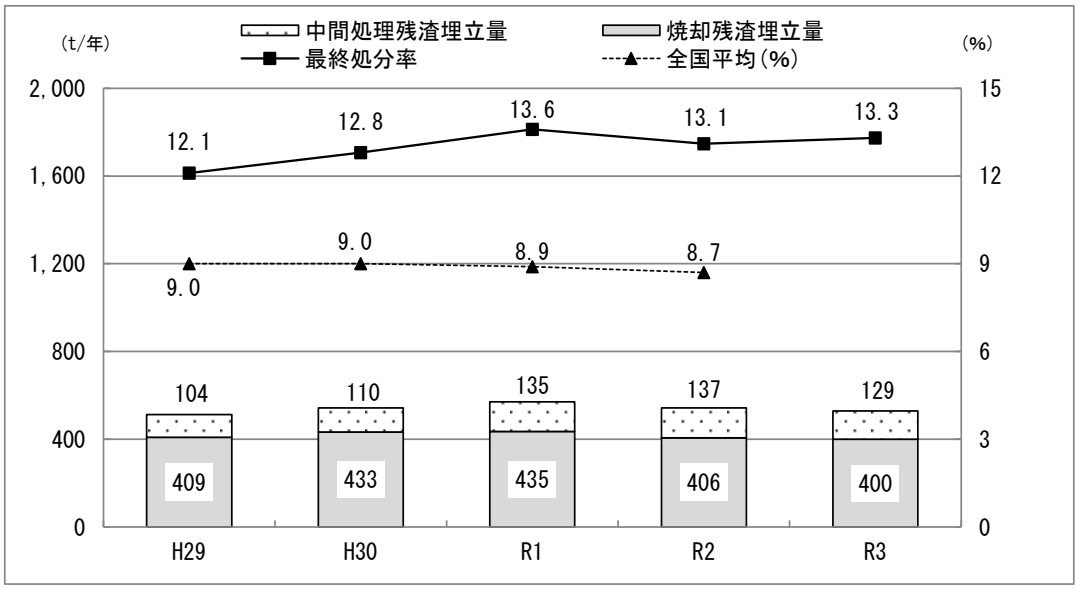

図３－６－５　最終処分量、最終処分率の推移（芦屋町）

（６）遠賀町

遠賀町における最終処分量は令和元年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向で推移しています。令和３年度における最終処分量は 820t であり、最終処分率では 12.9％と、全国平均（令和２年度：8.7％）と比較して 4.2 ポイント上回っています。

令和３年度の最終処分量のうち、焼却残渣埋立量は 639t（77.9％）、中間処理残渣埋立量は 181t（22.1％）となっており、約８割に当たる焼却残渣は、基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分されています。中間処理残渣は組合が所管する最終処分場にて最終処分されています。

表３－８－６　最終処分量・最終処分率の推移（遠賀町）

区分		H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	t/年	6,253	6,297	6,461	6,430	6,343
直接埋立量	t/年	0	0	0	0	0
焼却残渣埋立量	t/年	609	646	671	635	639
中間処理残渣埋立量	t/年	169	177	216	227	181
最終処分量　計	t/年	778	823	887	862	820
最終処分率	%	12.4	13.1	13.7	13.4	12.9

出典：組合資料(R3 実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査(H29～R2 実績)
備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）×100

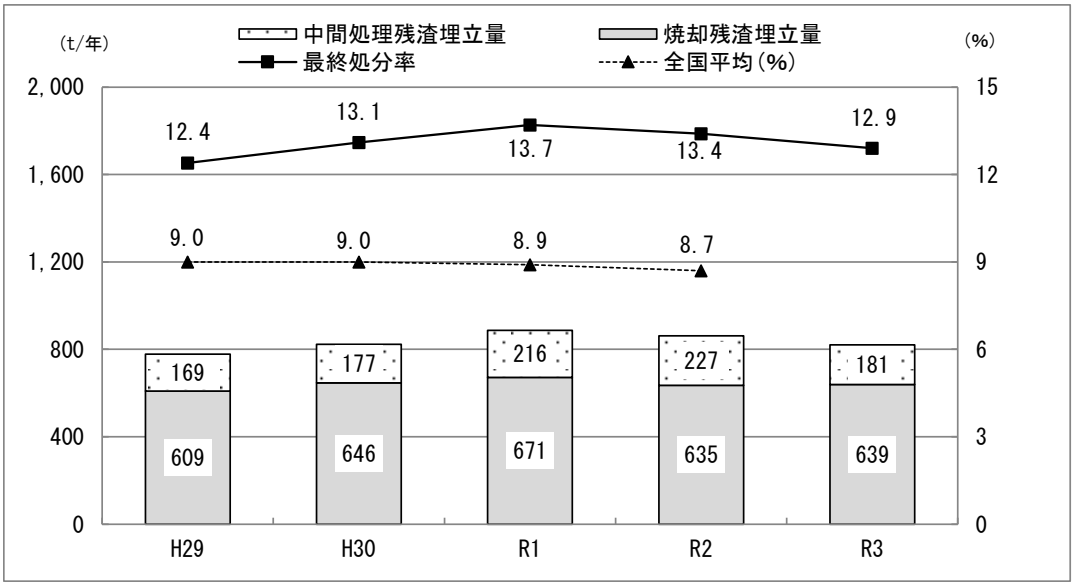

図３－６－６　最終処分量、最終処分率の推移（遠賀町）

5）ごみ処理経費

構成市町及び組合では、一般廃棄物（ごみ）を処理するために、それぞれの役割に応じて次のような費用がかかっています。

（1）組合のごみ処理経費

組合では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理を行う遠賀・中間リレーセンターと資源ごみの処理を行う中間・遠賀リサイクルプラザの両中間処理施設の運営費のほか、生活系ごみ収集運搬委託業務に関する費用や事業系ごみの処理に関する費用がかかっています。

表３－９　組合のごみ処理経費の推移

（単位：千円）

事業内容		H29	H30	R1	R2	R3
歳出	リレーセンター運営費	1,048,275	1,059,726	1,065,612	1,132,944	1,150,232
	リサイクルプラザ運営費	158,044	153,008	161,241	154,180	150,458
	収集運搬業務費等	771,025	780,418	804,008	800,939	796,779
	施設整備費	35,100	35,100	16,370	19,246	53,699
	起債償還金	225,228	225,228	225,228	225,234	121,205
	計	2,237,672	2,253,480	2,272,459	2,332,543	2,272,373
歳入	組合歳入（使用料、手数料等）	637,600	635,935	682,313	681,065	721,496
	負担金	1,627,483	1,633,705	1,611,480	1,664,226	1,577,840
	計	2,265,083	2,269,640	2,293,793	2,345,291	2,299,336
負担金内訳	中間市	480,051	480,036	472,223	486,391	457,108
	水巻町	347,994	352,936	347,069	355,863	340,429
	岡垣町	362,473	364,950	360,516	375,359	359,122
	芦屋町	186,795	185,603	183,419	186,791	174,330
	遠賀町	250,170	250,180	248,253	259,822	246,851

（2）構成市町のごみ処理経費

構成市町では、ごみの減量やリサイクルの向上を図ることなどを目的とした資源ごみ集団回収奨励金、ダンボールコンポスト補助金などの各種助成金をはじめ、不法投棄の未然防止を目的としたパトロール費やクリーンキャンペーン、環境美化のボランティア活動に要する費用などがかかっています。

表３－１０－１　構成市町のごみ処理経費の推移（１市４町の合計）

（単位：千円）

事業内容	H29	H30	R1	R2	R3
マイバック配布	50	50	50	50	50
油こし器購入・配布	0	0	0	68	0
生ごみ処理容器補助金	231	290	150	369	416
ダンボールコンポスト利用講座	204	146	103	48	48
ダンボールコンポスト補助金	518	460	557	658	668
資源回収団体奨励補助金	20,572	19,008	17,637	15,804	15,154
使用済み乾電池に係る助成金	105	135	125	0	0
使用済み乾電池回収ボックス設置等	419	419	424	401	400
環境美化・クリーンキャンペーン	12,532	9,014	10,748	13,773	4,862
使用済小型電子機器の回収	0	0	0	0	0
不法投棄防止啓発看板等設置	788	391	650	440	348
不法投棄パトロール	5,992	5,664	5,393	3,535	3,542
不法投棄ごみ収集委託	5,623	5,654	5,871	4,005	3,825
動物死体回収	3,115	3,013	3,426	3,327	3,613
ごみ処理施設等の見学補助金	0	0	0	0	0
環境教育に係る経費	1,413	1,493	1,094	231	427
ペットボトル、食品トレー、紙パックの拠点回収に係る経費	336	353	404	375	363
普及啓発に係る経費	830	686	667	573	848
環境基本計画等策定	140	133	137	4,333	1,133
ごみカレンダー配布	853	962	928	1,126	714
合　計	53,721	47,871	48,364	49,116	36,411

表３－１０－２　中間市のごみ処理経費の推移

（単位：千円）

事業内容	H29	H30	R1	R2	R3
マイバック配布	50	50	50	50	50
油こし器購入・配布	0	0	0	0	0
生ごみ処理容器補助金	49	46	39	74	71
ダンボールコンポスト利用講座	59	59	40	0	0
ダンボールコンポスト補助金	70	58	105	56	77
資源回収団体奨励補助金	6,983	6,500	6,163	5,245	5,012
使用済み乾電池に係る助成金	105	135	125	0	0
使用済み乾電池回収ボックス設置等	0	0	0	0	0
環境美化・クリーンキャンペーン	0	0	0	0	0
使用済小型電子機器の回収	0	0	0	0	0
不法投棄防止啓発看板等設置	62	62	0	0	0
不法投棄パトロール	2,218	1,913	1,548	105	143
不法投棄ごみ収集委託	1,865	1,896	1,985	0	0
動物死体回収	630	575	953	819	1,144
ごみ処理施設等の見学補助金	0	0	0	0	0
環境教育に係る経費	0	0	0	0	0
ペットボトル、食品トレー、紙パックの拠点回収に係る経費	0	0	0	0	0
普及啓発に係る経費	180	24	260	0	0
環境基本計画等策定	80	76	80	0	46
ごみカレンダー配布	333	338	323	312	167
合　計	12,684	11,732	11,671	6,661	6,710

※普及啓発にかかる経費は、ごみ集積所の看板の経費

表３－１０－３　水巻町のごみ処理経費の推移

（単位：千円）

事業内容	H29	H30	R1	R2	R3
マイバック配布	0	0	0	0	0
油こし器購入・配布	0	0	0	68	0
生ごみ処理容器補助金	72	29	40	131	203
ダンボールコンポスト利用講座	40	48	24	0	0
ダンボールコンポスト補助金	149	122	91	151	89
資源回収団体奨励補助金	3,500	3,161	2,822	2,582	2,382
使用済み乾電池に係る助成金	0	0	0	0	0
使用済み乾電池回収ボックス設置等	0	0	0	0	0
環境美化・クリーンキャンペーン	8,412	4,436	6,407	10,128	1,570
使用済小型電子機器の回収	0	0	0	0	0
不法投棄防止啓発看板等設置	97	92	194	141	0
不法投棄パトロール	466	467	496	534	535
不法投棄ごみ収集委託	1,814	1,814	1,831	1,848	1,848
動物死体回収	1,685	1,685	1,700	1,716	1,716
ごみ処理施設等の見学補助金	0	0	0	0	0
環境教育に係る経費	1,250	1,403	1,094	216	409
ペットボトル、食品トレー、紙パックの拠点回収に係る経費	287	295	305	315	299
普及啓発に係る経費	0	0	0	0	0
環境基本計画等策定	60	57	57	3,963	31
ごみカレンダー配布	520	624	527	514	547
合　計	18,352	14,233	15,588	22,307	9,629

※使用済小型電子機器の回収費に指定袋配布、食用油の移送、ペットボトルキャップ回収等含む。

表３－１０－４　岡垣町のごみ処理経費の推移

（単位：千円）

事業内容	H29	H30	R1	R2	R3
マイバック配布	0	0	0	0	0
油こし器購入・配布	0	0	0	0	0
生ごみ処理容器補助金	0	0	0	0	0
ダンボールコンポスト利用講座	60	0	0	0	0
ダンボールコンポスト補助金	227	222	308	384	441
資源回収団体奨励補助金	4,756	4,317	3,948	3,723	3,765
使用済み乾電池に係る助成金	0	0	0	0	0
使用済み乾電池回収ボックス設置等	240	240	242	219	218
環境美化・クリーンキャンペーン	2,157	2,206	2,214	1,523	1,693
使用済小型電子機器の回収	0	0	0	0	0
不法投棄防止啓発看板等設置	206	210	302	216	337
不法投棄パトロール	1,740	1,724	1,734	1,169	1,164
不法投棄ごみ収集委託	1,944	1,944	2,055	2,157	1,977
動物死体回収	687	687	694	700	700
ごみ処理施設等の見学補助金	0	0	0	0	0
環境教育に係る経費	60	80	0	0	0
ペットボトル、食品トレー、紙パックの拠点回収に係る経費	49	58	99	60	64
普及啓発に係る経費	489	489	304	505	517
環境基本計画等策定	0	0	0	370	0
ごみカレンダー配布	0	0	78	300	0
合　計	12,615	12,177	11,978	11,326	10,876

※ダンボールコンポスト補助金に生ごみ処理容器補助金を含む。

表３－１０－５　芦屋町のごみ処理経費の推移

（単位：千円）

事業内容	H29	H30	R1	R2	R3
マイバック配布	0	0	0	0	0
油こし器購入・配布	0	0	0	0	0
生ごみ処理容器補助金	16	11	13	5	26
ダンボールコンポスト利用講座	6	0	0	0	0
ダンボールコンポスト補助金	15	14	15	24	23
資源回収団体奨励補助金	2,372	2,206	2,000	1,773	1,594
使用済み乾電池に係る助成金	0	0	0	0	0
使用済み乾電池回収ボックス設置等	0	0	0	0	0
環境美化・クリーンキャンペーン	37	108	122	18	70
使用済小型電子機器の回収	0	0	0	0	0
不法投棄防止啓発看板等設置	30	27	18	13	11
不法投棄パトロール	174	174	164	187	187
不法投棄ごみ収集委託	0	0	0	0	0
動物死体回収	0	0	0	0	0
ごみ処理施設等の見学補助金	0	0	0	0	0
環境教育に係る経費	103	10	0	15	18
ペットボトル、食品トレー、紙パックの拠点回収に係る経費	0	0	0	0	0
普及啓発に係る経費	1	103	0	0	0
環境基本計画等策定	0	0	0	0	0
ごみカレンダー配布	0	0	0	0	0
合　計	2,754	2,653	2,332	2,035	1,929

※1 普及啓発にかかる経費は、ごみステーション看板等の作成費用

※2 動物死体回収、ごみステーションのパトロールなど行っているが他の経費で支出しているため、ごみ処理経費から除外

表３－１０－６　遠賀町のごみ処理経費の推移

（単位：千円）

事業内容	H29	H30	R1	R2	R3
マイバック配布	0	0	0	0	0
油こし器購入・配布	0	0	0	0	0
生ごみ処理容器補助金	94	204	58	159	116
ダンボールコンポスト利用講座	39	39	39	48	48
ダンボールコンポスト補助金	57	44	38	43	38
資源回収団体奨励補助金	2,961	2,824	2,704	2,481	2,401
使用済み乾電池に係る助成金	0	0	0	0	0
使用済み乾電池回収ボックス設置等	179	179	182	182	182
環境美化・クリーンキャンペーン	1,926	2,264	2,005	2,104	1,529
使用済小型電子機器の回収	0	0	0	0	0
不法投棄防止啓発看板等設置	393	0	136	70	0
不法投棄パトロール	1,394	1,386	1,451	1,540	1,513
不法投棄ごみ収集委託	0	0	0	0	0
動物死体回収	113	66	79	92	53
ごみ処理施設等の見学補助金	0	0	0	0	0
環境教育に係る経費	0	0	0	0	0
ペットボトル、食品トレー、紙パックの拠点回収に係る経費	0	0	0	0	0
普及啓発に係る経費	160	70	103	68	331
環境基本計画等策定	0	0	0	0	1,056
ごみカレンダー配布	0	0	0	0	0
合　計	7,316	7,076	6,795	6,787	7,267

※1 生ごみ処理容器補助金は、生ごみ処理器、電動生ごみ処理機及び発酵促進剤の補助金

※2 環境美化・クリーンキャンペーンは、環境美化補助金ボランティア用ごみ袋代及びボランティア袋収集手数料

７．ごみ処理の評価（市町村一般廃棄物処理システム比較分析）

１）市町村一般廃棄物処理システム比較分析表について

自治体の廃棄物処理システムを客観的に評価するための手法として、環境省が公表している「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針*」において、下表のような標準的な評価項目が示されています。

（＊環境省ホームページ　http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/index.html）

これらの評価項目について、人口規模や産業構造が類似した市町村間で比較を行うことで、構成市町の廃棄物処理システムの評価を行いました。なお、類似市町村の抽出は、都市形態、人口規模、産業構造が類似している市町村で区別されるもので、総務省が提示している「類似団体別市町村財政指数表」に示される類型によります。

類似市町村の抽出方法

ステップ１	都市形態	①政令指定都市（人口、産業構造による分類無し） ②特別区　（人口、産業構造による分類無し） ③中核市　（人口、産業構造による分類無し） ④特例市　（人口、産業構造による分類無し） ⑤都市、⑥町村
↓		
ステップ２	人口規模	⑤都市（50,000 未満、50,000～100,000、100,000～150,000、150,000 以上） ⑥町村（5,000 未満、5,000～10,000、10,000～15,000、15,000～20,000、20,000 以上）
↓		
ステップ３	産業構造	⑤都市（第 2 次産業人口、第 3 次産業人口の比率で分類） ⑥町村（第 2 次産業人口、第 3 次産業人口の比率で分類）
↓		
類似市町村の抽出		

※総務省が提示している「類似団体別市町村財政指数表」の類型を用いて類型

また、環境省では、市町村が比較分析表を作成することを支援するため、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を作成し、環境省ホームページ上で公開しています。そのため、本項においても、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を活用し、構成市町の比較分析表を作成しました。

表３－１１　標準的な評価項目の算出方法

標準的な指標		算出式
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	＝ ごみ総排出量÷365(or 366)÷計画収集人口×10^3
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	＝ 資源化量÷ごみ総排出量
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	＝ 最終処分量÷ごみ総排出量
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	＝ 処理及び維持管理費÷計画収集人口
	最終処分減量に要する費用	＝ （処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費）÷（ごみ総排出量－最終処分量）

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和 2 年度実績版）

２）市町村一般廃棄物処理システム比較分析結果

構成市町における一般廃棄物処理システムについて、全国の類似市町村と比較した結果を以下に示します。レーダーチャートの数値は、類似市町村と比較した構成市町の取組について各評価項目を偏差値で示したもので、いずれも数値が高いほど、類似市町村に対し評価が良好であると言えます。偏差値の評価としては、偏差値 65 以上で「平均より高い」、55 以上 65 未満で「平均よりやや高い」、45 以上 55 未満で「ほぼ平均」、35 以上 45 未満で「平均よりやや低い」、35 未満で「平均より低い」としました。

なお、本評価を行うに当たってのデータは、環境省が公表している「一般廃棄物処理実態調査」の結果に基づくものであり、構成市町を含め、最新版である令和 2 年度実績により評価を行っています。

（1）中間市の比較分析表

市町村名	福岡県中間市	人口		41,161	人	
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	99.1%	Ⅲ次人口比率	68.0%

類型都市の概要	都市形態	都市	
	人口区分	Ⅰ	50,000 人未満
	産業構造	3	Ⅱ次･Ⅲ次人口比 95%以上、Ⅲ次人口比 65%以上

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人･日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人･年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	1.013	0.174	0.119	17,926	47,531
最大	1.554	0.318	0.495	46,704	92,961
最小	0.644	0.069	0.001	9,167	20,487
標準偏差	0.177	0.073	0.098	7,701	16,696
当該市町村実績	0.843	0.191	0.129	15,240	55,153
偏差値	59.6	52.3	49.0	53.5	45.4

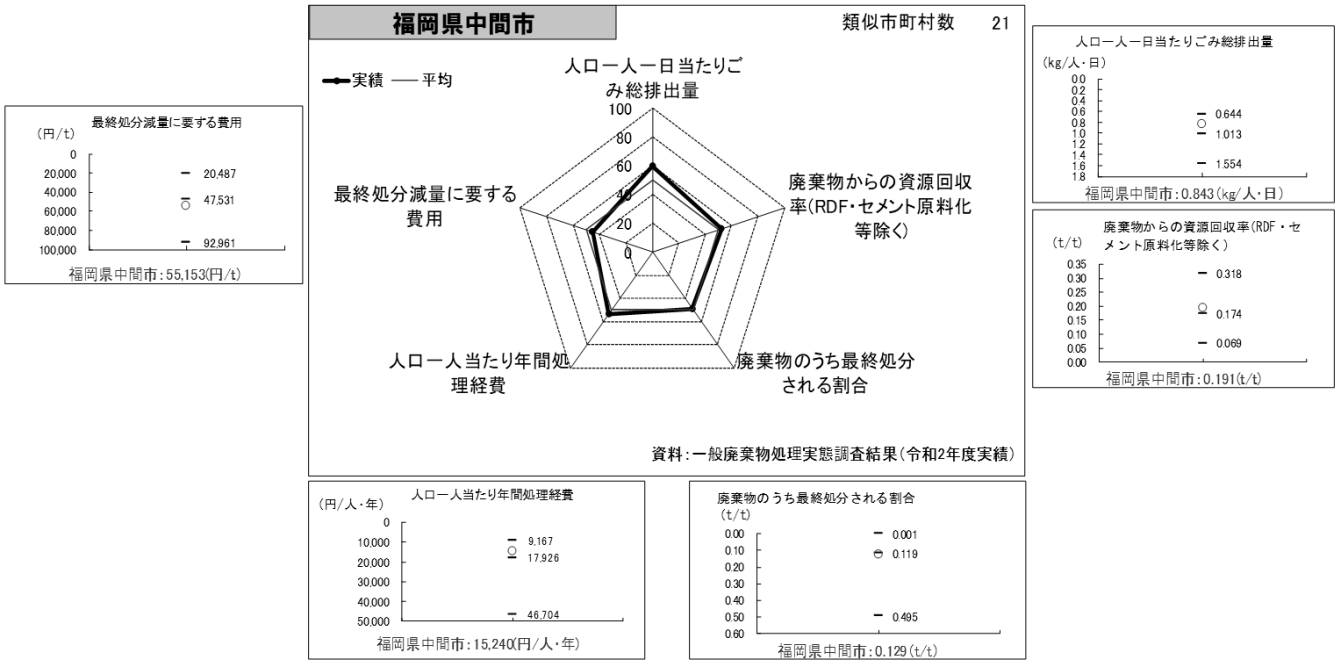

（注）構成市町のごみ処理については同様の取り組みを行っているが、比較する対象の類似市町村が違うため、構成市町の分析・評価が異なる。

【分析欄】
1．人口一人一日当たり排出量：平均よりやや高い
2．廃棄物からの資源回収率：ほぼ平均
3．廃棄物のうち最終処分される割合：ほぼ平均
4．人口一人当たり年間処理経費：ほぼ平均
5．最終処分減量に要する費用：ほぼ平均
【評価】
人口一人一日当たり排出量の偏差値は平均よりやや高く、その他の項目の偏差値はほぼ平均である。

（2）水巻町の比較分析表

市町村名	福岡県水巻町	人口		28,030	人	
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	99.0%	Ⅲ次人口比率	68.9%

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅴ	20,000 人以上
	産業構造	2	Ⅱ次･Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%以上

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人･日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人･年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.895	0.185	0.074	13,736	42,320
最大	1.574	0.523	0.209	29,001	82,759
最小	0.665	0.047	0	5,279	16,659
標準偏差	0.155	0.074	0.049	4,615	14,287
当該市町村実績	0.884	0.164	0.134	16,961	58,860
偏差値	50.7	47.2	37.8	43.0	38.4

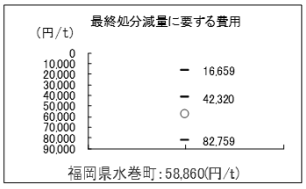

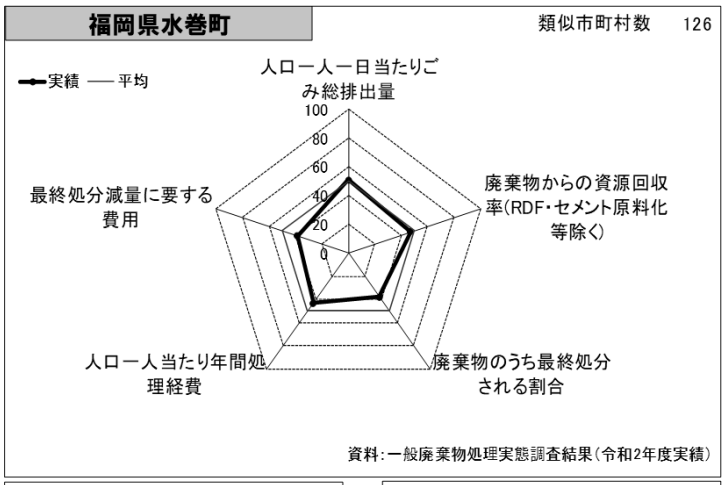

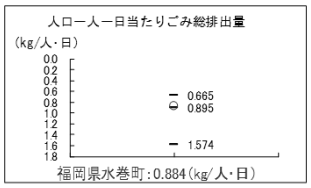

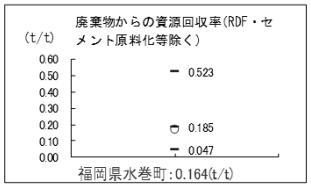

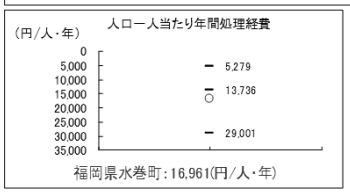

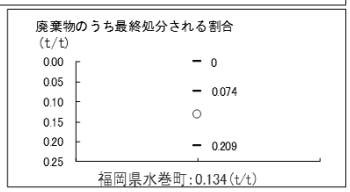

（注）構成市町のごみ処理については同様の取り組みを行っているが、比較する対象の類似市町村が違うため、構成市町の分析・評価が異なる。

【分析欄】
1．人口一人一日当たり排出量：ほぼ平均
2．廃棄物からの資源回収率：ほぼ平均
3．廃棄物のうち最終処分される割合：平均よりやや低い
4．人口一人当たり年間処理経費：平均よりやや低い
5．最終処分減量に要する費用：平均よりやや低い
【評価】
人口一人一日当たり排出量、廃棄物からの資源回収率の偏差値はほぼ平均であり、その他の項目の偏差値は平均よりやや低くなっている。

（3）岡垣町の比較分析表

市町村名	福岡県岡垣町	人口		31,644	人	
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	96.4%	Ⅲ次人口比率	71.3%

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅴ	20,000 人以上
	産業構造	2	Ⅱ次･Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%以上

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人･日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人･年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.895	0.185	0.074	13,736	42,320
最大	1.574	0.523	0.209	29,001	82,759
最小	0.665	0.047	0	5,279	16,659
標準偏差	0.155	0.074	0.049	4,615	14,287
当該市町村実績	0.842	0.198	0.134	15,784	57,532
偏差値	53.4	51.8	37.8	45.6	39.4

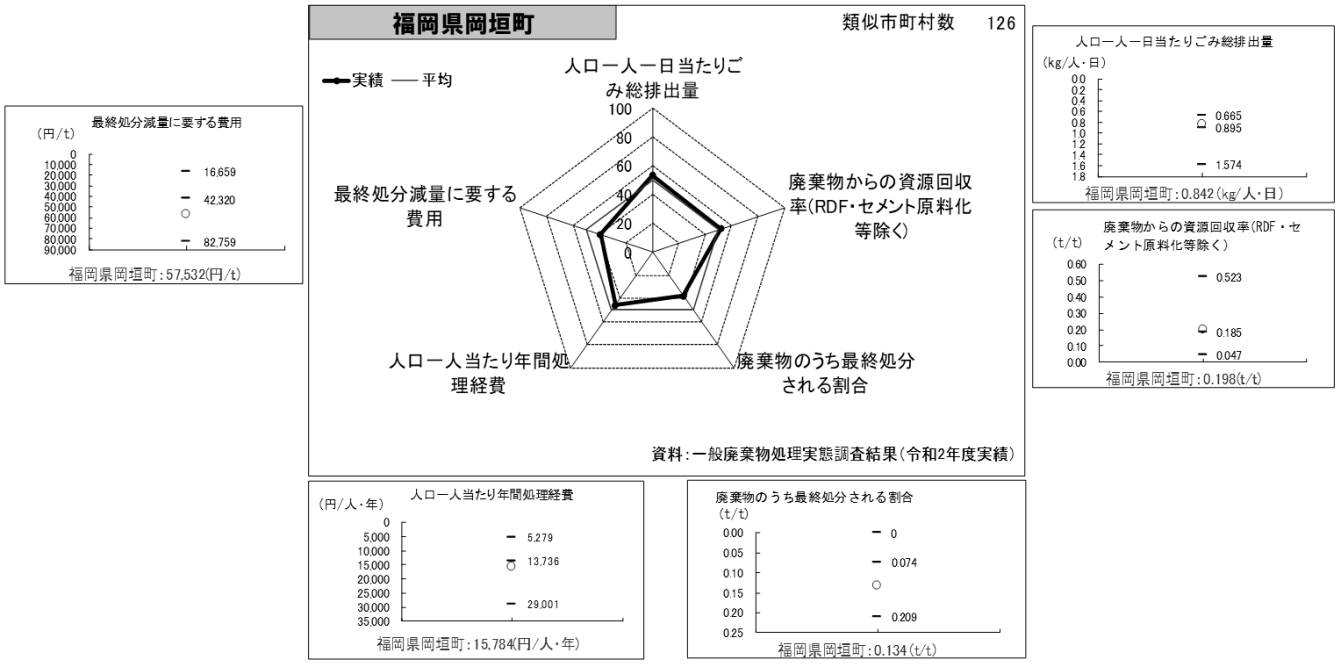

（注）構成市町のごみ処理については同様の取り組みを行っているが、比較する対象の類似市町村が違うため、構成市町の分析・評価が異なる。

【分析欄】

1．人口一人一日当たり排出量：ほぼ平均

2．廃棄物からの資源回収率：ほぼ平均

3．廃棄物のうち最終処分される割合：平均よりやや低い

4．人口一人当たり年間処理経費：ほぼ平均

5．最終処分減量に要する費用：平均よりやや低い

【評価】

廃棄物のうち最終処分される割合、最終処分減量に要する費用についての偏差値は平均よりやや低く、その他の項目の偏差値はほぼ平均である。

（4）芦屋町の比較分析表

市町村名	福岡県芦屋町	人口		13,752	人	
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	96.8%	Ⅲ次人口比率	74.0%

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅲ	10,000 人以上～15,000 人未満
	産業構造	2	Ⅱ次･Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%以上

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人･日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人･年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.930	0.164	0.090	15,611	49,866
最大	2.919	0.654	0.347	48,611	199,404
最小	0.110	0.043	0	344	903
標準偏差	0.301	0.085	0.060	7,627	24,880
当該市町村実績	0.823	0.202	0.131	18,663	69,395
偏差値	53.6	54.5	43.2	46.0	42.2

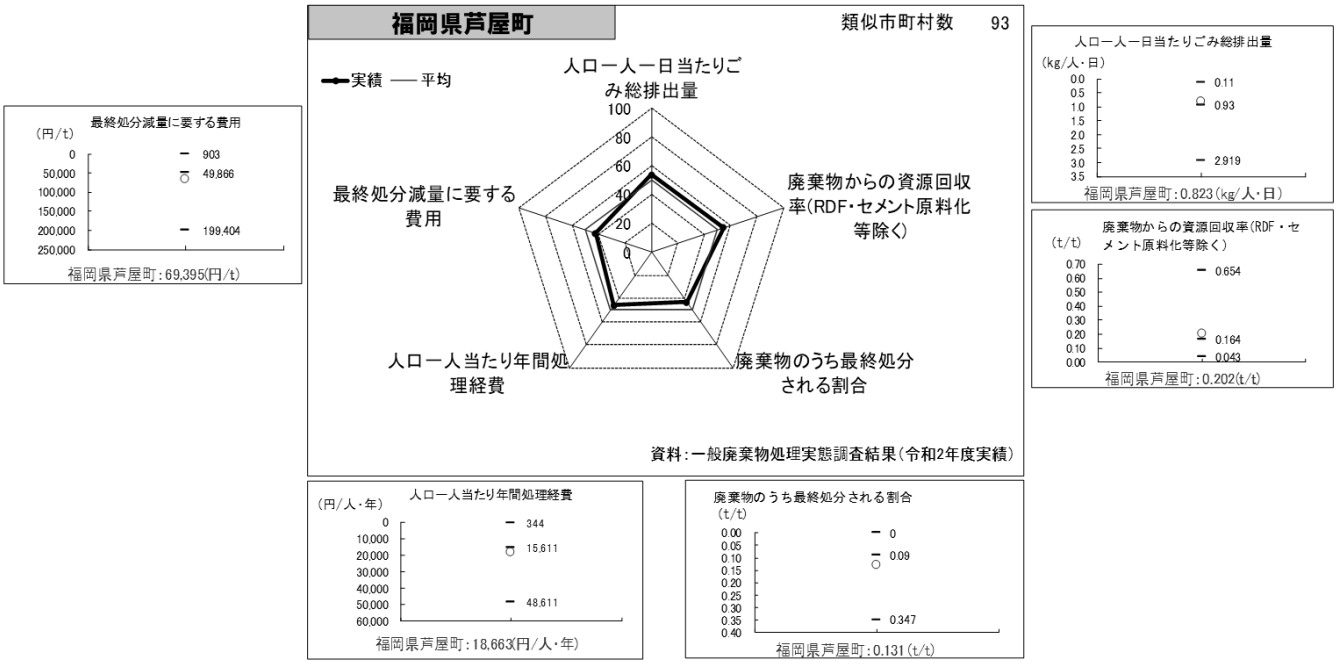

（注）構成市町のごみ処理については同様の取り組みを行っているが、比較する対象の類似市町村が違うため、構成市町の分析・評価が異なる。

【分析欄】
1．人口一人一日当たり排出量：ほぼ平均
2．廃棄物からの資源回収率：ほぼ平均
3．廃棄物のうち最終処分される割合：平均よりやや低い
4．人口一人当たり年間処理経費：ほぼ平均
5．最終処分減量に要する費用：平均よりやや低い
【評価】
廃棄物のうち最終処分される割合、最終処分減量に要する費用の偏差値は平均よりやや低く、その他の項目の偏差値はほぼ平均である。

（5）遠賀町の比較分析表

市町村名	福岡県遠賀町	人口		19,176	人	
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	96.6%	Ⅲ次人口比率	69.6%

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅳ	15,000 人以上～20,000 人未満
	産業構造	2	Ⅱ次･Ⅲ次人口比 80%以上、Ⅲ次人口比 55%以上

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人･日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人･年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.920	0.167	0.097	16,145	50,502
最大	1.680	0.396	0.840	39,250	113,459
最小	0.294	0.028	0	6,229	20,645
標準偏差	0.208	0.068	0.101	6,710	18,237
当該市町村実績	0.919	0.198	0.134	17,359	57,983
偏差値	50.0	54.6	46.3	48.2	45.9

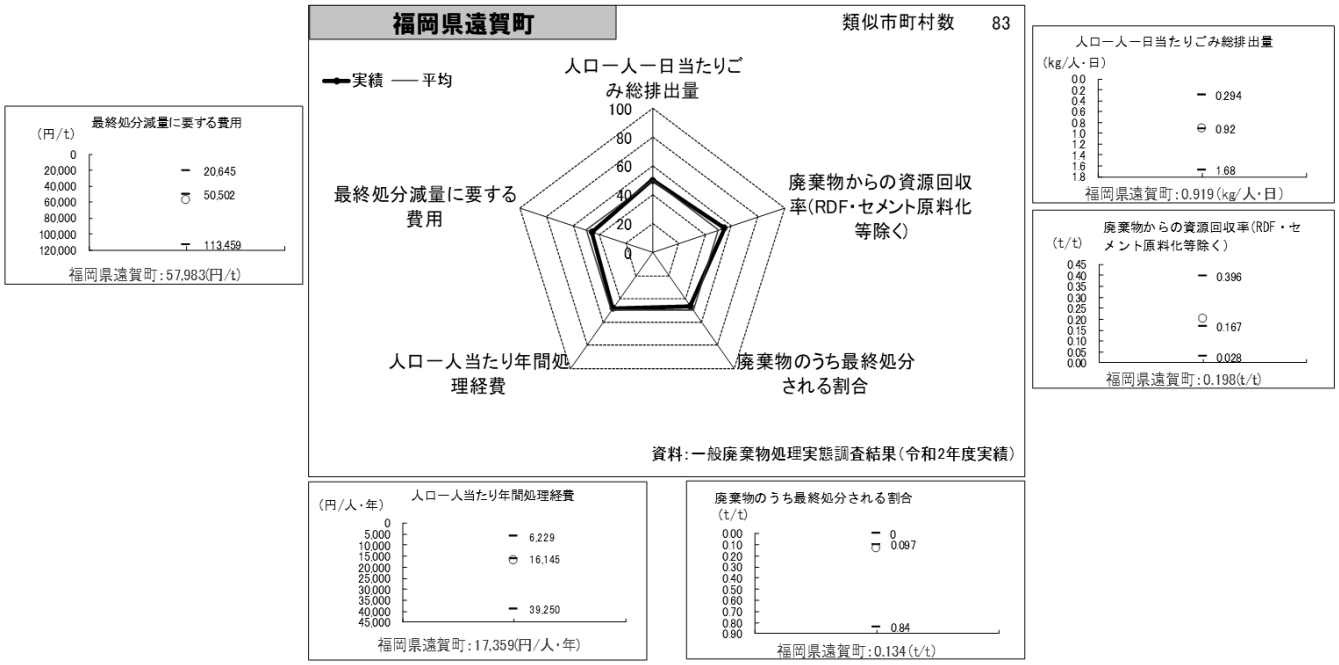

（注）構成市町のごみ処理については同様の取り組みを行っているが、比較する対象の類似市町村が違うため、構成市町の分析・評価が異なる。

【分析欄】
1．人口一人一日当たり排出量：ほぼ平均
2．廃棄物からの資源回収率：ほぼ平均
3．廃棄物のうち最終処分される割合：ほぼ平均
4．人口一人当たり年間処理経費：ほぼ平均
5．最終処分減量に要する費用：ほぼ平均
【評価】
全ての項目において、偏差値はほぼ平均である。

８．現行計画の目標達成状況の評価

現行計画にて設定された、ごみ減量化等の数値目標について、その達成状況を令和３年度実績値と比較すると以下のとおりであり、１人１日当たり排出量、ごみ受入量、リサイクル率が目標値に対して未達成の状況にあります。

ごみ排出量の削減目標については、世帯人数の減少や高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化などの要因から、ごみの減量化が思うように進んでいないことが推察されます。

資源化の目標については、民間の一般廃棄物処理施設で処理されている木くずなど、行政主体以外の資源化量も含め、実態の把握に努めているところですが、近年は特に新型コロナウイルス感染症の拡大によって集団回収量が減少するなど、資源化量が伸び悩んでいます。

また、ごみの１人１日当たり排出量やリサイクル率は、近年は全国的にも停滞気味となっています。

表４　ごみ減量化等の目標達成状況

項目		単位	実績値	現行計画目標値	達成状況
			令和３年度		
ごみ排出量の削減目標	１人１日当たり排出量	g/人･日	745	697	未達成
	ごみ受入量	t/年	38,478	35,216	未達成
資源化の目標	リサイクル率	%	28.3	30 以上	未達成
最終処分の目標	最終処分率	%	13.1	極力増加させないこと (H28 実績値:13.0)	大きな変動はない

※1 １人１日当たり排出量：ごみ総排出量から資源ごみ量及び集団回収量を除いたもの（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）
※2 ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量
※3 令和３年度実績値：新型コロナウイルス感染症の感染防止対策による外出自粛の影響で、片付けごみが大幅に増加している

第３節　ごみ処理・処分の課題

本地域におけるごみ処理の現状から、課題を整理すると次のとおりとなります。

課題１　ごみの排出抑制について

組合地域における１人１日当たり排出量（846g/人・日：令和３年度）は全国平均（901g/人・日：令和２年度）と比較して少なくなっており、構成市町の類似団体との比較評価においても「平均よりやや高い（排出量が少ない）」または「ほぼ平均」となっています。このうち、資源ごみ量及び集団回収量を除く排出量（745g/人・日：令和３年度）は、現行計画目標値（697g/人・日）よりも多くなっているため、今後もごみの排出抑制に関する取り組みを継続し、引き続きごみの排出抑制に努める必要があります。

課題２　資源化について

組合地域におけるリサイクル率（28.3%：令和３年度）は全国平均（20.0%：令和２年度）を上回っており、構成市町の類似団体との比較評価においても「ほぼ平均」となっていますが、現行計画目標値（30%以上）よりも低くなっています。

なお、組合では可燃ごみ処理事業を基本協定書に基づき北九州市に委託していますが、資源化量のうち、可燃ごみ処理後の資源化量（溶融スラグ、焼却灰のセメント原料化等）は北九州市の状況により変動する可能性があることから、組合及び構成市町独自で行う資源化の取り組みを強化する必要があります。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和４年４月に施行されました。これに伴い製品プラスチックの資源化について構成市町と協議する必要があります。

課題３　最終処分について

組合地域における最終処分率（13.1%：令和３年度）は全国平均（8.7%：令和２年度）を上回っており、構成市町の類似団体との比較評価においても「ほぼ平均」または「平均よりやや低い（最終処分率が高い）」となっています。

最終処分量のうち約８割にあたる焼却残渣は可燃ごみ処理事業を基本協定書に基づき委託している北九州市において最終処分されており、組合が所管する最終処分場の残余容量にはまだ余裕がありますが、埋立開始から 33 年が経過しており浸出液処理施設等の設備の老朽化が進んでいることから、機能維持のための整備を検討する必要があります。

また、浸出液処理水の搬送については、「し尿処理施設 曲水苑」の廃止が決定されたため、今後搬送先の検討を行う必要があります。

第４章　人口及びごみ排出量等の将来予測

第１節　人口の将来予測

本地域における人口の将来予測結果は以下のとおりです。いずれの市町とも、減少傾向で推移すると予測されます。

表４－１　人口の将来予測結果

（単位：人）

市町名	実績値※1			予測値※2	
	H29	R1	R3	R8	R13
中間市	42,563	41,574	40,478	37,648	36,219
水巻町	28,898	28,205	27,893	26,381	25,465
岡垣町	32,049	31,699	31,598	30,476	29,348
芦屋町	14,260	13,905	13,500	11,596	10,485
遠賀町	19,320	19,364	19,238	18,918	18,598
組合全体	137,090	134,747	132,707	125,019	120,115

※1 実績値は組合資料(R3 実績)、環境省一般廃棄物処理実態調査結果(H29,R1 実績)より
※2 予測値は構成市町の人口ビジョン、まち・ひと・しごと総合戦略等における将来人口を基に補間したもの

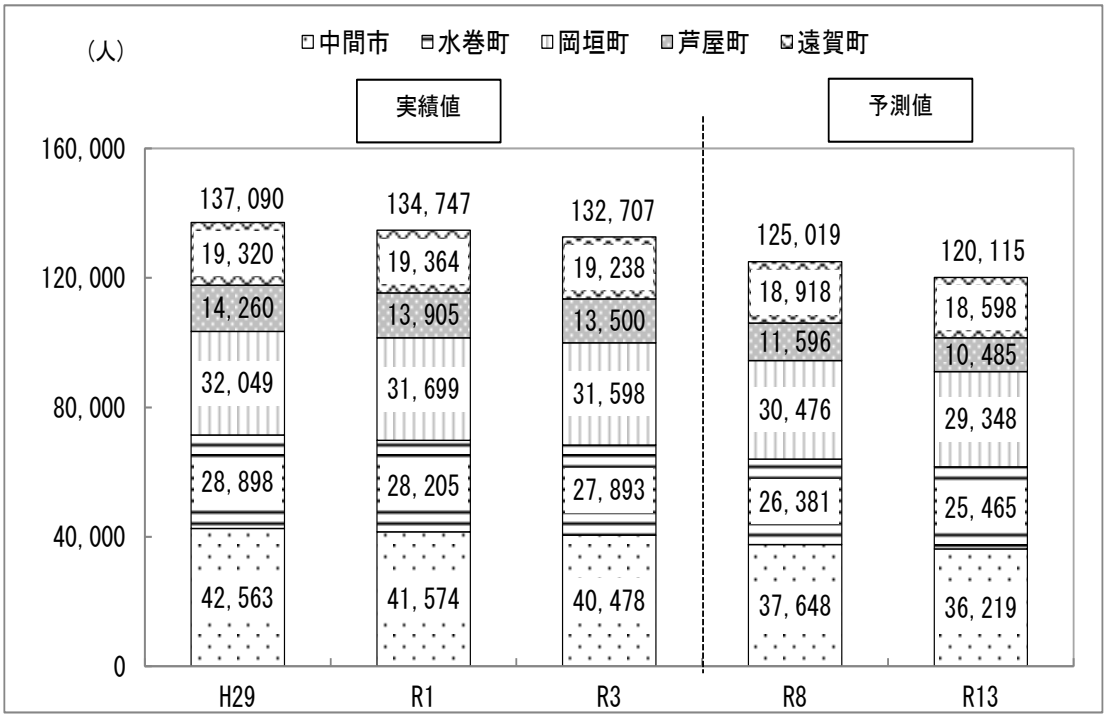

図４－１　人口の将来予測結果

第２節　ごみ排出量の将来予測

近年のごみ排出量の実態から今後のごみ排出量の予測を行うと、以下のとおりとなります。なお、ここでの予測は近年の傾向で推移した場合の予測となります。

このまま現在のごみ処理に関する取り組みを継続した場合、組合全体における年間のごみ排出量は減少傾向で推移し、令和８年度で 38,626t/年、令和 13 年度で 37,207t/年と予測されます。

表４－２　ごみ排出量の将来予測結果

			実績値			予測値	
			H29	R1	R3	R8	R13
計画収集人口	中間市	人	42,563	41,574	40,478	37,648	36,219
	水巻町	人	28,898	28,205	27,893	26,381	25,465
	岡垣町	人	32,049	31,699	31,598	30,476	29,348
	芦屋町	人	14,260	13,905	13,500	11,596	10,485
	遠賀町	人	19,320	19,364	19,238	18,918	18,598
	組合全体	人	137,090	134,747	132,707	125,019	120,115
ごみ排出量	中間市	t/年	12,924	12,973	12,322	11,461	11,042
		g/人･日	833	852	834	834	833
	水巻町	t/年	9,079	9,078	8,908	8,502	8,294
		g/人･日	860	879	876	883	890
	岡垣町	t/年	9,566	9,688	9,451	9,122	8,819
		g/人･日	818	835	819	820	821
	芦屋町	t/年	4,242	4,205	3,977	3,348	2,974
		g/人･日	815	825	808	791	775
	遠賀町	t/年	6,253	6,461	6,343	6,193	6,078
		g/人･日	887	911	903	897	893
	組合全体	t/年	42,064	42,405	41,001	38,626	37,207
		g/人･日	841	860	846	846	846

第５章　ごみ減量化等の数値目標

第１節　国・県等の一般廃棄物減量化目標

ごみの排出抑制や再資源化及び最終処分については、廃棄物処理法の基本方針や循環型社会形成推進基本計画において国の目標値が設定されています。また、福岡県廃棄物処理計画においては、国の目標値を踏まえて県の目標値が設定されています。組合管内の可燃ごみ処理業務を基本協定書に基づき委託している北九州市においても北九州市循環型社会形成推進基本計画の中で、市の目標値が設定されています。よって、これらの目標値等を勘案しつつ、組合の目標値を設定します。

表５－１　廃棄物処理法の基本方針（令和２年３月通知）における一般廃棄物の目標値

	令和7年度目標値
排出量	1人1日当たりの家庭系ごみ※排出量：440グラム
再生利用率	約28%に増加
最終処分量	320万トン

※生活系ごみから資源ごみ量、集団回収量を除いた量

表５－２　循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の目標値

	令和7年度目標値
国民、事業者双方に係る取組指標	「1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1人1日当たりに換算）」を約850グラムとすることを目標
家庭系ごみについて	国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力を表す代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭からの1人1日当たりごみ排出量を、約440グラムとすることを目標
事業系ごみについて	事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、1事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について、年間1,100万トンとすることを目標

表５－３　福岡県廃棄物処理計画の目標値

	令和7年度目標値
ごみ総排出量の増減率	平成30(2018)年度比 -5%
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※	516g（平成30(2018)年度比 約-2%）
再生利用率（排出量比）	22%（民間リサイクルを加味した再生利用率40%）
最終処分量の増減率	平成30(2018)年度比 -6%

出典：福岡県廃棄物処理計画（令和3年3月）
※生活系ごみから資源ごみを控除した量

表５－４　北九州市循環型社会形成推進基本計画の目標値

	令和７年度目標値
市民１人一日当たりの家庭ごみ量※	440 グラム以下 （令和元年度：468g/人･日であり、令和元年度比で約 6%削減）
リサイクル率	30%以上（令和元年度：28.0%）

出典：令和３年８月　第２期北九州市循環型社会形成推進基本計画
※生活系ごみから資源ごみ量、集団回収量を除いた量

第２節　組合地域における数値目標

現行計画において設定した、中間目標年度（令和 3 年度）の目標値と令和 3 年度実績値を比較すると、「ごみ排出量の削減目標」及び「資源化の目標」が未達成の状況にあります。

このため、本計画における目標値としては、計画策定時（平成 29 年度）に設定した目標値を継承することとします。目標値は、令和 8 年度（中間目標年度）に達成することを目指し、令和 13 年度（計画目標年度）まではこの目標の水準を維持することとします。

現行計画目標値（令和 3 年度目標）
○ごみ排出量の削減目標： ①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの 1 人 1 日当たり排出量　平成 28 年度比で 5%削減 （平成 28 年度：733g/人･日 → 令和 3 年度：697g/人･日） ②ごみ受入量※（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）　平成 28 年度比で 10%削減 （平成 28 年度：39,128t/年 → 令和 3 年度：35,216t/年） ○資源化の目標：リサイクル率 30%以上 （組合地域全体のリサイクル率　平成 28 年度：22.5% → 令和 3 年度：30%以上） ○最終処分の目標：最終処分率を極力増加させないこと

※ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量

１．ごみ排出量の削減目標

令和 8 年度（中間目標年度）における可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの 1 人 1 日当たり排出量を、697g/人･日に削減することとします。また、遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおけるごみ受入量を、35,216t/年以下に削減することとします。

２．資源化の目標

資源化の目標は、資源化の取組をさらに進めることにより、令和 8 年度（中間目標年度）におけるリサイクル率を 30%以上とすることとします。

３．最終処分の目標

組合が行う最終処分については、ごみ排出量の削減と資源化を推進することにより、組合地域全体における令和 8 年度（中間目標年度）の最終処分率を極力増加させないこととします。

４．数値目標のまとめ

組合地域全体におけるごみ減量化等の目標（令和 8 年度目標）
○ごみ排出量の削減目標： ①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの 1 人 1 日当たり排出量　697g/人･日 （令和 3 年度：745g/人･日 → 令和 8 年度：697g/人･日） ②ごみ受入量※（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）　35,216t/年以下 （令和 3 年度：38,478t/年 → 令和 8 年度：35,216t/年以下） ○資源化の目標：リサイクル率 30%以上 （組合地域全体のリサイクル率　令和 3 年度：28.3% → 令和 8 年度：30%以上） ○最終処分の目標：最終処分率を極力増加させないこと

※ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量

なお、組合全体におけるごみ減量化等の目標を達成した場合のごみ排出量等を試算すると次のとおりです。

表５－５　目標達成時のごみ排出量等（組合全体）

①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの１人１日当たり排出量を組合全体で697g/人･日に削減した場合

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
可燃ごみ　（g/人･日）	672	634 (651)	634 (651)
不燃ごみ　（g/人･日）	20	19 (19)	19 (19)
粗大ごみ　（g/人･日）	53	44 (26)	44 (26)
合計　（g/人･日）	745	697 (696)	697 (696)

②ごみ受入量※を組合全体で35,216t/年以下に削減した場合

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
可燃ごみ　（t/年）	32,568	29,682 (30,116)	28,599 (28,985)
不燃ごみ　（t/年）	969	885 (896)	856 (865)
粗大ごみ　（t/年）	2,588	2,368 (1,218)	2,281 (1,179)
資源ごみ　（t/年）	2,353	2,144 (2,094)	2,063 (1,998)
合計　（t/年）	38,478	35,079 (34,324)	33,799 (33,027)

※ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）

③資源化の目標

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
リサイクル率　（%）	28.3	30.9	30.9

④最終処分の目標

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
最終処分率　（%）	13.1	13.1	13.2

（備考）目標値：（ ）内の数値は、構成市町均等な割合でごみ排出量削減を行い、目標達成時のごみ排出量と将来予測値をごみ区分ごとに比較し、将来予測値が下回っていた場合は、そのごみ区分は将来予測値を目標値とした場合の参考値

５．目標達成時の構成市町のごみ排出量

前項で設定したごみ減量化等の目標を達成した場合のごみ排出量等を構成市町ごとに当てはめて、試算すると、次のとおりです。

1）中間市

令和８年度に「組合全体で可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの１人１日当たり排出量を 697g/人･日に削減」という目標を達成した場合、令和３年度実績 730g/人･日に対し、令和８年度は 697g/人･日となります。

一方、令和８年度に「組合全体でごみ受入量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）を 35,216t/年以下に削減」という目標を達成した場合、令和３年度実績 11,483t/年に対し、令和８年度は 10,608t/年となります。また、令和８年度のリサイクル率は 30.0%、最終処分率は 13.1%となります。

表５－６　目標達成時のごみ排出量等（中間市）

①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの１人１日当たり排出量を組合全体で 697g/人･日に削減した場合

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
可燃ごみ （g/人･日）	667	644 (644)	644 (644)
不燃ごみ （g/人･日）	20	19 (18)	19 (18)
粗大ごみ （g/人･日）	43	34 (18)	34 (18)
合計 （g/人･日）	730	697 (680)	697 (680)

②ごみ受入量※を組合全体で 35,216t/年以下に削減した場合

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
可燃ごみ （t/年）	9,858	9,106 (9,166)	8,789 (8,842)
不燃ごみ （t/年）	295	273 (263)	265 (252)
粗大ごみ （t/年）	629	581 (268)	557 (265)
資源ごみ （t/年）	701	648 (646)	623 (610)
合計 （t/年）	11,483	10,608 (10,343)	10,234 (9,969)

※ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）

③資源化の目標

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
リサイクル率 （%）	26.5	30.0	30.0

④最終処分の目標

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
最終処分率 （%）	13.1	13.1	13.1

（備考）目標値：（ ）内の数値は、構成市町均等な割合でごみ排出量削減を行い、目標達成時のごみ排出量と将来予測値をごみ区分ごとに比較し、将来予測値が下回っていた場合は、そのごみ区分は将来予測値を目標値とした場合の参考値

2）水巻町

令和８年度に「組合全体で可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの１人１日当たり排出量を 697g/人･日に削減」という目標を達成した場合、令和３年度実績 783g/人･日に対し、令和８年度は 697g/人･日となります。

一方、令和８年度に「組合全体でごみ受入量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）を 35,216t/年以下に削減」という目標を達成した場合、令和３年度実績 8,513t/年に対し、令和８年度は 7,434t/年となります。また、令和８年度のリサイクル率は 30.0%、最終処分率は 13.3%となります。

表５－７　目標達成時のごみ排出量等（水巻町）

①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの１人１日当たり排出量を組合全体で 697g/人･日に削減した場合

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
可燃ごみ　（g/人･日）	719	644 (684)	644 (684)
不燃ごみ　（g/人･日）	19	18 (18)	18 (18)
粗大ごみ　（g/人･日）	45	35 (22)	35 (22)
合計　（g/人･日）	783	697 (724)	697 (724)

②ごみ受入量※を組合全体で 35,216t/年以下に削減した場合

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
可燃ごみ　（t/年）	7,320	6,392 (6,836)	6,189 (6,617)
不燃ごみ　（t/年）	193	169 (181)	168 (177)
粗大ごみ　（t/年）	455	397 (214)	382 (205)
資源ごみ　（t/年）	545	476 (462)	457 (447)
合計　（t/年）	8,513	7,434 (7,693)	7,196 (7,446)

※ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）

③資源化の目標

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
リサイクル率　（%）	25.8	30.0	30.0

④最終処分の目標

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
最終処分率　（%）	13.3	13.3	13.3

（備考）目標値：（ ）内の数値は、構成市町均等な割合でごみ排出量削減を行い、目標達成時のごみ排出量と将来予測値をごみ区分ごとに比較し、将来予測値が下回っていた場合は、そのごみ区分は将来予測値を目標値とした場合の参考値

3）岡垣町

令和8年度に「組合全体で可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を697g/人･日に削減」という目標を達成した場合、令和3年度実績719g/人･日に対し、令和8年度は697g/人･日となります。

一方、令和8年度に「組合全体でごみ受入量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）を35,216t/年以下に削減」という目標を達成した場合、令和3年度実績8,824t/年に対し、令和8年度は8,510t/年となります。また、令和8年度のリサイクル率は30.0%、最終処分率は13.0%となります。

表５－８　目標達成時のごみ排出量等（岡垣町）

①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの1人1日当たり排出量を組合全体で697g/人･日に削減した場合

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
可燃ごみ　（g/人･日）	633	621 (621)	621 (621)
不燃ごみ　（g/人･日）	20	19 (20)	19 (20)
粗大ごみ　（g/人･日）	66	57 (32)	57 (32)
合計　（g/人･日）	719	697 (673)	697 (673)

②ごみ受入量※を組合全体で35,216t/年以下に削減した場合

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
可燃ごみ　（t/年）	7,305	7,045 (6,899)	6,799 (6,660)
不燃ごみ　（t/年）	232	224 (223)	215 (215)
粗大ごみ　（t/年）	759	732 (356)	709 (344)
資源ごみ　（t/年）	528	509 (481)	494 (462)
合計　（t/年）	8,824	8,510 (7,959)	8,217 (7,681)

※ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）

③資源化の目標

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
リサイクル率　（%）	26.5	30.0	30.0

④最終処分の目標

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
最終処分率　（%）	13.0	13.0	13.0

（備考）目標値：（ ）内の数値は、構成市町均等な割合でごみ排出量削減を行い、目標達成時のごみ排出量と将来予測値をごみ区分ごとに比較し、将来予測値が下回っていた場合は、そのごみ区分は将来予測値を目標値とした場合の参考値

４）芦屋町

令和８年度に「組合全体で可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの１人１日当たり排出量を 697g/人･日に削減」という目標を達成した場合、令和３年度実績 709g/人･日に対し、令和８年度は 697g/人･日となります。

一方、令和８年度に「組合全体でごみ受入量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）を 35,216t/年以下に削減」という目標を達成した場合、令和３年度実績 3,716t/年に対し、令和８年度は 3,196t/年となります。また、令和８年度のリサイクル率は 35.1%、最終処分率は 13.5%となります。

表５－９　目標達成時のごみ排出量等（芦屋町）

①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの１人１日当たり排出量を組合全体で 697g/人･日に削減した場合

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
可燃ごみ　（g/人･日）	632	629 (624)	629 (615)
不燃ごみ　（g/人･日）	22	21 (22)	21 (22)
粗大ごみ　（g/人･日）	55	47 (29)	47 (29)
合計　（g/人･日）	709	697 (675)	697 (666)

②ごみ受入量※を組合全体で 35,216t/年以下に削減した場合

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
可燃ごみ　（t/年）	3,112	2,677 (2,641)	2,425 (2,360)
不燃ごみ　（t/年）	107	92 (93)	85 (85)
粗大ごみ　（t/年）	271	233 (139)	211 (127)
資源ごみ　（t/年）	226	194 (201)	176 (180)
合計　（t/年）	3,716	3,196 (3,074)	2,897 (2,752)

※ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）

③資源化の目標

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
リサイクル率　（%）	35.1	35.1	35.1

④最終処分の目標

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
最終処分率　（%）	13.3	13.5	13.7

（備考）目標値：（ ）内の数値は、構成市町均等な割合でごみ排出量削減を行い、目標達成時のごみ排出量と将来予測値をごみ区分ごとに比較し、将来予測値が下回っていた場合は、そのごみ区分は将来予測値を目標値とした場合の参考値

5）遠賀町

令和８年度に「組合全体で可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの１人１日当たり排出量を 697g/人･日に削減」という目標を達成した場合、令和３年度実績 796g/人･日に対し、令和８年度は 697g/人･日となります。

一方、令和８年度に「組合全体でごみ受入量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）を 35,216t/年以下に削減」という目標を達成した場合、令和３年度実績 5,942t/年に対し、令和８年度は 5,331t/年となります。また、令和８年度のリサイクル率は 32.5%、最終処分率は 13.0%となります。

表５－１０　目標達成時のごみ排出量等（遠賀町）

①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの１人１日当たり排出量を組合全体で 697g/人･日以下に削減した場合

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
可燃ごみ （g/人･日）	708	623 (684)	623 (684)
不燃ごみ （g/人･日）	20	18 (20)	18 (20)
粗大ごみ （g/人･日）	68	56 (36)	56 (36)
合計 （g/人･日）	796	697 (740)	697 (740)

②ごみ受入量※を組合全体で 35,216t/年以下に削減した場合

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
可燃ごみ （t/年）	4,973	4,462 (4,574)	4,397 (4,506)
不燃ごみ （t/年）	142	127 (136)	123 (136)
粗大ごみ （t/年）	474	425 (241)	422 (238)
資源ごみ （t/年）	353	317 (304)	313 (299)
合計 （t/年）	5,942	5,331 (5,255)	5,255 (5,179)

※ごみ受入量：遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおいて受け入れるごみ量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）

③資源化の目標

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
リサイクル率 （%）	32.5	32.5	32.5

④最終処分の目標

区分	実績	目標	
	R3	R8	R13
最終処分率 （%）	12.9	13.0	13.1

（備考）目標値：（ ）内の数値は、構成市町均等な割合でごみ排出量削減を行い、目標達成時のごみ排出量と将来予測値をごみ区分ごとに比較し、将来予測値が下回っていた場合は、そのごみ区分は将来予測値を目標値とした場合の参考値

第６章　一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第１節　基本方針

組合地域における循環型社会形成の推進及びごみの適正処理に向けての基本方針を次のように定めます。また、関連すると考えられる SDGs の目標を併記します。

ごみ処理の基本方針

１）循環型社会形成の推進

構成市町並びに組合は、北九州市と広域的な連携を図り、ごみの排出抑制、再使用、再資源化の 3R を基本とする循環型社会形成の構築を目指します。

２）ごみの排出抑制の推進

構成市町は、ごみの排出抑制に関する普及・啓発活動やごみ減量行動などに積極的に取り組み、ごみの排出抑制を進めていくものとします。

３）資源化の推進

構成市町は、資源ごみの分別収集の徹底、集団回収やその他の取組に対する支援、事業者に対する再資源化の働きかけを通じてリサイクルに取り組み、組合では搬入ごみからの資源回収に努めることにより、地域全体として資源化を推進していきます。
また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和 4 年 4 月に施行されました。これに伴い製品プラスチックの資源化について構成市町と協議し検討を進めます。

４）ごみの適正処理

廃棄物処理法や各リサイクル法に基づき、廃棄物（ごみ）の適正処理・処分を行い、快適な生活環境づくりを推進します。

５）中間処理施設の適正管理

ごみの適正処理を継続していくため、組合が所管するごみの中間処理施設（遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザ）については、引き続き適正な管理と機能の維持に努めるとともに、今後は基幹的設備の更新など施設の延命化について検討していきます。

６）最終処分場の適正管理

組合が所管する一般廃棄物最終処分場は、残余容量にはまだ余裕がありますが、埋立開始から 33 年が経過しており、浸出液処理施設等の設備の老朽化が進んでいることから、機能維持のための整備を行い、適正な最終処分を図ります。
また、浸出液処理水の搬送については、「し尿処理施設 曲水苑」の廃止が決定されたため、今後搬送先の検討を行う必要があります。

第２節　ごみの計画処理区域と処理主体

１．計画処理区域

ごみの計画処理区域は、中間市、水巻町、岡垣町、芦屋町、遠賀町の全域とします。

２．ごみ処理の実施主体及び管理・運営体制

ごみ処理の実施主体及び管理･運営体制については､今後も現行の体制を継続していくものとします。

表６－１　ごみ処理の実施主体及び管理・運営体制

区分＼体制		実施主体	運営形態
収集・運搬	可燃ごみ	遠賀・中間地域広域行政事務組合	許可及び委託
	不燃ごみ		
	粗大ごみ		
	資源ごみ		
中間処理 最終処分	可燃ごみ	遠賀・中間地域広域行政事務組合	基本協定書に基づき北九州市へ委託
	不燃ごみ	遠賀・中間地域広域行政事務組合	直営
	粗大ごみ		
	資源ごみ		

第３節　排出抑制・再資源化計画

１．ごみの排出抑制・減量化への取り組み

ごみの排出量を抑制し最終処分量の削減を図るためには、住民・事業者・行政が一体となり、同じ意識を持って課題の解決に取り組んでいくことが重要となります。

２．ごみの排出抑制及び再資源化のための方策

ごみの排出抑制と資源化（リサイクル）の推進を図るため、現在行っている下記の取り組みを継続します。

表６－２　ごみの排出抑制・再資源化のための取り組み（１）

中間市	【主要施策】 １．やっちゃれエコライフ啓発事業 ・全国環境月間中である 6 月の第 2 日曜日をエコライフデーと定め、当日省エネなど実践したことをあらかじめ配布されたチェックシートにチェックをする。このことにより自分のライフスタイルを見直し、多くの市民が参加することにより環境にやさしいライフスタイルの普及啓発を行う。 ２．3R 推進事業 ・3R（Reduce＝ごみを出さない、Reuse＝繰り返し使う、Recycle＝再利用する）を推進するため、市民の意識改革や実践活動を促進する。廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物を資源として再利用、再生利用し、資源循環型社会を構築する。 ３．地球温暖化対策実行計画（事務事業編）個別事業 ・平成 29 年 2 月に策定した地球温暖化対策実行計画で掲げた目標である、平成 33 年度までの中間市所管施設の二酸化炭素排出量を 10%削減を達成するため、LED 化及び各施設の老朽化設備を更新する。 ４．環境保全活動団体提案型事業補助金制度 ・平成 27 年度に策定した中間市第 2 次環境基本計画及び平成 21 年に策定した中間市市民協働のまちづくり基本方針に基づき、公益的な環境保全活動を行う団体が提案し、かつ、実施する事業を対象に補助金を交付する。
水巻町	【主要施策】 １．4R（3R+1R[Refuse=廃棄物の発生回避]）の推進 ・エコバックの使用を推進する。 ・食品ロスの出ない生活様式を推進する。 ・簡易包装、資源ごみ回収等を推進する。 ・使い捨て商品から再使用・詰め替え型商品への移行を推進する。 ・給食により排出される生ごみのリサイクルを行う。 ２．食品ロスの削減 ・食品ロス削減の取組について、情報の収集・提供を行う。 ・未利用食品を提供するための活動の支援等を行う。 ・生ごみ処理容器･生ごみ処理機活用による食品残渣の削減への取組を行う。 ３．ごみの分別の促進 ・資源ごみの集団回収を促進する。 ４．適切な回収体制の確立 ・一般廃棄物の拠点回収場所での回収を重点的に進める。 ５．ポイ捨てや不法投棄等の防止 ・不法投棄や散乱ごみのないまちを目指し、啓発活動を促進する。 ６．環境美化活動の推進 ・環境美化推進員やボランティア団体の活動を支援する。

表６－２　ごみの排出抑制・再資源化のための取り組み（２）

岡垣町	【主要施策】 １．ごみの減量化と再資源化を支援し、新たな資源化に向けた研究に取り組む。 ・減量化や資源物回収の活動を支援し、補助金を交付する。 ・地域や企業と連携し、生ごみの減量化に向けた取り組みを行う。 ２．資源物回収を利用しやすい環境整備に努める。 ・資源物回収団体と連携し、より多くの人が資源物回収を利用できる環境づくりを進める。 ３．リユース（再利用）の機会を提供する。 ・フリーマーケットの開催を支援し、資源の再利用に努める。 ４．ごみ出しが困難な世帯のごみ出し方法を検討 ・ごみ出しが困難な高齢者世帯などに対するごみ出しのあり方を検討する。 ５．ごみの減量化・再資源化の意識啓発を進める。 ・広報おかがきや町公式ホームページで情報を発信、分別ガイドブックを作成し配布する。また、講演会などを開催し、意識啓発に努める。 ６．ごみの不法投棄を防止する。 ・パトロールの実施・啓発看板などを設置し、監視の目を光らせる。また、地域が行う清掃活動を支援する。
芦屋町	【主要施策】 １．環境の保全と美化 ・「芦屋町地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス削減に取り組む。 ・環境美化のため、不法投棄防止活動や啓発活動、地域住民による河川敷や海岸地域、町内居住区域の清掃に取り組む。 ・遠賀川などから流出するごみ対策や不法係留船対策について、関係機関に働きかける。 ２．循環型社会の推進 ・ごみ減量化・資源化を一層推進するため、生ごみ処理容器等購入補助金や資源物回収活動奨励金の活用を図るとともに、資源物拠点回収、エコバッグの携帯などの取り組みを推進する。 ・ごみの減量化・資源化に関する住民啓発に取り組む。
遠賀町	【主要施策】 １．自然環境の保全 ・「遠賀町環境基本計画」に基づき、環境保全に関する施策を計画的に推進する。 ・ボランティアとの連携による環境美化運動を継続し、活動の充実を図る。 ・不法投棄抑制に向けた巡回パトロールの実施や、適切なリサイクルに向けた啓発活動を進める。 ２．循環型社会の推進 ・3R に向けた意識を啓発し、適切な資源リサイクルを促進 ・生ごみ処理機やダンボールコンポストの購入補助の継続、食品ロス対策など、燃えるごみの減量化に向けた活動を推進する。

表６－２　ごみの排出抑制・再資源化のための取り組み（３）

組合	【主要施策】 １．ごみ処理施設での一般廃棄物（ごみ）の処理、資源化 ①遠賀・中間リレーセンター ・「不燃ごみ・粗大ごみ」は、破砕処理した後に金属回収を行い、民間業者へ売却を通じて資源化を行う。 ※「可燃ごみ」は基本協定書に基づき北九州市に処理委託している。 ・「新聞紙、雑誌、段ボール等」は、可能な限り選別し、民間業者への売却を通じて資源化を行う。 ・「草、木くず」は、可能な限り選別し、処理許可業者への処理（チップ化、堆肥化）委託を行う。 ・「使用済小型電子機器等」は、可能な限り選別し、認定事業者での資源化を行う。 ②中間・遠賀リサイクルプラザ ・「ビン・カン」のうちカンは、選別処理した後に民間業者への売却を通じて資源化を行う。 ・「ビン・カン」のうちビン、「プラスチック製容器包装」、「ペットボトル」、「食品トレイ」は、容器包装リサイクル法に基づき資源化を行う。 ・「紙パック」は、選別処理した後に北九州市の製紙会社によって、トイレットペーパーへのリサイクルを行う。 ・遠賀・中間リレーセンターに持ち込まれた再生利用可能な「家具類」を中間・遠賀リサイクルプラザで修理し「再生品家具類」として展示販売を行う。 ③最終処分場での埋め立て処理 ・遠賀・中間リレーセンター、中間・遠賀リサイクルプラザから出るリサイクルできない不燃残渣の埋め立て処理を行う。 ２．ごみ処理施設の長寿命化 ・長寿命化総合計画に基づき、「遠賀・中間リレーセンター」、「中間・遠賀リサイクルプラザ」、「最終処分場」の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策等、施設の機能を維持する補修計画の立案と実施により、施設の長寿命化、財政支出の節減を図る。 ３．環境教育・啓発活動の充実 ①廃棄物に関する意識の高揚 ・ごみ減量、リサイクル推進のため、施設の見学などあらゆる機会を通じ、住民、事業者に対し、ごみ処理の現状に関する認識を深めてもらう。 ②ごみの適切な出し方に関する啓発 ・広報誌、分別ガイドブックにより、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

第４節　収集・運搬計画

１．収集・運搬体制

ごみの収集・運搬については、現行の体制を維持していくこととし、組合が主体となり毎年定める収集・運搬計画（一般廃棄物処理実施計画）に基づいて行うこととします。

具体的なごみ種別ごとの収集・運搬体制について以下に示します。

表６－３　ごみ種別ごとの収集・運搬体制

<table>
<tr><th colspan="3">種類</th><th>収集主体</th><th>収集区域</th><th>収集回数</th><th>収集容器</th><th>収集方法</th></tr>
<tr><td rowspan="8">生活系ごみ</td><td colspan="2">可燃ごみ</td><td rowspan="8">組合</td><td rowspan="8">管内全域</td><td>週２回</td><td rowspan="4">指定袋</td><td rowspan="4">ステーション</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td><td>月１回</td></tr>
<tr><td colspan="2">ビン・カン</td><td>月２回</td></tr>
<tr><td colspan="2">プラスチック製
容器包装</td><td>月２回</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>月１回</td><td>指定シール</td><td>戸別収集</td></tr>
<tr><td rowspan="3">拠点回収
資源物</td><td>ペットボトル</td><td rowspan="3">随時</td><td rowspan="3">回収
ボックス</td><td rowspan="3">拠点回収</td></tr>
<tr><td>紙パック</td></tr>
<tr><td>食品トレイ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業系ごみ</td><td colspan="2">可燃ごみ</td><td rowspan="3">許可業者</td><td rowspan="3">管内全域
（業者毎
指定区域）</td><td rowspan="3">許可業者との
収集契約</td><td rowspan="3">指定袋</td><td rowspan="3">許可業者との
収集契約</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">ビン・カン</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自己搬入</td><td colspan="2">可燃ごみ</td><td rowspan="3">排出者</td><td rowspan="3">管内全域</td><td rowspan="3">必要の都度</td><td rowspan="3">飛散・流出
しない方法</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td></tr>
</table>

２．収集運搬量の見込み

ごみ排出量の削減目標が達成された場合、ごみの収集運搬量は次のとおりと見込まれます。なお、収集運搬量は、組合所管の遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおけるごみ受入量を表すことから、第５章 第２節「４．数値目標のまとめ」に示す排出削減目標のうち、「令和８年度において、ごみ受入量を 35,216t/年以下に削減」を達成した場合の数値としました。上記の目標達成時、組合全体における令和８年度の収集運搬量は 35,079t/年と見込まれます。

収集・運搬体制については、ごみ量の減少や高齢化社会の進行に伴う収集支援の検討等、効率性や利便性等に配慮して進めていくものとします。

表６－４　収集運搬量※の見込み（目標達成時）

（単位：t/年）

区分		実績	目標	
		R3	R8	R13
可燃ごみ	組合全体	32,568	29,682	28,599
	中間市	9,858	9,106	8,789
	水巻町	7,320	6,392	6,189
	岡垣町	7,305	7,045	6,799
	芦屋町	3,112	2,677	2,425
	遠賀町	4,973	4,462	4,397
不燃ごみ	組合全体	969	885	856
	中間市	295	273	265
	水巻町	193	169	168
	岡垣町	232	224	215
	芦屋町	107	92	85
	遠賀町	142	127	123
粗大ごみ	組合全体	2,588	2,368	2,281
	中間市	629	581	557
	水巻町	455	397	382
	岡垣町	759	732	709
	芦屋町	271	233	211
	遠賀町	474	425	422
資源ごみ	組合全体	2,353	2,144	2,063
	中間市	701	648	623
	水巻町	545	476	457
	岡垣町	528	509	494
	芦屋町	226	194	176
	遠賀町	353	317	313
合計	組合全体	38,478	35,079	33,799
	中間市	11,483	10,608	10,234
	水巻町	8,513	7,434	7,196
	岡垣町	8,824	8,510	8,217
	芦屋町	3,716	3,196	2,897
	遠賀町	5,942	5,331	5,255

※遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザにおけるごみ受入量
（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの合計）

第５節　中間処理計画

中間処理については、現行の体制を継続することとし、ごみ種別毎に適正に処理を行います。

なお、組合は可燃ごみ処理施設を有しておらず、平成 19 年度より基本協定書に基づき可燃ごみ・可燃残渣の焼却及び焼却残渣の最終処分を北九州市に委託しています。安定したごみ処理事業を継続していくためには、北九州市との連携が必要不可欠であることから、今後も北九州市と一体となった資源循環型都市圏の形成に向け、北九州市との広域連携を維持し、各種ごみの適正処理を図ります。

１．中間処理対象物と処理方法

１）可燃ごみ

可燃ごみについては、遠賀・中間リレーセンター（中継施設）にて圧縮・積み替えを行い、基本協定書に基づき処理を委託している北九州市のごみ処理施設へ搬出し、焼却処理及び焼却残渣の最終処分を行います。なお、新聞紙・雑誌・段ボールは民間業者へ売却し、木材・草・剪定枝については、民間許可業者への処理委託を通じて資源化を行います。

２）不燃ごみ・粗大ごみ

不燃ごみ及び粗大ごみは、遠賀・中間リレーセンターへ搬入し、破砕・剪断・圧縮等の中間処理を行い、鉄・アルミ等の資源物を回収後、可燃残渣については可燃ごみとともに北九州市へ搬出し、不燃残渣については、組合最終処分場にて最終処分を行います。なお、回収した資源物（使用済小型家電・鉄・アルミ・乾電池・蛍光灯・水銀体温計等）については民間業者への売却や処理委託を通じて資源化を行います。

３）資源ごみ

資源ごみ（集団回収を除く）については、中間・遠賀リサイクルプラザへ搬入し選別・圧縮・再生処理等の中間処理を行い、資源化できるものは可能な限り資源化を行います。発生する可燃残渣及び不燃残渣は遠賀・中間リレーセンターへ搬出し、同施設で発生する残渣と同様の処理を行います。また、埋立残渣は組合最終処分場にて最終処分を行います。

２．中間処理施設の適正管理

ごみの適正処理を継続していくため、遠賀・中間リレーセンター及び中間・遠賀リサイクルプラザについては、引き続き適正な管理と機能の維持に努めるとともに、今後は基幹的設備の更新など施設の延命について検討していきます。

３．中間処理量の見込み

ごみ排出量の削減目標が達成された場合、ごみの中間処理量は次のとおりと見込まれます。組合全体における令和 8 年度の中間処理量は 35,079t（集団回収量を除く）、焼却発生量（粗大ごみ等の中間処理により発生した可燃残渣を含む）は 31,943t と見込まれます。

表６－５　中間処理量の見込み（目標達成時）

（単位:t/年）

区分			実績	目標	
			R3	R8	R13
中間処理量	可燃ごみ	組合全体	32,568	29,682	28,599
		中間市	9,858	9,106	8,789
		水巻町	7,320	6,392	6,189
		岡垣町	7,305	7,045	6,799
		芦屋町	3,112	2,677	2,425
		遠賀町	4,973	4,462	4,397
	不燃ごみ	組合全体	969	885	856
		中間市	295	273	265
		水巻町	193	169	168
		岡垣町	232	224	215
		芦屋町	107	92	85
		遠賀町	142	127	123
	粗大ごみ	組合全体	2,588	2,368	2,281
		中間市	629	581	557
		水巻町	455	397	382
		岡垣町	759	732	709
		芦屋町	271	233	211
		遠賀町	474	425	422
	資源ごみ	組合全体	2,353	2,144	2,063
		中間市	701	648	623
		水巻町	545	476	457
		岡垣町	528	509	494
		芦屋町	226	194	176
		遠賀町	353	317	313
	合計	組合全体	38,478	35,079	33,799
		中間市	11,483	10,608	10,234
		水巻町	8,513	7,434	7,196
		岡垣町	8,824	8,510	8,217
		芦屋町	3,716	3,196	2,897
		遠賀町	5,942	5,331	5,255
焼却発生量※1,2		組合全体	35,044	31,943	30,779
		中間市	10,538	9,735	9,392
		水巻町	7,810	6,820	6,602
		岡垣町	7,946	7,663	7,399
		芦屋町	3,367	2,896	2,625
		遠賀町	5,383	4,829	4,761

※1 粗大ごみ等の中間処理により発生した可燃残渣を含む。

※2 目標年度の焼却発生量＝目標年度の中間処理量合計×（R3 焼却発生量÷R3 中間処理量合計）

第６節　最終処分計画

最終処分については、ごみの排出抑制及びリサイクルを推進した上で、どうしても処分する必要が生じた廃棄物を適正に処分します。

１．最終処分対象物と処分方法

最終処分方法は、現行の体制を継続することとし、焼却残渣については基本協定書に基づき可燃ごみ処理業務を委託している北九州市において最終処分を行い、その他の中間処理残渣については組合が所管する最終処分場において最終処分を行います。

２．最終処分場の適正管理

最終処分場に関しては、残余容量にはまだ余裕がありますが、埋立開始から 33 年が経過しており、浸出液処理施設等の設備の老朽化が進んでいることから、機能維持のための整備を行い、適正な最終処分を図ります。

３．最終処分量の見込み

ごみ排出量の削減目標が達成された場合、ごみの最終処分量は次のとおりと見込まれます。組合全体における令和８年度の焼却残渣は 3,793t、中間処理残渣は 1,114t、合計で 4,907t と見込まれます。

表６－６　最終処分量の見込み（目標達成時）

区分		実績	目標	
		R3	R8	R13
ごみ総排出量（t/年）	組合全体	41,001	37,328	35,880
	中間市	12,322	11,391	10,989
	水巻町	8,908	7,810	7,559
	岡垣町	9,451	9,111	8,797
	芦屋町	3,977	3,361	3,008
	遠賀町	6,343	5,655	5,527
直接埋立（t/年）	組合全体	0	0	0
	中間市	0	0	0
	水巻町	0	0	0
	岡垣町	0	0	0
	芦屋町	0	0	0
	遠賀町	0	0	0
焼却残渣（t/年）	組合全体	4,162	3,793	3,655
	中間市	1,251	1,156	1,115
	水巻町	928	810	784
	岡垣町	944	910	879
	芦屋町	400	344	312
	遠賀町	639	573	565
中間処理残渣（t/年）	組合全体	1,222	1,114	1,073
	中間市	368	340	328
	水巻町	259	226	219
	岡垣町	285	275	265
	芦屋町	129	111	101
	遠賀町	181	162	160
最終処分量　計（t/年）	組合全体	5,384	4,907	4,728
	中間市	1,619	1,496	1,443
	水巻町	1,187	1,036	1,003
	岡垣町	1,229	1,185	1,144
	芦屋町	529	455	413
	遠賀町	820	735	725
最終処分率※（%）	組合全体	13.1	13.1	13.2
	中間市	13.1	13.1	13.1
	水巻町	13.3	13.3	13.3
	岡垣町	13.0	13.0	13.0
	芦屋町	13.3	13.5	13.7
	遠賀町	12.9	13.0	13.1

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量×100

第７節　災害廃棄物処理計画について

地震や水害等の大規模災害発生時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、組合だけでは対応が困難となることが想定されます。なお、被災時には平成 31 年 3 月に策定した中間市・遠賀郡災害廃棄物処理計画に基づき、以下に示す役割分担を行い、災害廃棄物の処理を行います。

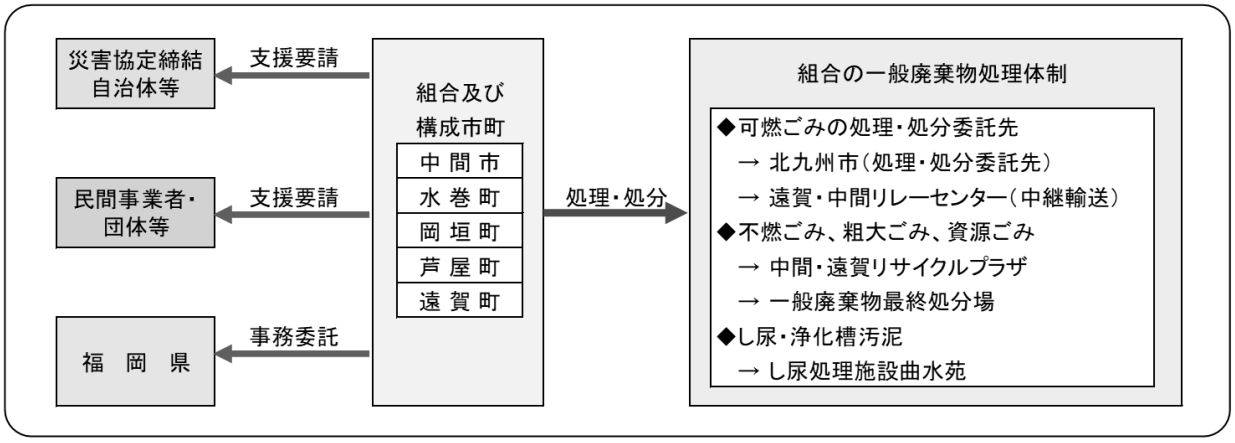

図６－１　各主体の役割分担（平成 31 年 3 月中間市・遠賀郡災害廃棄物処理計画）

第８節　計画の進行管理

ごみの減量等の目標値を達成するためには、取り組みの状況や目標値の達成状況等を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。

この考えに基づいて本計画では、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（評価）、Act（改善・代替案）から成るＰＤＣＡサイクルによって、継続的な改善を図っていくものとします。

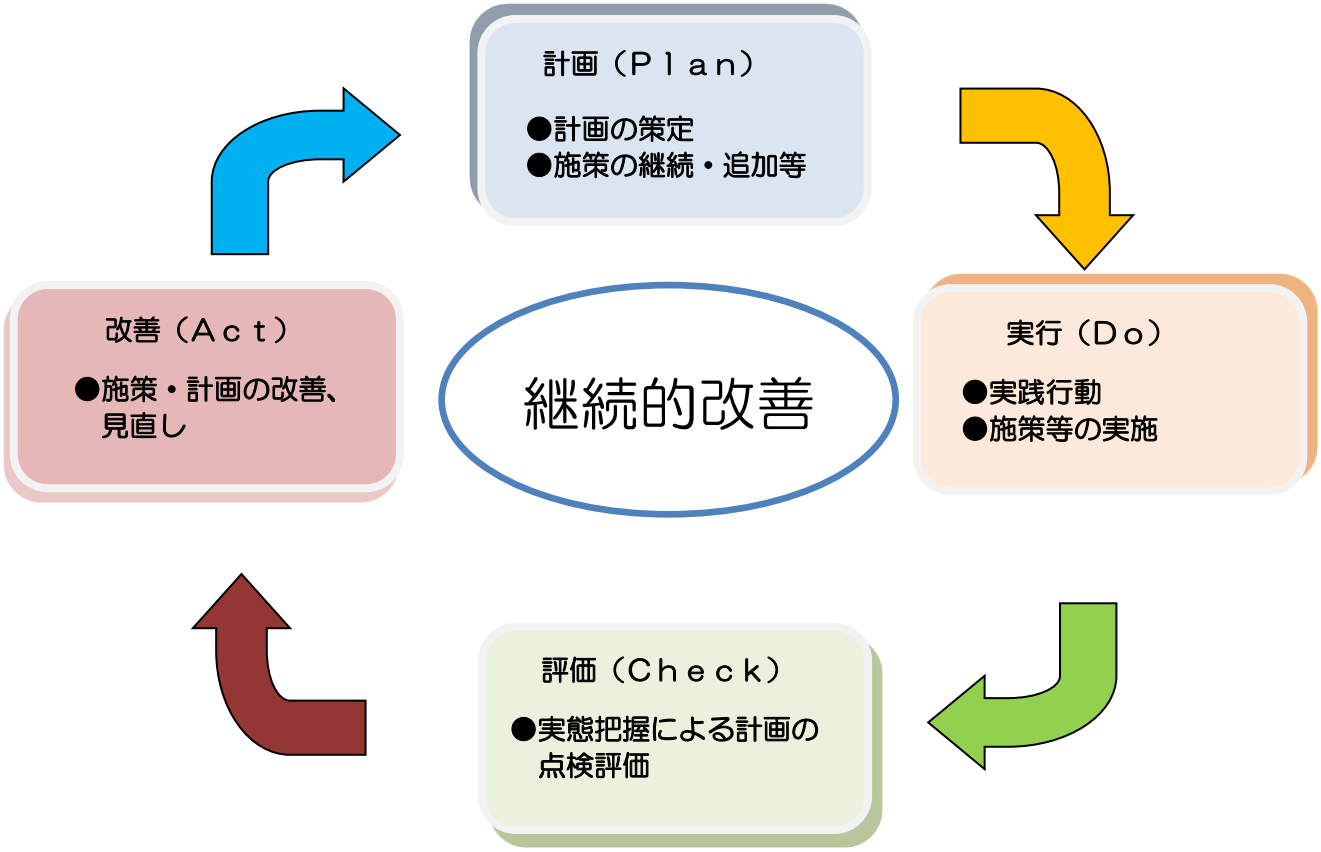

図６－２　計画の進行管理：ＰＤＣＡサイクル（概念図）